

令和 6 年 3 月 4 日開会

令和 6 年 3 月 26 日閉会

令和 6 年 三 宅 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

令和6年3月三宅町議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2

第 1 号 (3月4日)

出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	5
職務のため会議に出席した者の役職氏名	5
議事日程	6
議長挨拶	8
町長挨拶	8
開会の宣告	9
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
諸般の報告	10
選任第1号の上程、採決	10
議案第1号～議案第25号の上程、説明	11
報告第1号の上程、説明	27
諮問第1号の上程、説明、採決	29
散会の宣告	29

第 2 号 (3月6日)

出席議員	31
欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	31
職務のため会議に出席した者の役職氏名	31
議事日程	32
開議の宣告	33

議事日程の報告	33
議案第 1 号～議案第 5 号の予算審査特別委員会付託について	33
議案第 6 号～議案第 25 号の各常任委員会付託について	33
一般質問	34
瀬 角 清 司 君	34
久 保 憲 史 君	42
松 本 健 君	48
梅 本 睦 男 君	57
渡 辺 哲 久 君	67
森 内 哲 也 君	78
池 田 年 夫 君	91
川 鱈 実希子 君	102
散会の宣告	111

第 3 号 （3月26日）

出席議員	113
欠席議員	113
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	113
職務のため会議に出席した者の役職氏名	113
議事日程	114
開議の宣告	115
議事日程の報告	115
常任委員長並びに特別委員長報告、質疑、討論、採決	115
閉会中の継続審査について	150
町長挨拶	150
閉会の宣告	151
署名議員	153

三宅町告示第6号

令和6年3月三宅町議会第1回定例会を
次のとおり招集する

令和6年2月15日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- 1. 招集日時 令和6年3月 4日 月曜日
午 前10時00分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和6年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

令和6年3月 4日月曜日

23日間

令和6年3月26日火曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘 要
第1日目	3月4日月曜日	午前10時00分	定例会開会 (諸報告・議案説明)
第2日目	3月5日火曜日		休 会
第3日目	3月6日水曜日	午前9時30分	定例会再開 (一般質問)
第4日目	3月7日木曜日		休 会
第5日目	3月8日金曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会 (総務建設関係)
第6日目	3月9日土曜日		休 会
第7日目	3月10日日曜日		休 会
第8日目	3月11日月曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会 (福祉文教関係)
第9日目	3月12日火曜日	午前9時30分	総務建設常任委員会
第10日目	3月13日水曜日		休 会
第11日目	3月14日木曜日	午前9時30分	福祉文教常任委員会
第12日目	3月15日金曜日		休 会
第13日目	3月16日土曜日		休 会
第14日目	3月17日日曜日		休 会
第15日目	3月18日月曜日		休 会
第16日目	3月19日火曜日		休 会
第17日目	3月20日水曜日		休 会
第18日目	3月21日木曜日		休 会
第19日目	3月22日金曜日		休 会
第20日目	3月23日土曜日		休 会

第 2 1 日 目	3 月 2 4 日 日 曜 日		休	会
第 2 2 日 目	3 月 2 5 日 月 曜 日		休	会
第 2 3 日 目	3 月 2 6 日 火 曜 日	午前 1 0 時 0 0 分	定 例 会	再 開

令和6年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和6年3月4日月曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 睦 男	久 保 憲 史	川 鱈 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	大 泉 志 保	総 務 部 長	森 本 典 秀
みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀	住民福祉部長	宮 内 秀 樹
健康こども局長	植 村 恵 美	まちづくり推進部長	岡 橋 正 識
教育委員会事務局長	中 谷 亮 一	会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	田 中 修 三	モニター室係	今 中 建 志
モニター室係	内 野 孝 彦	モニター室係	奥 田 崇 鉦

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	梅 本 睦 男	2 番 議 員	久 保 憲 史
---------	---------	---------	---------

令和6年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和6年 3月 4日 月曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| 日程第4 | 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 議案第1号 令和6年度三宅町一般会計予算について |
| 日程第6 | 議案第2号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第3号 令和6年度三宅町介護保険特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第4号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第5号 令和6年度三宅町下水道事業会計予算について |
| 日程第10 | 議案第6号 令和5年度三宅町一般会計第11回補正予算について |
| 日程第11 | 議案第7号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第8号 令和5年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第9号 令和5年度三宅町下水道事業会計第4回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第11号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第12号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第14号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に |

ついて

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第19 | 議案第15号 | 三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第16号 | 三宅町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第17号 | 三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第18号 | 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第19号 | 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第20号 | 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について |
| 日程第25 | 議案第21号 | 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について |
| 日程第26 | 議案第22号 | 三宅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について |
| 日程第27 | 議案第23号 | 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について |
| 日程第28 | 議案第24号 | 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第29 | 議案第25号 | 財産の取得について |
| 日程第30 | 報告第1号 | 令和5年度三宅町一般会計第10回補正予算の専決処分について |
| 日程第31 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 定刻となりましたので、始めたいと思います。

本日令和6年3月三宅町議会第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多忙の中、ご出席いただき、ありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、令和6年度三宅町一般会計予算についてをはじめといたします選任1件、議案25件、報告1件、諮問1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますように議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたしたいと思います。

また、スマートフォン等をお持ちの方は、マナーモードに設定するか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和6年3月三宅町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、年度末の公私ご多忙の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のため、ご支援ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

まず初めに、このたび、令和6年1月1日の能登半島地震により、犠牲となられた多くの方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、残された遺族や被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

本町といたしましては、被災地への支援として石川県穴水町に職員2名を派遣し、2月5日から12日までの8日間、建物等の罹災証明受付発行事務に従事いたしました。

特に職員が支援に向かった時期は、1月1日の地震発生後の命を守り、自身の生計を維持する時期から生活再建に向けて動き出す時期に差ししかかっている頃でもあり、多くの被災者が役場の特設窓口に殺到される状況であったようです。

その中、2名の職員が初めて震災後の被災支援事務等を実体験したことは、単なる被災地への支援にとどまらず、本町における災害時の支援対策として、今後多くのことに生かされるものであったと帰庁後の報告会を通じ、私も職員も被災支援の責務とともに、改めて痛

感したものでございました。

被災地では約2か月がたちますが、いまだに余震も収まらず、まだまだ不安な日々が続いており、この場からではございますが、皆様の安全と、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、そのような中、三宅町の目指すべき将来像である「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン」とするため、不確実性が高まる時代においても機動的な行政運営を行うとともに、計画の見直し等、様々な変化に柔軟に対応し、昨年度に引き続き「挑戦」することを重点とする予算編成方針の下、令和6年度の予算編成を行いました。

詳しくはこの後の提案説明にて申し上げますが、既存事業の見直しや先進地視察、研修への積極的な参加、挑戦したい人を応援する仕組みづくりなど、第2期総合戦略期間のトライアル時期、2期目として終期である令和9年度を見据えた事業計画の組立てを行うために必要な予算を積極的に確保したものでございます。

なお、本定例会に提出をいたしております案件は、令和6年度一般会計当初予算をはじめとする当初予算案5件、令和5年度一般会計第11回補正予算をはじめとする補正予算案4件、条例の一部改正及び全部改正14件、計画の変更1件、財産取得の議案1件、補正予算の専決処分報告1件、諮問1件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、令和6年3月三宅町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、三宅町議会会議規則第120条の規定により 1 番議員、梅本睦男君、2 番議員、久保憲史君の 2 名を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 3 月 4 日より 3 月 26 日までの 23 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日 3 月 4 日より 3 月 26 日までの 23 日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（辰巳光則君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

堀内庄左エ門代表監査委員より会計監査の報告を求めます。

○監査委員（堀内庄左エ門君） それでは、監査委員、ご報告申し上げます。

去る 2 月 16 日、久保憲史監査委員とともに、令和 5 年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

監査委員報告。

令和 5 年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係職員の説明を受け、厳正なる監査を行いました。

その結果、地方自治法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和 6 年 3 月 4 日、三宅町代表監査委員 堀内庄左エ門。

○議長（辰巳光則君） これで諸般の報告を終わります。

◎選任第 1 号の上程、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第4、選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

予算審査のため、三宅町予算審査特別委員会を三宅町議会委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により、8名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、8名の委員とオブザーバーである議長をもって構成する三宅町予算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました三宅町予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名について、三宅町議会委員会条例第8条の規定はありますが、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名をさせていただくことといたします。

それでは、三宅町予算審査特別委員会の委員長に瀬角清司君、副委員長に梅本睦男君を指名いたします。

◎議案第1号～議案第25号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和6年度三宅町一般会計予算についてより、日程第31、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上この際、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和6年度三宅町一般会計予算についてより日程第29、議案第25号 財産の取得についてまでの議案25件を一括上程したいと思います。これにご異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和6年3月三宅町議会第1回定例会に提出をいたしました当初予算案をはじめとする多数の重要案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするところでございますが、初めに予算編成の基本姿勢を、その後、各提案議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、予算に係る国、県の動向等について触れさせていただきます。

国では、構造的賃上げの実現と人への投資の強化及び官民連携を通じた科学技術、イノベーションの推進やGX・DXの加速、スタートアップ推進や新たな産業構造への転換とともに、少子化対策として、こども未来戦略方針に基づく子育て施策の抜本的強化などが打ち出されております。

また、奈良県では、子ども・子育て助成支援の充実、企業誘致など県内産業の振興、社会資本整備の推進、高校授業料無償化、（仮称）奈良インターチェンジ周辺整備、ならの道リフレッシュプロジェクトなど、政策的な方向性として示されております。

さて、本町における令和4年度一般会計の決算は、経常収支比率については前年度より6.9%増の87.6%となり、基金残高は約28億9,573万円と約3億円増加しております。

また、財政健全化法による実質公債比率については、前年比0.3%増の10.6%、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ることにより数値なしとなり、町財政としては、健全な状態にあるといえます。

しかしながら、町税を中心とした歳入については、短期的での増収は見込めず、一方で、歳出については、高齢化の進行により社会保障経費が増加していくこと等を踏まえ、限られた財源の中で、より大きな効果を発揮する必要があるとございます。

こうした状況を踏まえ、三宅町第2期総合戦略に基づく計画的かつ重点的な事業実施を推進しなければなりません。

そこで、令和6年度の予算編成に当たっては、昨年度に引き続き、「挑戦」をキーワードに、不確実性が高まる時代の中で、機動的な、そして様々な変化にも柔軟に対応できる行政運営を進めます。

さらに、三宅町のビジョンである「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン三宅町」を実現するため、次の施策を推進いたします。

1つ目、戦略型・目標達成型予算の追求として、昨年度に引き続き、政策的事業は全て総合戦略の4つの基本目標に基づいた事業としております。

2つ目、本町のミッション、バリューを念頭に置いた事業の策定として、第2期総合戦略期間のうち、令和6年度は「挑戦」の2年目として位置づけております。

また、行政サービスの質の向上を図り、住民ニーズに合った事業を進めるため、業務のブラッシュアップや事業費見直しを進め、効率化を図り、一人一人に寄り添った支援を行い、挑戦したい人を応援できる仕組みをつくり、地域の活性化や成長につなげます。

さらに、国費や企業版ふるさと納税など、外部資金の活用と過疎対策事業債の活用を含めた歳入の確保や、DXの観点から積極的に業務改善を進め、効果性・効率性を追求することで、限られた財源の中でも持続可能な財政運営を確保します。

そして、予算執行においても、会計規則等のコンプライアンスを全職員が厳守してまいります。

それでは、新年度の予算の全体像について、部局別から見た積極的に取り組む主な事業をご説明いたします。

初めに、みやけイノベーション推進部では、町の情報を町内全域にくまなく周知するために、全住民に広報みやけをお届けする「文書広報事業」、まちの農業をもっとたくさんの人へ知ってもらいたく幼児園や小学校と連携し、地産地消の拡充を進める「屯倉のおいしい発信事業」、タクシー補助券をさらに充実させるために、地域公共交通事業などに取り組むこととしております。

次に、総務部では、新たに防災士養成補助制度を創設し、災害に備えた体制等を強化する「災害に強いまちづくり事業」、地域のコミュニティー活動を充実・強化・発展させるために、自治会活動の補助金を増額する「地域コミュニティー事業」、磯城消防署の建て替えを含む、奈良県広域消防組合負担金の計上などに取り組むこととしております。

次に、住民福祉部では、高齢者団体等の活動をもっと応援する高齢者地域活動支援金の増額、障害者への相談支援を援助する「身体・知的・精神障がい者相談支援事業」、各特別会計負担金の計上などに取り組むことにしております。

次に、健康子ども局では、第2子目以降の給食費を半額または全額支援する「多子世帯への給食費支援」、地産地消と食育のさらなる推進のための「給食パワーアップ事業」、手ぶ

ら登園に加え、お昼寝布団のレンタルサービスを導入する「子育て支援事業」などに取り組むこととしております。

次に、まちづくり推進部では、令和7年の本格稼働に向けて、新クリーンセンター施設の建設を進めるため、山辺県北西部広域環境衛生組合負担金の計上、老朽化した農業水路等の改修を計画的に進める「農業水路等長寿命化防災・減災事業」、河川環境の改善のため、引き続き飛鳥川流域の普通河川の堆積土砂の掘削などに取り組むこととしております。

最後に、教育委員会では、三宅町産米を学校給食に提供する「給食パワーアップ事業」、多様な学びの場をつくる三宅町教育相談室G・L O V Eの環境整備などに取り組むこととしております。

続きまして、今定例会に上程いたしました各議案のご説明を申し上げます。

議案第1号 令和6年度三宅町一般会計予算についてご説明をいたします。

歳出よりご説明いたしますので、50ページ、51ページをご覧ください。

まず、款1 議会費においては、前年度比プラス0.3%、20万円増の6,356万9,000円を計上いたしました。

続いて、52、53ページから、72、73ページ中段までをご覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費では、目1 一般管理費では、振込み及びデータ転送手数料、人件費等の増額により、前年度比513万9,000円増の3億128万円を、目2 文書広報費では、掲示板新設工事が終了したことから、工事請負費の減額等により、前年度比126万円減の1,224万2,000円を、目3 財産管理費では、旧つながり総合センター解体工事に伴う設計委託費の増額等により、前年度比450万7,000円増の6,258万1,000円を、目4 企画費では、T A S K標準システム移行支援及びL G W A Nシステム更新に係る電算事務事業終了に伴う減額等により、前年度比2,448万9,000円減の1億3,910万4,000円を、目5の公平委員会費では、昨年度と同額の3万円を、目6の諸費では、前年度比149万8,000円増の1,248万2,000円を、目7 交流まちづくりセンター費では、地域おこし協力隊サポート事業に会計年度任用職員の人件費を移行したための減額等により、前年度比3,128万1,000円減の5,449万8,000円を、目8 財政調整基金費では前年度比103万1,000円増の224万4,000円を、目9 ふるさと納税基金費では、ふるさと納税積立金の増加等により、前年度比613万7,000円増の4,884万5,000円を計上いたしました。

次に、項2 町税費では、事務に係る経費の増額等により、前年度比422万3,000円増の6,366万7,000円の計上、項3 戸籍住民基本台帳費では、前年度比777万8,000円増の2,767万

5,000円の計上、項4選挙費、目1選挙管理委員会費では、前年度比56万1,000円増の732万2,000円を、目6町長選挙費では、前年度比969万1,000円増の969万1,000円の計上、項5統計調査費では55万9,000円増の72万7,000円、項6監査委員費では1万3,000円増の40万4,000円を計上しており、以上、款2総務費全体において、前年度比マイナス2.1%、1,589万3,000円減の7億4,279万2,000円を計上いたしております。

次に、72ページ、73ページ下段から86、87ページまでをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、人件費、障害者自立支援事業費、障害児支援事業、地域生活支援事業に係る扶助費の増額等により、前年度比1,078万1,000円増の5億7,819万4,000円を、目2老人福祉費では、介護保険等事業費の減額等により、前年度比93万7,000円減の1億7,849万2,000円を、目3消費生活総務費では1万円増の35万1,000円、目4国民年金費では、前年度比13万9,000円増の565万3,000円を、目6解放会館費では、前年度比11万9,000円増の605万2,000円を、目7後期高齢者医療費では、後期高齢者医療特別会計繰出金の増額等により、前年度比765万7,000円増の1億4,117万6,000円を計上いたしました。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、児童・児童扶養・特別児童扶養手当給付金給付事業、ティーンズL1NK事業及び保育所入所事務事業の増額等により、前年度比1,624万6,000円増の1億8,163万7,000円を、目2母子福祉費では、前年度比51万3,000円増の606万8,000円を、目6幼児園費では、人件費及び物価高騰による給食委託経費の増額等により、前年度比3,284万5,000円増の2億9,433万9,000円を、目8放課後児童健全育成事業費では、業務委託料及び子ども・子育て支援交付金返還金の減額等により、前年度比2,175万1,000円減の3,547万8,000円を計上しており、款3民生費全体において、前年度比プラス3.3%、4,562万2,000円増の14億2,744万円を計上いたしました。

続いて、88、89ページから92、93ページまでをご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、諸事業の委託料の増額等により、前年度比857万3,000円増の1億5,436万3,000円を、目3環境衛生費では、前年度比12万8,000円減の26万3,000円を計上いたしました。

項2清掃費、目1清掃総務費では、車両購入及び山辺県北西部広域環境衛生組合市町村負担金の増額により、前年度比3億8,351万9,000円増の5億8,233万1,000円の計上、項3上水道費では、上水道事業関係繰出金の減額により、前年度比2,470万円減の1,320万円を計上しており、款4衛生費全体において、前年度比プラス95.9%、3億6,726万4,000円増の7億

5,015万7,000円を計上いたしました。

続いて、94、95ページから98、99ページ中段までをご覧ください。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費では、前年度比129万8,000円増の1,338万6,000円を、目2 農業総務費では、農地等集約補助事業補助金の減額等により、前年度比420万3,000円減の1,639万5,000円を、目3 農業振興費では、前年度比50万4,000円増の150万1,000円、目4 農地費では、地籍調査事業関係の委託料の増額等により、前年度比1,587万1,000円増の4,585万5,000円を計上いたしました。

項2 林業費では、前年度比1,000円減の67万8,000円を計上しており、款6 農業水産業費全体では、前年度比プラス20.9%、1,346万9,000円増の7,781万5,000円を計上いたしました。

次に、98、99ページ下段をご覧ください。

款7 商工費では、産業観光事業に係る委託料の増額等により、前年度比プラス5.5%、42万1,000円増の804万8,000円を計上いたしました。

次に、100、102ページから110、111ページ下段までをご覧ください。

款8 土木費、項1 土木総務費、目1 土木総務費では、事業関係委託料の増額等により、前年度比2,254万6,000円増の9,798万6,000円を計上いたしました。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費では、交通安全対策事業費の減額等により、前年度比20万円減の4,697万3,000円を、目2 道路新設費では、社会資本整備総合交付金事業及び三宅1号線道路整備事業に係る事業費の増額等により、前年度比343万8,000円増の2億1,940万7,000円を計上いたしました。

項3 都市計画費、目1 都市計画総務費では、都市計画マスタープランの改定及びまちづくり基本構想策定に係る委託料の減額等により、前年度比1,078万2,000円減の93万7,000円を、目3 公園費では、前年度比49万円増の430万9,000円を、目4 下水道費では、下水道事業会計繰出金の増額により、前年度比1,527万8,000円増の1億8,437万8,000円を計上いたしました。

項4 まちづくり費、目3 企画立地促進費では、前年度比300万2,000円増の688万円を、目4 大和平野中央プロジェクト費では、大和平野田園都市構想推進関係予算の減額等により、前年度比3,207万6,000円減の1億1,307万4,000円の計上を行い、項5 住宅費、目1 住宅管理費では、公営住宅等長寿命化計画改訂業務終了に伴う委託料の減額等により、前年度比1,221万円減の1,951万3,000円を計上し、款8 土木費全体において、前年度比マイナス1.49%、1,051万4,000円減の6億9,345万7,000円を計上いたしました。

次に、110、111ページ下段から114、115ページ中段までをご覧ください。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費では、奈良県広域消防組合消防負担金の増額等により、前年度比590万3,000円増の1億5,343万5,000円を、目2水防費では、前年度比1万円増の140万2,000円を、目3非常備消防費では、消防団活動に係る費用の増額等により、前年度比222万円増の1,149万5,000円、目4消防総務費では、消防施設の維持管理に係る経費の増額により、前年度費78万6,000円増の229万3,000円を計上しており、款9消防費全体において前年度比プラス5.58%、891万9,000円増の1億6,862万5,000円を計上いたしました。

次に、114、115ページ下段から130、131ページ上段までをご覧ください。

款10教育費、項2教育総務費、目1教育委員会費では、負担金の減額等により、前年度比31万6,000円減の107万7,000円、目2事務局費では、教育行政事務経費の増額により、前年度比476万7,000円増の4,684万6,000円を計上いたしました。

項2小学校費、目1学校管理費では、人件費及び委託料の増額等により、前年度比969万2,000円増の9,598万6,000円を、目2教育振興費では、前年度比122万3,000円増の728万7,000円を、目3学校給食費では、前年度比461万1,000円増の3,663万9,000円を計上いたしました。

項3中学校費では、式下中学校組合負担金の増額により、前年度比540万1,000円増の6,016万1,000円を計上し、項4幼児園費では、昨年度と同様の198万9,000円を計上いたしました。

項5社会教育費、目1社会教育総務費では、前年度比3万3,000円増の2,965万7,000円を、目3社会教育施設費では、需用費の増額等により、前年度比120万4,000円増の1,681万9,000円を、目5文化財保護費では、前年度比28万7,000円増の368万円の計上を行いました。

項6保健体育費、目1保健体育総務費では、前年度比11万6,000円増の357万円を、目2体育施設費では、前年度比11万5,000円減の1,261万8,000円を計上し、款10教育費全体において、前年度比プラス9.3%、2,690万3,000円増の3億1,632万9,000円を計上いたしました。

次に、130、131ページ中段をご覧ください。

款12公債費において、償還元金及び利子とも増額となり、前年度比プラス3.85%、1,411万7,000円増の3億8,055万円を計上いたしました。

最後に、同ページ下段をご覧ください。

款14予備費につきましては、前年度比プラス26.26%、649万2,000円増の3,121万8,000円を計上いたしました。

次に、歳入のご説明をいたします。

16、17ページにお戻りいただき、18、19ページ上段までをご覧ください。

款1町税、項1町民税については、町税の減収を見込み、前年度比519万円減の2億8,517万5,000円を、項2固定資産税については、固定資産税の増収を見込み207万5,000円増の2億4,056万1,000円、項3軽自動車税については増収を見込み、前年度比10万4,000円増の2,230万7,000円を、項4町たばこ税については減収を見込み107万6,000円減の3,853万8,000円と推計し、款1町税全体では、前年度比マイナス0.7%、409万7,000円減の5億8,658万1,000円を計上いたしました。

続いて、18、19ページの上段から22、23ページ中段までをご覧ください。

款2地方譲与税については、項2自動車重量譲与税から項5森林環境譲与税までにおいて、前年度比プラス2.6%、58万4,000円増の2,295万7,000円を計上いたしました。

款3利子割交付金については、前年度比マイナス39%、24万8,000円減の38万7,000円、款4配当割交付金では、前年度比プラス2.6%、19万6,000円増の786万4,000円を、款5株式等譲渡所得割交付金では、前年度比プラス6.3%、45万1,000円増の764万7,000円を、款6法人事業税交付金では、前年度比プラス13.7%、63万8,000円増の529万円を、款7地方消費税交付金では、前年度比マイナス3.7%、524万9,000円減の1億3,557万4,000円を、款8環境性能割交付金では、前年度比プラス31.8%、76万9,000円増の319万円を、款9地方特例交付金では、前年度比プラス455.4%、2,550万円増の3,110万円を計上いたしました。

款10地方交付税については、普通交付税の17億40万円と特別交付税の3億2,582万5,000円を合わせ、前年度比プラス2.8%、5,452万5,000円増の20億2,622万5,000円を計上いたしました。

続いて、22、23ページ中段から48、49ページまでをご覧ください。

款12分担金及び負担金については、児童福祉・老人福祉事業等に係る個人負担金、式下中学校普通交付税負担金、中学校給食負担金等を合わせ、前年度比プラス0.5%、31万8,000円減の5,985万9,000円を計上いたしました。

款13使用料及び手数料については、交流まちづくりセンター使用料、各施設の使用料、道路占有料、町営住宅使用料、指定ごみ袋売払手数料、各種証明及び許認可等の手数料で、前年度比マイナス9.4%、436万5,000円減の4,231万7,000円を計上いたしました。

款14国庫支出金については、歳出経費を基に国庫補助事業の補助率から交付金・補助金の算定を行い、法定受託事務委託金等の収入見込みを合わせ、前年度比マイナス5.2%、2,352

万2,000円減の4億2,889万9,000円を計上いたしました。

款15県支出金については、国庫補助事業における県負担分、県単独補助事業における補助率の算定を行い、県税徴収などの事務委託金等の収入見込みを合わせ、前年度比プラス10.8%、2,196万円増の2億2,457万1,000円を計上いたしました。

款16財産収入については、普通財産の売払収入による前年度比マイナス46.5%、487万8,000円減の561万3,000円を計上いたしました。

款17寄附金については、企業版ふるさと納税による前年度比プラス1.5%、153万円増の1億300万1,000円を計上いたしました。

款18繰入金については、ふるさと納税基金等を各事業に充当しており、財政調整基金及び公債償還調整基金の充当分を合わせ、前年度比プラス103.5%、1億8,984万6,000円増の3億7,335万円を計上いたしました。

款19繰越金については、令和5年度決算による繰越金見込みとして1,401万5,000円を計上いたしました。

款20諸収入については、普通預金利子、交流まちづくりセンター関係雑入、自治総合センター助成金、事業参加費等を見込み、前年度比プラス14.1%、473万7,000円増の3,826万円を計上いたしました。

最後に、款21町債では、地方交付税の振替財源となる過疎対策事業債及び臨時財政対策債の借入見込み、公共施設等適正管理推進事業債等の借入予定額を合わせ、前年度比プラス56.3%、1億9,567万円増の5億4,330万円を計上いたしました。

以上のことから、令和6年度の一般会計予算の総額は46億6,000万円となり、前年度比プラス9.8%、4億5,700万円の増額となっております。

次に、各特別会計予算及び企業会計予算についてご説明いたします。

議案第2号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計予算については、保険税等の減収により、前年度比マイナス8.9%、7,400万円減の7億6,100万円を計上しております。

議案第3号 令和6年度三宅町介護保険特別会計予算については、介護給付費の減額等により、前年度比マイナス0.1%、117万3,000円減の8億6,382万7,000万円を計上しております。

議案第4号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算については、保険料の増収から、前年度比プラス5.7%、904万5,000円増の1億5,960万5,000円を計上しております。

なお、令和6年度の3つの特別会計の総額は17億8,443万2,000円となり、前年度比マイナ

ス3.6%、6,612万8,000円の減額となっております。

次に、議案第5号 令和6年度三宅町下水道事業会計予算については、下水道事業収益及び下水道事業費用において2億7,600万円を、資本的収入で1億51万9,000円を、資本的支出で1億8,597万円を計上しております。

以上が議案第1号から第5号までの、新年度予算の概要でございます。

なお、予算執行に当たっては、計画的かつ効率的な執行を徹底し、引き続き経常経費の節減合理化と、年度内においても歳入財源の情報収集を図りながら、財源確保に努めてまいり所存でございます。

次に、議案第6号 令和5年度三宅町一般会計第11回補正予算についてご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。

補正予算書の14、15ページをご覧ください。

款8環境性能割交付金では、旧法による自動車取得税交付金として51万2,000円の増額を行うとともに、款10地方交付税では、普通交付税の決算見込みから3,280万8,000円の増額を行うものでございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生負担金では、保育所入所受託負担金の決算見込みから145万5,000円の増額を行い、目3衛生負担金では、各種検診等負担金11万円、予防接種個人負担金19万5,000円の減額を行うものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、決算見込みから保育所運営費国庫負担金555万円の減額、国民健康保険産前産後保険税免除分7,000円の増額を、続いて、16ページ、17ページをご覧ください。障害者自立支援費等負担金179万7,000円の増額、児童手当交付金312万8,000円の減額をそれぞれ行っております。目3衛生負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の決算見込みから負担金595万3,000円の減額を行うものでございます。

項2国庫補助金、目1総務補助金では、社会保障税番号制度補助金300万3,000円、デジタル田園都市国家構想推進交付金1,690万2,000円とともに、新型コロナウイルス感染症対策地方臨時交付金の追加分38万3,000円をそれぞれ増額を行うものでございます。

目2民生補助金では、地域生活支援事業費の決算見込みから補助金17万円の減額を、目3衛生補助金では、決算見込みから母子保健衛生事業、保健事業、新型コロナウイルスワクチン接種財政確保事業の補助金を合わせて計1,061万5,000円の減額を、目6土木補助金では、

決算見込みから耐震関係事業費及び社会資本整備総合交金事業費の補助金を合わせて8,579万9,000円の減額を、続いて、18ページ、19ページをご覧ください。目8教育補助金では、子育てのための施設等利用給付交付金及び子どものための教育・保育給付交付金の決算見込みから合わせ計31万2,000円の減額を行うものでございます。目10児童福祉補助金では、児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金55万1,000円の減額及びそれぞれの子ども・子育て支援交付金を併せ、計21万8,000円の減額を行うものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、国庫支出金と同様、負担金の確定により、計169万3,000円の減額を行うものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

項2県補助金、目2民生補助金では、国庫支出金同様、補助金の確定により、計30万3,000円の減額を、目4農林水産業補助金では、経営所得安定対策等推進事業費及び多面的機能支払交付金及び機構集積協力事業補助金の決算見込みから64万円の減額を、目2土木補助金では、耐震関係事業費及びまちづくり連携協定事業の決算見込みから計318万7,000円の減額と償還助成事業補助金17万8,000円の増額を行い、目8教育補助金では、国庫支出金同様、交付金の決算見込みから24万2,000円の減額を行うものでございます。

款20諸収入、項6雑入、目1雑入では、社会教育事業参加費の事業費確定により12万円の減額を行うものでございます。

款21町債、項1町債、目1総務債では、過疎対策事業債の確定により5,700万円の減額を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

まず初めに、歳出予算中、人件費の補正については、年度中の異動に伴う過不足調整を行うものであり、人件費の科目が多岐にわたることから、おのおのの説明は省略させていただきますが、今回の人件費の補正総額は2,022万5,000円の減額補正を行うものでございます。

では、人件費以外のご説明を申し上げます。

24、25ページ中段をご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、財務会計システムの委託料確定による28万3,000円の減額と、退職手当組合負担金216万2,000円の増額を、目2文書広報費については、執行額確定により工事請負費75万1,000円の減額を、目3財産管理費については、公共施設等整備基金積立金1億3,000万円を増額するものでございます。

26、27ページをご覧ください。

続いて、目4企画費については、地域公共交通事業執行見込額の確定により、その他委託料100万円を減額するものでございます。目7交流まちづくりセンター費については、交流まちづくりセンターに係る光熱水費の決算見込みから、光熱水費150万円の減額と地域おこし協力隊の採用に伴う予算調整を行うため、委託料において200万円の減額を行い、目8財政調整基金費については、公債償還基金の利子分の積立てとして1,079万6,000円の増額を、目9ふるさと納税基金費については、ふるさと納税寄附額の増加に伴い、ふるさと納税基金積立金644万1,000円の増額を行うものでございます。

28、29ページをご覧ください。

次に、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費については、国の事業として実施する社会保障税番号制度システム改修と住民票等コンビニ交付導入に係るシステム改修を合わせて、委託料596万8,000円の増額を行うものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費については、あざさ苑改修基本企画策定業務委託料の執行見込額確定による89万2,000円の減額と、地域生活支援事業の決算見込みによる179万8,000円の増額を合わせ、90万6,000円の増額を行うものでございます。

30、31ページをご覧ください。

障害者自立支援事業の決算見込みにより、扶助費352万9,000円の増額を合うものでござい、国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金252万9,000円の増額を行うものでございます。

また、目2老人福祉費については、光熱費等高騰対策一時支援事業として補助を行うため、補助金25万2,000円の増額を行うものでございます。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費については、保育所入所事務事業、児童委託料46万4,000円の減額と、子ども・子育て支援事業計画策定事業の決算見込みによる減額及び児童虐待防止対策事業の決算見込みによる減額を合わせ、その他委託料177万8,000円の減額を、保育所入所事務事業における決算見込みにより、負担金672万2,000円と補助金35万7,000円の減額を、児童・児童扶養・特別児童扶養手当給付金事業の決算見込額の確定に伴い、422万円の減額を行うものでございます。

32、33ページ上段をご覧ください。

目6幼児園費では、保育士人材派遣委託料の決算見込額確定により、その他委託料762万3,000円の減額を、目8放課後児童健全育成事業の子ども・子育て支援交付金返還金の返還見込額の確定に伴い、返還金978万8,000円の減額を行うものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業等の決算見込みにより報償費487万8,000円、需用費164万円、役務費132万6,000円、委託料1,150万4,000円、使用料及び賃借料5万円をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、34、35ページ下段をご覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費では、決算見込額確定に伴い、補助金23万1,000円の減額を行うものでございます。

続いて、36、37ページをご覧ください。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、事業費の確定に伴い30万円の減額を行うものでございます。

次に、款8土木費、項1土木総務費では、事業費の確定に伴い、備品購入費24万7,000円、補助金50万円をそれぞれ減額するものでございます。

項2道路橋梁費、目2道路新設費については、補助金交付額確定により、事業関係役務費80万円、事業関係委託料4,020万9,000円、工事請負費1,800万円、公有財産購入費721万9,000円、事業関係負担金50万円、事業関係補償補填賠償金167万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

38、39ページ中段をご覧ください。

項3都市計画費、目1都市計画総務費については、事業の決算見込額の確定により、その他委託料25万円、事業関係委託料1,054万9,000円、補助金50万円の減額をするものでございます。目4下水道費では、下水道事業会計への繰出額の確定に伴い、繰出金の268万円の増額を行うものでございます。

項4まちづくり費、目4大和平野プロジェクト費については、補助金交付額確定により、事業関係役務費424万3,000円、事業関係委託料341万9,000円、続いて、40、41ページをご覧ください。公有財産購入費2,730万円、事業関係補償補填賠償金4,069万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

項5住宅費、目1住宅管理費については、公営住宅等長寿命化計画策定業務の実績確定に伴う委託料122万1,000円を減額するものでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費については、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した環境整備事業で委員報酬6,000円の増額、続いて、42、43ページをご覧ください。

報償費 5 万円の増額、手数料29万7,000円の減額、電算事務委託料532万4,000円の増額、使用料125万2,000円の増額、備品購入費1,793万4,000円の増額をそれぞれ行い、通信運搬費については、事業費確定のため48万6,000円を減額するものでございます。

目 2 教育振興費については、教科書改訂に伴う教員用教科書及び指導書の購入のため、消耗品費336万円の増額を、目 3 学校給食費では、学校給食における物価高騰に伴う対応のため、賄材料費37万9,000円の増額を行うものでございます。

項 4 幼児園費、目 1 幼児園費については、扶助費93万1,000円の減額を行うものでございます。

項 5 社会教育費、目 1 社会教育総務費については、事業費の決算見込額の確定に伴い、報償費 3 万6,000円、消耗品費10万円、食料費 8 万8,000円、印刷製本費 6 万2,000円、使用料28万2,000円、賃借料44万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

款14予備費については、本予算の財源を調整するため、7,200万5,000円を減額するものでございます。

以上のことから、第11回補正予算後の予算総額48億2,583万3,000円、歳入歳出それぞれ 1 億1,816万5,000円を減額し、予算総額47億770万8,000円と定める補正予算を提出するものでございます。

次に、議案第 7 号 令和 5 年度三宅町国民健康保険特別会計第 3 回補正予算については、国民健康保険基盤安定負担金の確定等に伴い所要の補正を行ったものであり、歳出において国民健康保険事業費納付金の増額等を行うとともに、歳入においては一般会計からの繰入金の増額を行い、今回の補正予算の規模は歳入歳出それぞれ252万9,000円を増額し、予算総額を 8 億4,055万1,000円と定める補正予算を提出するものでございます。

次に、議案第 8 号 令和 5 年度三宅町介護保険特別会計第 3 回補正予算については、歳出において、介護保険システム改修費、令和 6 年 4 月介護報酬改定対応に関わる委託料の増額を行うとともに、歳入において、事業費に伴う国庫補助金の補正を行い、今回の補正予算の規模は、歳入歳出それぞれ33万円を増額し、予算総額を 9 億1,410万5,000円と定める補正予算を提出したものでございます。

次に、議案第 9 号 令和 5 年度三宅町下水道事業会計第 4 回補正予算については、第21款下水道事業費用において、令和 5 年度下水道事業会計の消費税支払見込額の確定に伴い、営業外費用268万円の増額を行うとともに、第11款下水道事業収益において、消費税支払見込額相当に対する一般会計繰入金の増額として、営業外費用268万円の増額を行うものであり、

収益的収入及び支出に、それぞれ268万円を増額する補正予算を提出したものでございます。

以上が議案第6号から第9号までの令和5年度の補正予算の概要となります。

続きまして、条例の一部改正及び全部改正についてご説明をいたします。

議案第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年度に引き続き、令和6年度においても手当の額を除き、町長、副町長及び教育長の給与額を減額するために条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、町長は、給与基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とし、副町長、教育長は、給与基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とするものでございます。

次に、議案第11号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年4月会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の一部を改正する法律が成立し、令和6年4月1日から施行予定とされたことを受け、本町の条例において、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための要件及び支給方法について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案第11号同様、本町の条例において、企業職員における会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための要件及び支給方法について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年4月、会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の一部を改正する法律が成立し、令和6年4月1日から施行されたことを受け、本町の条例において所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給について、現行の会計年度任用職員を除外する規定から会計年度任用職員を含めるとする規定に改めるものでございます。

次に、議案第14号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本法律の別表第4イ公安職俸給表（一）が改正され、本町においても非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に関わる補償基礎額について改正を行うものでございます。

次に、議案第15号 三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、

令和6年8月診療分より、福祉医療費助成制度における現物給付方式の対象年齢を6歳までから18歳までに引き上げられることから、その他の所要の改正と併せ、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第16号 三宅町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、議案第15号と同様、令和6年8月診療分より、福祉医療費助成制度における現物給付方式の対象年齢を6歳までから18歳までに引き上げられることから、その他の所要の改正と併せて、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第17号 三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についても、こちらも議案第15号と同様、令和6年8月診療分より、福祉医療費助成制度における現物給付方式の対象年齢を6歳までから18歳までに引き上げられることから、その他の所要の改正と併せ、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第18号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年4月1日より適用開始となる第2期奈良県国民健康保険運営方針の策定趣旨の一つである同じ所得世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても、保険料水準が同じとなる県内保険料水準の統一化に準拠した保険税率及び額を改定するものでございます。

改定の内容は、基礎課税分において所得割額を100分の7.4から100分の7.64に、均等割額を2万5,000円から2万7,600円に、平等割額を1万8,000円から2万円に、後期高齢者支援金等分において、所得割額を100分の2.4から100分の3.27に、均等割額を9,000円から1万1,500円に、平等割額を6,000円から8,400円に、介護給付金分において所得割額を100分の2.6から100分の3.03に、均等割額を1万5,000円から1万6,900円に改めるものでございます。

次に、議案第19号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険制度の改正及び介護保険法第117条に規定する第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険料第1号被保険者の保険料の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正については、令和6年度の介護報酬改定に合わせ、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第21号 三宅町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正については、議案第20号同様、指定居宅サービス等の事業人員、

設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第22号 三宅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正については、こちらも議案第20号、21号同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、それぞれの所要の改正を行うものでございます。

最後に、議案第23号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正については、こちらも議案第20号、21号、22号同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の改正に伴い、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

続いて、計画の変更1件についてご説明申し上げます。

議案第24号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更については、新たに対象となる事業を追加するために地方債対象の拡充等を行う必要が生じたため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、財産の取得についてご説明申し上げます。

議案第25号 財産の取得については、新たに購入する塵芥車の取得に伴い、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、取得する財産は塵芥車1台、契約の方法は一般競争入札、契約金額は980万9,580円、契約の相手は蔦自動車整備工場、代表者蔦政享です。

以上が今定例会に提出いたしました議案25件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、3月6日水曜日午前9時30分より行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 日程第30、報告第1号 令和5年度三宅町一般会計第10回補正予算の専決処分についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、報告第1号 令和5年度三宅町一般会計第10回補正予算の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

令和5年度三宅町一般会計第10回補正予算の専決処分の報告については、低所得者支援として、住民税均等割のみ課税世帯給付金事業及び子育て世帯への子ども加算給付金事業に要する経費の予算措置について、緊急に予算措置の必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年2月16日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

歳入からご説明をいたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生補助金では、低所得者子育て世帯加算給付金事業費補助金として1,000万円、低所得世帯子育て世帯加算給付金事務費補助金として49万5,000円、住民税均等割のみ課税世帯給付金事業補助金として1,800万円、住民税均等割のみ課税世帯給付金事務費補助金139万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、歳出をご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目8臨時福祉給付金給付事業では、給付金として補助金2,800万円及び本給付事業に係る事務経費として、計189万3,000円を合わせ、総額2,989万3,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は歳入歳出それぞれ2,989万3,000円を増額し、予算総額48億2,587万3,000円とする補正予算を報告するものでございます。

以上が、今定例会に提出いたしました一般会計第10回補正予算の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

日程第30、報告第1号 令和5年度三宅町一般会計第10回補正予算の専決処分についての報告1件については、地方自治法第180条第2項の規定により、町長の説明がありましたので、これを報告といたします。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第31、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和6年6月30日をもって委員1名の任期が満了となることから、新たに委員を選任すべく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、委員を推薦するため、議会に諮問するものでございます。

住所、氏名等を朗読し、ご説明申し上げます。

磯城郡三宅町大字但馬478番地。

西岡維佐子。

昭和29年4月17日生まれであり、新任でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 意見なしと認めます。

お諮りします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 本日はこれをもって散会いたします。

次回は3月6日水曜日午前9時30分より会議を開きます。

皆さん、ご苦労さまでした。

（午前11時12分）

令和6年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和6年3月6日水曜日午前9時39分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 睦 男	久 保 憲 史	川 鱈 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	大 泉 志 保	総 務 部 長	森 本 典 秀
みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀	住民福祉部長	宮 内 秀 樹
健康こども局長	植 村 恵 美	まちづくり推進部長	岡 橋 正 識
教育委員会事務局長	中 谷 亮 一	会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	田 中 修 三	モニター室係	今 中 建 志
モニター室係	内 野 孝 彦	モニター室係	奥 田 崇 鉦

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	梅 本 睦 男	2 番 議 員	久 保 憲 史
---------	---------	---------	---------

令和6年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和6年 3月 6日 水曜日

午 前 9時30分 再 開

- 日程第1 議案第1号から議案第5号までの5議案に対する予算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第6号から議案第25号までの20議案に対する各常任委員会付託について
- 日程第3 一般質問について

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和6年3月三宅町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第1号～議案第5号の予算審査特別委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第1、議案第1号 令和6年度三宅町一般会計予算についてより議案第5号 令和6年度三宅町下水道事業会計までの5議案につきましては、さきに設置しました三宅町予算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーである議長を省く全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第6号～議案第25号の各常任委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第2、議案第6号 令和5年度三宅町一般会計第11回補正予算についてより議案第25号 財産の取得についてまでの議案20件を各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第6号 令和5年度三宅町一般会計第11回補正予算についてより議案第25号 財産の取得についてまでの議案20件を各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長（辰巳光則君） 日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（辰巳光則君） 4番議員、瀬角清司の質問を許します。

4番、瀬角清司君。

○4番（瀬角清司君） ただいま議長のお許しを得ましたので、私4番議員、瀬角清司は、地震災害時の対策と住民への周知についてを一般質問させていただきます。

令和6年1月1日、午後4時10分頃、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生いたしました。能登半島地震です。この震災により、家屋倒壊や津波などで多くの方々が尊い命を失い、被災されましたことは、記憶に新しく、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

この災害は、我々にとって将来必ず訪れるとされる南海トラフ地震の警鐘に十分だったのではないのでしょうか。いつ何どき三宅町に同じ規模の地震が起きてもおかしくはありません。住民の皆さんも大変不安に思われている関心事だと思われます。

そこで、本町の地震災害時または被災時の対策をお聞かせください。地震災害時の避難計画や災害備品等は万全でしょうか。また、本町の被災時の避難対策等はどのように周知されておられますでしょうか。また、先月3日に行われた防災総合訓練は十分な成果を得られたでしょうか。町長の見識をお聞かせください。

今回は、能登半島震災直後なので地震に特化した質疑になりました。結びに、震災で被災されました方々や能登半島地方の一日早い復旧復興がなされますよう、心より願ひましての質疑といたします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 瀬角議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、本町の地震災害時の被災対策及び避難対策等についてお答えいたします。

本町における自身災害時の対策につきましては、議員ご承知のとおり、三宅町地域防災計画の第5章により、応急対策のための体制、情報通信に関する計画、現場活動に関する計画、避難救助等に関する計画、民生安定等に関する計画、通信・電力・ガス施設に関する計画、南海トラフ地震に関連する対策の7つの対策を定めており、計画の詳細な内容説明は省かせていただきますが、本計画においては、対策を迅速かつ的確に推進できる体制づくりから、

被災情報の収集と調査、被災地域の混乱防止と人身の安全を図るための広報活動、各防災機関との連携や安全かつ円滑な道路や河川等の現場対策、被災地域住民の円滑かつ適切な避難救助、震災時の食糧と飲料水の確保や医療救護と住宅対策、通信、電力、ガス等のライフライン対策の通常地震への対策とともに、震度6強の最大震度を予測した南海トラフ地震に対して、その対応や対策を総合的かつ計画的に推進するため取りまとめ、実施しているものでございます。

ただし、現在の地域防災計画は、令和元年5月の防災会議にてご承認いただき完成したものであり、その後、行政組織や職員体制も変化していることから、本計画に記載されている災害対策本部等の体制について合致しない部分も見受けられることや、勧告や指示等の避難基準についても一部見直す必要があることから、来年度に改定を予定したところでございます。

また、災害備品等につきましては、災害発生時に被災者に供給する備蓄品として、食料品や飲料水をはじめ、毛布、衛生用品を準備するとともに、避難所で使用する段ボールベッドやブルーシート等も準備をしながら、耐用年数や消費期限を勘案した上で毎年計画を持って更新を行い、確保に努めているところでございます。ただし、発電機や工具類については、一定数の確保ができていないものの、試運転等の定期的な点検や配置整理ができていないところもあるため、早急に対応することとします。

次に、本町における被災時の住民周知についてですが、被災時は町公式ホームページでの緊急通知はもちろんのこと、町防災行政無線やSNSによる周知も行い、迅速かつ確実に情報提供を行うために、様々な手段を用いて全ての住民の皆さんに周知徹底できるよう準備するとともに、広報誌での防災情報の啓発や、年4回にわたる自主防災会との会議により、地域の防災力の向上を目指すとともに、防災知識の普及や啓発、共同での防災訓練の実施とともに、防災情報の共有にも努めているところでございます。

最後に、先月2月3日に行いました町総合防災訓練についてですが、本訓練はコロナ禍の中、住民の皆様を対象とした総合訓練としては4年ぶりの開催となりました。また、休日の中、奈良県防災士会、磯城消防署及び女性消防団、社会福祉協議会の各方面のご尽力を賜りながら、参加し、学んだことを家庭や地域の方々に伝えていただくために、各自治会から10名程度のご参加をいただきました。実施内容については、当初、訓練内容は洪水災害をテーマに準備を行ってまいりましたが、1月1日の能登半島地震の発生を考慮し、参加者が一番心配で関心事となった地震災害をテーマに急遽変更し実施したものでございます。

当日、第1部では、奈良県防災士会を講師に迎え、石川県珠洲市での被災状況や南海トラフによる地震が発生した場合の町内の被災想定をお示ししていただき、参加者が地震発生時の対応を考えるタイムラインの研修を行うことで、地震が発生するまでの備えとともに、発生時はどのような必要であるか考え、改めて見直す機会となりました。

また、第2部では、それぞれの班に分かれ、土のう作成、AED体験、車椅子体験、簡易トイレの作り方を学び、災害時の自助としての行動を改めて体験いただけたのではないかと感じております。

今後も、住民の皆様が参加しやすいよう訓練内容を工夫しながら、引き続き防災力の向上を図るために総合訓練を実施してまいりたいと考えております。

以上をご質問の回答とさせていただきますが、もちろん被災者支援は行政の責務です。ただし、大規模災害時は公助の機能には限界がございます。災害の被害をできる限り抑えるためには、平常時から自ら取り組む自助、地域で取り組む共助が大切であり、これからも地域防災計画の内容を確実に実施し、災害に強い町づくり、体制づくり、地域づくりを重点に、災害時における自治体の役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上で瀬角議員の一般会計の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

私、本年年明け早々、この地震があつて家族もびっくりして、今の町民の皆さん、国民の皆さんも、珠洲市でも、千葉県ですか、あそこでも今多発していますし、かなりの関心事だと思っています。こういった質問は、多くの自治体で備品の確認、そういうのも含めて質疑があるのではないかなと思って私も質疑させてもらった次第でございます。本町も2名の職員さんが石川県穴水町に支援に行かれ、尽力をされていると聞きまして、大変感銘を受けているところでございますが、やっぱり奈良県、近畿地方では南海トラフ地震が必ず起きるとされますんで懸念しておるところでございます。

その中で、私も三宅の住民さんに、三宅の備えってどうなっているのと聞かれたときにしつかりお答えできるように、再度もう少しだけ詳しくお聞かせ願えたらと思います。災害も地震も震災も、発生しないと分かりませんので、規模もあれも。あくまでも石川県能登地方と同じ同一規模ぐらいの災害と想定して質問もさせていただきます。

まず、避難場所についてですが、災害が発生して三宅で大規模災害が発生した場合は、どこが最優先で被災、避難場所になるのか。それと、最大何か所の避難場所が開設が可能にな

るのかなということをちょっとお答えできますでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 瀬角議員の再質問にお答えします。

三宅町としては広域避難場所は三宅小学校という形になっておりますので、避難所としては三宅小学校が避難場所という、1か所になっています。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 1か所で大丈夫でしょうか。やっぱり文化ホール、小学校近辺もどうなるか分かりませんので多数そろえておくということを検討していただかないといけないんじゃないかなと、それはもうちょっと、住民さんには石見の方もおられたら、そうか各大字の自治会館というのは検討はなされていないんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 今議員おっしゃったように一旦災害が発生する、地震とかでしたら急に発生するんですが、自治会のほうで自主避難場所としては開設をしていただくということも念頭に置いております。昨今、夏場の暑い時期といいますのは文化ホールも自主避難所として一番初めに開設すると、そのときそのときの災害によってやはり状況もいろいろ変わりますので、そこは臨機応変に対応したいとももちろん思っていますし、もちろん議員おっしゃるように三宅小学校が全ての住民さんを受け入れられるということは、到底大きさからいって無理だと思います。地震の対策によっては避難所で避難するほうがいいのか、また自宅のほうでいいのか、その辺はいろいろそのときの対応によって変わってくると思いますので。もちろん、すぐに早急に予防としてはどういうことを指示すべきかということも考えたいと思っていますので、理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 避難場所も1か所と限らず、頭の中で限らず、あらゆることを想定していただいて健民の体育館とか、非常時ですのでどこをどう使うというのは、緊急性があったらそれはもう仕方ないと思いますので、そういったことも全て避難計画の中に取り組んでいただいて考慮していただきたいなと思います。

そして、また、ちょっと違った質問になるんですけども、被災した場合、今回の被災のことでかなり問題になっていますけれども、インフラが全然駄目になりまして、道路や電車なども使用不能になっております。そういった場合、役所の力も全然衰えてくると思うん

ですけれども、公共のできることであって役場の人間が職員さんが、この近隣では災害時、どれぐらいの時間でどれぐらい集まれるのかとか、そういったことも考慮されていますでしょうか。何か今結構遠いところの方が多くとお聞きしますので、答えられるだけの範囲でいいです。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） そうですね。役場の職員も、今回の能登半島の地震では穴水町のほうに職員2名が派遣はしたのですが、やはり職員は初めは半数以上が出てこれなかったということもお聞きしております。

三宅町におきましても、最近では三宅町内の職員が物すごく少なくなってきて町外からの職員も多くなっていますので、果たして参集にどれぐらい時間がかかるのかということもちょっと懸念するところではございますが、昔は参集の訓練もやっていた頃もございまして、ちょっと職員の状況もいろいろ変わってきておりますので、その辺は議員おっしゃるように一度検討してみて、どのぐらいの時間でどのぐらいの人数が来れるのかということをもた訓練とともに計画させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 個々の職員さんもそのときは必ず被災者になられると思っていますので、個々の皆さんがシミュレーションを考えてしていただいたらなと思いますけれども、なかなか難しいことですけれども。

それと、避難計画のときそういった形で住民さんがそろわれてからでは大変遅いと思います。そのような場合は、各大字におけるような防災委員会の方々や地域の防災士の方々との連携も大変必要になると思うんですけれども、そういったことをこれ以上に今まで以上に密にしていかなないとあかんと思うんですよね。そのあたりはそのままどおりやっていけるおつもりでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 先ほど町長から回答がありましたように、自主防災会も定期的にきちっと年に4回ですか、行っておりますし、自治会の自治会町会でもそういうお話も進んでしていければなと思っておりますので、今後もそういう地域の方々と関係性を密にしながら防災に対して準備していきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） そういうことでしたら、この間先月の3日に行われた防災訓練、あれ

は、そういった面では各大字の皆様も頑張られたことを私は成果は十分あったと評価しております。だから、自治会員の加入のメンバーばかりで構成されている避難訓練かと認識しておりますけれども、今後そういう訓練を行うときに非会員の皆様にはどういったようなお伝え方をして、非会員の方には、伴堂自治会も私伴堂の代表していますので、こういった自治会の加入率なんかはかなり低くなっているんですよ。自治会員さんだけが被災するわけじゃありませんので、非会員さんもどんどん一緒に訓練をしていていただきたいなと思っていますので、その呼びかけ方法とか、もし検討していただけるんやったら今後検討していただきたいなと思うんですけれども、そういったことはお考えでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） ありがとうございます。

今回の訓練につきましては、一部体験のような訓練を2部のほうでやりましたので、リーダーとなっていただけのような方を優先してと思いまして自治会の方をお願いをしたんですが、最近行っていませんが、大きな総合訓練となりましたら、議員おっしゃるように全ての住民の方、もちろん自治会だけではなくて、全ての住民の方にご案内いただくということが基本だと思いますので、その辺はまた一般募集という形ででもいいですんで、ホームページ等、あと広報誌等で募集していきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） ぜひ検討してやっていていただきたいと思っています。

広報誌も、今月3月号でしたっけ、今月は。新しい広報誌も県の広報紙と町の広報誌で、県には大体的に今我々は何をするべきかといって震災のことも対策方法は載ってあったんですけれども、町には1つも載っていなかったという僕は認識しているんですよ。今町民の皆さんが心配と大変思われているときに絶好のアピールの場やったと思っているんですけれども、そういった充実もぜひ図っていただきたいなと思っています。

細かいところを聞くようなんですけれども、防災計画も定期的に専門家も交えて見直し等とかはされておられるんでしょうか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 町長の回答でも述べさせていただきましたとおり、令和元年の5月で一旦大幅な改定を行い、その時点で元年から5年が既に経過しています。もともと総務のほうでも、この1月1日の能登半島の地震のある前の時点で、来年度は防災計画のほうを見直さなきゃいけないということは自分らも準備しておりますので。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） ぜひ全然変わっていたもの、今回の毎年様々な災害がありますので、問題点も見えてきていると思いますので考えていただけたらと思います。

近年の装備品のほうも、今回露呈したのが水と仮設トイレの重要性。こういった、ここには数が載っていましたがでしょうか。何名がどれぐらいいけるような、そんな大体大まかなことでもいいですので教えていただけないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 現在の備品の状況ですが、ちょっと細くなります。まず、非常食としては、アルファ化米が1,500食分、その他パンやクッキー類が6,815食分、粉ミルクが576食分、500ミリリットルの飲料水が1万7,796本を準備しております。また、その他の防災用備蓄品としましては、毛布700枚、紙おむつ、紙パンツが5,240枚、哺乳瓶が180個、簡易トイレが20台、マンホールトイレが9台、パーティションが65枚、生理用品が3,720枚、折り畳み避難ベッドが72台、パーソナルテントが8台等を準備しております。

特に非常食につきましては、町防災計画記載の推計避難人口、最大で2,520人が、1人1日3食3日分の備蓄品となるのが2万2,680食になります。これを維持できるよう、今のところは令和8年度の計画をもって進めています。

また、防災の機具としましては、限定をしておらないんですが、発電機や投光器、コンプレッサー、チェーンソー、エンジンポンプ、貯水タンク、給水袋、土のう袋、ショベル、ブルーシート等、一定数は用意をさせていただいています。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 食料品とかは専門家さんがいろいろ考えてもらって、この6,005世帯がどれぐらいの割合でいけるかということを非常に考えておられると思うんですけども、今聞いた中で仮設トイレとか、今回すごく露呈しておりましたのもっと対策が必要じゃないのかな。20や30じゃ全然足りないと思います。毎日することですのでね。そのあたりも十分考えていただきたいなと思っています。

それと、住民の皆さんからお聞きしているんですけども、震災時、よく昨今取り沙汰されているのがペットと一緒に災害避難できないかどうか、そういったあたりまでは細かく教えていただくことはできないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） ペット避難についてなんですが、本町としては、今現在明確なルールを定めているわけではございません。避難所では動物が苦手な方がおられたり、動物アレルギーの方もおられますので、特別な配慮が求められることから、現在はほかの方との避難所の同行は原則認めていないところでございます。

また、災害発生時は原則として飼い主がペットと一緒に避難する同行避難が推奨をもちろんされているんですが、避難所で一緒に過ごすということに限ったものではございませんので、今まではペット用の避難場所を別途用意して対応しているところでございます。昨年の大雨や台風の時期にこの件の問合せが数件ございまして、そのときはケージに入れて避難することを原則に、M i i M o の2階の踊り場で避難を一旦お願いしたものでございます。

本町としましては、今後も災害時の避難状況を適切に判断しながら、場所を限定した対応を基本をしたと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） ペットも大事にされている方は自分の身内だと考えておられますので、そこも対応、できるだけ苦手な方もおられますし、緩和できるような形で考えていただきたいなと思います。

私思うんですけれども、この震災で日本国中、言葉がちょっと悪いかも知れませんが、少子化、少子高齢化とかになって、どこも変わらないぐらいの予算で住みよいまちをアピールされておられますけれども、それもふまえて少子高齢化の対策を続け、震災に特化した予算を三宅町も使い、国土強靱化計画ならぬ町の強靱化を町内外に示して、移住者計画とかを図れないでしょうか。また、震災に強い町とアピールして新住民の移住者、少子高齢化につながっていったらなと思うんですけれども、そこは町長、どう思われますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ご意見ありがとうございます。

総合的なところが必要かなというふうに思っています。特化という部分と、全体を見る限り町のほうでも、水道事業のほうで広域化しながら国の補助メニューも活用しながら、今耐震管の整備であったり、先ほどご意見いただきましたけれども、断水のところの課題解決というところのインフラ整備というところ、見えないところですけども、着実に今3町連携して進めているところです。

今後も、県域一体化になる中ではそういったところもしっかりと進めていきながら、議員おっしゃるように目に見える形の部分と目に見えない地下の部分のインフラ整備、また、今

年度予算において計上しております予算において、防災士の養成の新たな補助メニューというところもつくらせていただいてご提案させていただいているところです。そういったところで、地域のリーダー育成という人材のほうの育成というところにもしながら、総合的にインフラ整備と人材育成というところを併せて行っていきたいというふうに思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） そういったことをぜひ、ここ近年2億ほどの余剰予算もありますので許せる範囲で、これはこんだけ備えたから大丈夫やというふうに絶対言えないんですよ。もしかしたら空振りになるかもわかりませんが、備えあれば憂いなしですので必ず備えていただきたい。これを特にアピールしたら、よそとまた差別化もできて頑張れるんじゃないかなと私は思っているんですけども、ちょっとそういうこともまた検討していただきましてよろしくお願いします。いつ来るか分からない地震ですので、対応も早急をお願いはしたいと思うんですけども、時間もあまりありませんので。

震災直後はやっぱり役場としての機能は壊滅状態にすぐなりますんですよ。ですから、やっぱり我々ができることは、それをいかに住民の結束力で災害を乗り切るかな、乗り切ることだと思っております。そして、役場も各大字の皆さん、防災会員の皆さん、防災士の皆様、各町と連携をもっともっと密にしていっていただきたいと思っております。毎年繰り返す災害には本当に我々は無力でございます。報道を見ている限り、本当に何もできないんだなとつくづく思う次第でございます。あんなところに何でこの近代日本がすぐに食料を持っていけないのかなと不思議に思う次第でございますけれども、我々がマンパワーでやっていけないといけないことは大変あると思います。

時間もありませんし、官民一体の連携、連帯、連動の必要性をもっともっと注視していただいて、さらなる震災、減災に備えていただけたらなと思ひまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） これで瀬角清司君の一般質問を終わります。

◇ 久 保 憲 史 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、2番議員、久保憲史君の一般質問を許します。

○2番（久保憲史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

令和6年能登半島地震の被害状況は、建物の倒壊や断水、大規模火災により、ライフライ

ンの完全復旧までまだまだ時間がかかると想定されています。避難所生活の長期化による被災された方々の生活のために、国や県、市町村がそれぞれの役割を果たす必要があると思います。今回の地震によって、町民の地震に対する意識も高まっています。南海トラフ地震では震度6強、奈良盆地東縁断層帯では震度7を予想されており、町内では液状化が起きると予測されています。

三宅町防災計画は、令和元年に製作されて5年がたちます。近年の災害によって、地震防災マップや洪水ハザードマップ、ため池ハザードマップの見直しを検討する必要があると思います。田原本町では住民目線で総合防災マップとして作られており、三宅町としても分かりやすい防災マップとして作る必要があると思います。

また、地震による災害時には、救援物資の輸送経路や保管場所、避難場所の運営、ごみの集積場所の課題で具体的な想定訓練の必要があるとあり、行政組織と共に防災担当課（仮称危機管理課）などが中心となり、消防団を含めての防災の取組の必要があると思います。防災の取組について、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 久保議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、三宅町地域防災計画についてですが、議員ご指摘のとおり令和元年に改定され約5年が経過いたしました。瀬角議員への回答でも申し上げましたとおり、制度や組織体制の変更や避難基準の見直し等の検討課題もあり、それを反映させた計画に修正する必要がありますので、令和6年度中に改定を行うこととしております。

また、ハザードマップについてですが、来年度は、昨今の頻発する内水被害への対策強化として、国においては内水被害等軽減対策事業（仮称）が創設され、内水被害のリスクが高い地域を対象に事前防災対策として、下水道整備や河川改修に加え、ソフト事業の一つに下水道による浸水想定区域図である内水ハザードマップを作成し、浸水に関する情報や避難に関する情報について住民の皆様提供することにより、被害の軽減を図るために作成を予定しておりますが、その他の地震防災ハザードマップ、洪水ハザードマップ、防災重点ため池マップ等についても、それぞれの作成から数年が経過しており、改めて更新を検討しているところでございます。

特に、久保議員もご承知の総合防災マップについては、県内において近年、数自治体で作成されているものでございます。地域で想定される災害リスクを可視化する総合防災マップを作成することで、今やるべきことが明確化し、一人一人災害時においても適切な行動が取

れるものです。

ただし、避難場所の再考や避難ルートの検討を踏まえ、それぞれのマップを単純に統合するだけでなく、より完成度の高い防災マップにブラッシュアップすることも重要であるため、住民の皆様に対し分かりやすく伝えることができるもの、それぞれのマップの総合的な役割を果たすものとして、新年度に内水ハザードマップが完成した後、直ちに総合防災マップの作成に向けて協議してまいります。

次に、具体的な想定訓練とともに消防団を含めた防災への取組についてのご質問ですが、防災への取組は防災担当課だけでなく、町消防団をはじめ自主防災会、自治会、社会福祉協議会、警察、常備消防、国、県と密接に連携し対応することが不可欠です。そのためにそれぞれの機関と様々な機会を通じ、会議や打合せ等を行いながら、お互いの顔が見える関係を築き上げているところでございます。

先日実施した総合防災訓練においても、南海地震が発生した場合、全国の支援は津波被害が起こる沿岸部に集中することになり、奈良県への支援は救助物資の到着も1週間程度は見込めないであろうとの説明がありました。

このようなことから、行政の公助による支援も重要ですが、住民自身の自助による平時からの備蓄品の準備や家庭での耐震対策も重要であり、今後、総合防災訓練では、様々な場面を想定した訓練を計画するとともに、日頃の防災意識の向上を図るために広報誌やSNS等を利用した啓発活動についても積極的に取り組みながら、災害に強い町づくりに向けて推進してまいります。

以上で久保議員の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、久保議員。

○2番（久保憲史君） 総合マップは、いつまでに作成されますか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 今町長でも回答させていただいたとおり、内水のハザードマップが今年度完成する予定でございます。その完成度の後も含めまして、その後すぐにほかのマップも、先ほど言いましたように更新時期が参っていると思いますのですぐにかかりたいと思っています。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 広域避難場所は小学校になりますが、体育館には冷暖房設備はありません。国においては、25年度まで400万円以上、700万円以下で2分の1まで補助が出ますが、

冷暖房設備の計画はありませんか。また、非常用発電機の設備の計画はありませんか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） ご意見ありがとうございます。

まず、体育館の冷暖房設備については、以前の議会の町長からの一般質問ご回答でも答えさせていただいておりますが、小学校は行く行く建て替えを予定している施設でございます。その際の検討課題として、今後体育館の機能も模索する考えに変わりはありません。

また、非常用発電機の設置につきましても、簡易型の発電機は数台の準備はございますが、内閣府が公表しております大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引きでは、一般的に非常用発電機は72時間の稼働ができるものを一つの基準とされていることから、避難場所での発電機としては大規模な工事が必要なこと、燃料保管場所の設定、共鳴や共振の問題もあるため、適した場所、広さとともに一定の導入する計画が必要だと思っています。建て替えと同時に模索することが現在は得策であろうと考えております。

いずれにせよ、災害時の停電による電力の確保は、情報収集等の観点からも非常に重要なものと考えております。大きな規模の設備は検討に付する必要がありますが、規模の小さな電力の確保については、使用場所を特定する等限定した使用を基本とした台数の確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 災害時の物資の搬入先が決まっていますが、配給方法などの計画はしていますか。また、物資移動の運搬具も必要だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 災害時の物資の搬入先については、地域防災計画の配車・輸送計画に基づき運用を予定しておりますが、具体的な搬入先は決めておりません。ただし三宅町健民グラウンドや三宅小学校の運動場をヘリポートとして今現在指定しているため、その周辺場所が候補地として優先すべきであると考えております。また、配給方法についても具体的な計画はございません。

また、物資移動の運搬具については、現在14台のかご車、台車等を一定数用意しております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 分かりました。

続いて、大規模災害時のボランティアの受入れマニュアルとかはありますか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 現在、ボランティアの受入れ等につきましては、本町と三宅町社会福祉協議会との間で三宅町災害ボランティアセンターの設置に関する協定を締結し、社会福祉協議会に設置と運営を要請することとなっています。よって、大規模災害時には社会福祉協議会においてボランティアセンターが設置され、受入れを実施することとなっておりますので、センターを立ち上げるまでのマニュアルは現在社会福祉協議会事務局にて作成されています。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 分かりました。

また、地震による火災が起きたときの消火方法では、防火用水、消火栓、河川などがありますが、冬場の河川には水がありません。災害により消火栓が使えないかも知れませんので、冬場の河川の水位を保ってはどうでしょうか、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 冬場の河川の水位を一定で保つことは、それぞれの河川管理者、水利組合、地元との協議や協力が必要であり、今それではというわけにはいかないかもしれませんが、自然水位の有効な活用が迅速な消防活動につながることもございますから、これからは考えていかなければならないことであると認識はしております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 分かりました。

昨年の5月の水害において、土のうを軽トラで何回も往復して現地に運んでいました。1トンぐらいのトラックがあれば1回で済むのかもわかりませんが、トラックの計画はないでしょうか、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 今のところ購入の計画はございません。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 購入の検討をお願いしたいと思います。

続いて、穴水町に職員を派遣されましたが、三宅町においての課題はありませんか。

○議長（辰巳光則君） 言うていただけますか。

暫時休憩します。

(午前 時 分)

○議長（辰巳光則君） ここで休憩を解きます。

(午前 時 分)

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） すみません。職員を派遣した後報告会もしまして、その課題についても取りまとめて、職員の共有ということは全て図っているところでございます。

内容につきましては、職員が罹災証明の手續に8日間従事したんですが、窓口がやはりすごい状態であって、罹災証明だけの事務だけではなくて住民さんに寄り添った、お話を聞いたりとか、自分のところの家の被害状況を聞いたりということもしておりましたので、やはりそういう面が聞くことは大切であったという話も聞いておりますし。特に穴水町では、聞いていましたのは河川がたくさん、山をちょうど下りたところの町になりますので河川がたくさんありますので、動線も河川で橋が架かっているところが全て駄目になったと聞いております。だから、先ほど瀬角議員のお話にもありましたように輸送が物すごく大変であったと、物資が目の前まで届いているのに自分の手元にはなかなか届かなかったということも聞いていますので、やはり本町も大きな河川が3つあります。河川が地震によってどうなるかというのはなかなか予測できないところもありますが、その辺の輸送のことについても三宅町としては改めて考えなければいけないと思っています。すみません。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 計画をしっかりなされてよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（辰巳光則君） 再質問は8回ぐらいやってもらって、再質問の回答に対する質問はもうよろしいですか。

○2番（久保憲史君） いいです。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか、はい。

これで久保憲史君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、5番議員、松本 健君の一般質問を許します。

5番議員、松本 健君。

○5番（松本 健君） 5番、松本 健。一般質問をやらせていただきます。

2024年度国の地方財政計画を三宅町でどのように生かすかというものです。

今議会は、今さら申し上げるまでもなく令和6年度の予算審議の議会となります。国のほうでは、昨年より話題に上がっている異次元の少子化対策が予算化されようとしているようです。こども・子育て支援加速化プランの予算規模は全体で3.6兆円とのことで、地方に向けても、今年度2,000億円程度の現金に加えて、普通交付税や特別交付税への算入が図られているようです。また、加えて、C O P 28に呼応して脱炭素化推進事業への助成、過疎債での優先同意がなされているようです。

これらを踏まえて、三宅町の令和6年度予算について伺います。

1、国からは、高等教育費の負担軽減として多子世帯への大学授業料免除が示されています。これは三宅町ではどれくらいの対象者にどれくらいの規模の事業となるのでしょうか。また、これは少子化対策として有効と考えますか。

2、国は、今回の対策を子育て支援としてO E C D トップのスウェーデンに達する水準などと称しています。町行政の立場から、本当に日本が子育て支援としてそのようになるのか、住民の目線に立って具体的に三宅町でどのようになるのか、どうできるのかお教えいただけませんか。

3、上に関連して、小中学校の給食費は所得や子供の数に関係なく無償化されますか。また、小学校の少人数学級の実現は進むのでしょうか。

4、国に先立って、今回の予算措置を利用して町が行うこども・子育て支援加速化プランがありますか。また、今回の予算編成において子ども子育て重視の観点から考慮したことがあれば併せてお教えください。

5番、加えて、国は、これを機に公共施設における子ども・子育て支援機能強化の事業なども支援しているようです。C O P 28の再エネ3倍、効率2倍も鑑み、小学校の教室や体育館の断熱、エアコン設置、再エネ導入によるゼロエネルギー化を行うよい機会だと思いますが、いかがでしょうか。

6番、他に食料の自給率向上やエネルギーの地産地消、奨学金返還支援など、地域活性化に向けた取組も提案いただければと思いますが、いかがでしょうか。

再質問は自席で行います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

なお、ご質問の内容が1から6に分かれていますので、それぞれ個別に回答させていただきますが、3番目のご質問、小学校の少人数学級の実現についてのご質問のみ、後ほど教育長から回答を申し上げます。

まず初めに、多子世帯への大学授業料免除のご質問ですが、三宅町として大学に通われている方を把握しておりませんので、どれくらいの事業規模になるか分かりませんが、今後、国において少子化対策として有効であったか効果検証が行われると考えております。

次に、2番目の日本が子育て支援としてスウェーデンに達する水準になるのか、具体的に三宅町でどのようなになるかというご質問及び4番目のこども・子育て支援加速化プランに関する予算措置に関するご質問について、併せて回答いたします。

今回、国が示すこども・子育て支援加速化プランでは、3年間の集中取組機関において、第1に「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」として、児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減、奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減といった経済支援が挙げられております。また、個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁」への対応や子育て世帯に対する住宅支援の強化といった取組について挙げられております。

第2に、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」として、妊娠期から切れ目のない支援の拡充や、幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度」の創設が挙げられております。

そして、第3に、「共働き・共育での推進」として、男性の育児休暇の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援が示されております。

今回提示されている児童手当の拡充や出産等の経済的負担等の軽減といった保護者の負担軽減策については、スウェーデンの水準に近いと言えますが、少子化対策全体でいうとまだまだ近づいているとは言えないのではないかと考えております。

特に「共働き・共育での推進」で述べられている男性の育児休暇の取得、育児期を通じた柔軟な働き方については、日本の社会ではまだまだ当たり前に取り得できる風潮ではありません。

また、若年層の不安定化や収入格差の是正については言及されておらず、少子化対策としてはまだ未完成なものであると感じております。

国が示すこども・子育て支援加速化プランについては、全国で一律に実施されるものであるため、三宅町においても実施の方向で準備を進めており、児童手当の拡充については当初予算編成に反映しております。

また、三宅町独自としては、多子世帯への給食費支援やお昼寝布団のレンタルサービスの導入、給食費や保育料などの経済的負担の軽減を行ってまいります。

次に、3番目の学校給食費の無償化ですが、12月議会での松本議員からの一般質問にお答えいたしました。近年の物価高騰により、保護者が少なからず負担に感じていることは承知しており、多子世帯への給食費の負担軽減を図る目的で、幼小中の切れ目のない、第2子は半額免除、第3子以降は全額免除の給食費助成を今定例会の一般会計予算案にて上程をいたしております。

次に、5番目の質問の小学校のゼロエネルギー化のご質問ですが、小学校の建て替えにおいて検討しなければいけないと思っております。

最後に、6つ目の食料の自給率向上やエネルギーの地産地消、奨学金返還支援など、地域活性化に向けた取組の提案についてのご質問ですが、食料の自給率向上については、役場内関係課が連携し、幼稚園や小学校での農業体験や給食を通じて地産地消の拡充を図るほか、新たに、安心安全で環境に配慮した米作りを進める農業者へ講習会を実施したり、補助金の交付を通じて食料の自給率向上につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

また、地域活性化に向けた取組においては、地域の交流拠点としてMi i Moの管理運営に引き続き取り組むとともに、自治会への補助金や高齢者団体への支援金を増額し、地域コミュニティの活動支援の強化を進めてまいります。

以上で松本議員の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 私からは、3番目のご質問中、小学校の少人数学級の実現についてのご質問にお答えいたします。

小学校の少人数学級につきましては、12月議会でお答えしましたとおり教員の確保の困難さから、三宅町独自での少人数学級編制を行うことは困難であると思っております。

しかしながら、現在の1年生においては36名の児童が在籍していますが、うち特別支援学級の対象児童が3名おられることから、一クラスの編制となってしまっています。通級指導

教室の対象児童も2名いるため、担任の大変さは校長としても強く感じておられるようで、奈良県教育委員会に対しましては、令和6年度少人数授業等きめ細かな指導における少人数学級編制研究指定校を要望されておられます。研究指定校となれば加配がつき、今の1年生が来年度は二クラス編制になります。再度申しますが、研究指定校に指定されればということで我々も願っております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） それでは、再質問、松本議員。

○5番（松本 健君） 再質問をさせていただきます。

まず、全部の質問を通してちょっと背景を話させていただきたいと思います。

私は、今国に大変な危機感を抱いております。少子化、過疎化、大変重要な課題でありますけれども、国がどんだけのことをやってくれるのか、やっぱり自分たちでやらないと駄目なんだと、地域から変えていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。そういう観点で国がどういう政策を出しているというのをしっかりと市町村で理解して、本来何をやらなくちゃいけないかというのを考えた上で自分たちの政策を考えるというふうな町であっていただきたいなという趣旨から、今回の質問をさせていただきました。

そういった流れの中で、1番目の質問、高等教育の負担軽減として大学への授業料減免、国はこれも多子世帯というのに限定してやるということに対して、町はどのように考えるという質問をさせていただきましたが、回答としましては、これは国のやることで国で効果検証されるでしょう、そうじゃなくて、こういうことが他人事じゃなくて自分事として考えた上で有効と考えるかどうか。この政策を森田町長は有効と考えるかどうかを質問しております。それについて再度お答え願いたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

松本議員おっしゃるように、地方からしっかりと国に意見を言って制度をつくっていくというのは間違っていない方向で、我々の目指すべき方向はそちらだと思っています。今私、三宅町の取組というところを国のほうも非常に高く評価いただいて、新たな制度設計の中で国の官僚の方々とお話しする中では、やっぱり僕たちも現場が分からないんで地方自治体のリアルな声を聞きたいと、そういった制度をつくっていききたいというのは、国の方向としてもお話しいただいているところでして、そこは国が悪いとかではなく、国のほうもそういった方向性を向いているというのが今現状だということはしっかりとお伝えしたいなというふ

うに思っています。

また、高等教育の無償化のところの効果というところはございますけれども、これは町単独、住むところによってただになる地域、そうじゃない地域、格差が生まれるというところの問題点というところは非常に議論を尽くさないといけないんじゃないかと、高等教育の無償化が少子化に本当につながるのかというところの議論もありますけれども、そもそも住むところの格差を生むのかどうかというところの議論も、併せて観点としてはしていく必要が市町村としてはあるのかな。ただし、もちろん様々な観点、奨学金の支援をしている自治体があったり、それぞれ様々な取組を地方ではされているのも存じ上げているところです。そういったところの先行されている地域での少子化対策にとっての効果があったかというところは、今後どんどんと実例が出てくると思いますので、そういった効果を見極めて重点的な予算の構築というところは考えていく必要があるかなというふうには考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ありがとうございます。

私は、教育の無償化というのはすごく少子化対策には有効だと思っておりますが、先ほど町長がおっしゃったように場所によって違いが出るとか、それから多子世帯に対してだけ何かするとか、そういうところというのは非常に問題じゃないかなというふうに考えております。

だから、例えば三宅町の中で見たときには、多子世帯だけ何とかというんじゃなくて、それ以外のところには市町村が手を出しますよというような政策も考えるべきだ、そういうふうに考えようと思ったら、今1学年どれぐらいの人数がいて大学進学率が幾らで、年間どれぐらいの費用を補助すればいいのかというのを考えて、どれぐらいの予算が必要かというのを考えていくというような、現実にはリアリティーを持ったような政策というのを考えていていただきたいなと思います。3月の予算が終わったらそれで終わりというわけじゃなくて、これから長く続くことなのでここで終わりというんじゃなくて、ずっといろいろ情報収集して検討していただきたいなというふうに思います。1番に関してはそういうことです。

方向としては、教育の無償化というのは有効、教育を社会としてはこれから家庭が育てるんじゃなく、家庭というよりも社会で子供たちを育てていくというような方向に考えるべきものであって、それに対しては、やっぱり多子世帯に対して何とかというのはちょっと方向が違うというふうに考えております。

それに関連しまして、今回3番目になるんですか、小中学校の給食費を多子世帯に限定し

て何とかするというのが町の方策にあります。これは多子世帯に限定した場合にどれぐらいの費用がかかって、多子世帯に限定せず全てに対して対処した場合にどれぐらいの費用がかかるかというのは、どこかで計算されておりますか。これが分かったら教えてください。

○議長（辰巳光則君） 中谷教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 全体で小学校でいうと、大体保護者の方から頂くお金と賄い材料費のほう、これはプラマイゼロになるんですけども、小学校のほうでいうと1,400万強、中学校でいうと750万ぐらいという形になって、あと補助のほうです。多子世帯のほうは大体小学校で400万ぐらい出費、中学校のほうでその半分ぐらいという形の補助というか助成という形になります。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 1学年50人ぐらいとして、簡単に年間5万円の10万と勘定したら2,500万ぐらいと、先ほどの話でいうと、多分それが総額で、それに対する今回多子世帯として補助するのは4分の1とか、3分の1なのかわからないけれども、それぐらいの金額と。だから、あと2,000万出せるかどうかというような話なんですよね。それで多子世帯というのに限定することに対して私は疑問を感じます。ぜひ検討いただければなというふうに思います。

時間がないので続きます。

次、5番目のところで、国は今回、COP28なんかも鑑みてエアコンの設置であったり再エネ導入であったり、特に小学校、公共施設に対する何かというのに対しての補助の枠というのを広げようとしているようです。このタイミングを利用して、12月に質問させていただきましたけれども、回答をいただきました。小学校の体育館、これは避難の設備としてもあるわけで、南海トラフが何年後にどれだけ来るのかというのを考えたら、10年後に建て替えるときに変更しますというわけじゃないでしょうかというののはつくづく感じられたと思うんですけども、こういった場合に、今回国がこういう枠を用意しようという話が出たのに乗った上で、新たに考えるべきことはあるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

先ほど一般質問、ほかから出ましたが、結局避難設備は小学校しか考えていないと、よくよく聞いてみると、実際起きたらそのとき出たところ勝負ですというような話にしか感じられないので。例えばこういう補助の枠というのを使ったときに、健民グラウンドであったり、小学校はもう建て替えるから触れないんだったら、いや、健民グラウンドどうやろうと

か、今年後に一緒に何か考えてやることはどうやろうとか、いろんな対策があると思うんですよね。

そういうふうな形でぜひ国、私は国が何もやっていないと思っているわけじゃなくて、国の官僚はすごくいろんなこういうことに使ってほしい、こういうことに使ってほしいというような計画を持っていけると思います。それがうまくつながってなくて、私らが使えていないだけというところもあると思います。具体的に何をしようというのは、市町村が考えるべきだと思います。

という観点で、やっぱり小学校の体育館は建て替えのときに考えますよというんじゃなくて、例えば体育館と小学校の建物自体を分けて考えたりしてもいいわけだし、学校以外にももちろん健民グラウンドとかもそうだけれども、その辺の施設とかにゼロエネルギー化の何かをやるとか、何かそういう方向性をぜひ見せていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。再度質問になります。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

小学校の体育館、大規模災害が起こったときに想定として考えられるのは、やはり物資が届いてきたときにどこに物資を置くかというところの課題もあるなど、健民グラウンドに物資を入れて引いて運ぶのか、避難されている小学校の教室はエアコンがついていますので、各教室とか対応できるところに分散して物資のほうを小学校の体育館に置くというところも議論の中ではしているところでございます。そういったところで、本当に物資が来るところに対してエアコンの整備をするのかどうか、それもまた総合的に、建物の建て替えの中で体育館がこの町に2つ要るのかどうかということも含めて、公共施設の整備の在り方というところは、町全体の更新も含めて見直す必要があるというふうに考えております。そういった全体図を見ながら、必要なところに今おっしゃったような設備であったり機能というところの議論も併せてしていきながら、整備の計画というところをつくっていくということが一番求められているところかなというふうに感じているところですので、そういった方向性で検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ありがとうございます。

ぜひとも引き続き検討をお願いします。

特に防災に関してでは、今回の能登の地震があったことで、より南海トラフというのをリ

アルに感じられることになったと思います。30年で70%から80%起きますと、10年だと30%の確率では起きるでしょうというふうに言われていることに対して、ここでやっぱりリアルに対策を考えて、でたとこ勝負ですじゃなくて今考えられることを考えていくという必要はすごくあると思います。それは、1月に起きたことだから今年度の予算に策定には間に合わなかったかもしれないけれども、3月を過ぎても4月、5月、6月でも、追加予算でも何でも含めて、能登で起きたことを自分たちが受けて、この三宅町はどういう対策をするのかというのは引き続き考えていただいてですね。何かあるようだったら追加予算でも何でも、いろいろ計画を立てていただければなと思います。

あと、6番目、地域活性化というところになるんですけども、結局地域活性化をしようとしたときには、町で何ができるのかという話になると、私は本来は最低賃金を引き上げる、自営業も含めたみんなで豊かになるというのがとても必要だと思うんですけども、それを町の中でできるのかというとなかなか難しいところがあります。以前町長もおっしゃっていましたが、みんなで豊かになるというのの中には、一つ、やっぱり可処分所得の向上というのがすごくあると思います。だから、町でできることの中の一つのキーワードは可処分所得の向上だと思います。余計なところというか、必ず出さなくちゃいけないお金を出さなくて済むようにする。ゴミ袋なんかもいろいろありますけれども、水道代にしても、もしかしたらエネルギーの費用、電気代、ガス代何とかというのに対しても町はもうちょっと何とかできないのかと、そういうふうなことを考える必要があると思います。

それで、食とエネルギーの自給みたいなことをやれるような町というのを目指すのがいいんじゃないかなと思いますが、千葉大学ですか、永続地帯、日本国中の中で、ここでは量的には食料とエネルギーは自給できる状態でありますねという町が何件か紹介されています。残念ながら奈良県には1個もありません。この平野部で人口密度で三宅町といったときには、そういうのはいろいろ狙うところがあるんじゃないかなと思ったりしました。

これは、大和平野中央プロジェクトのあそこをどうこうするという云々の中でも考えたんですけども、工場を誘致するとかというのは、あくまでも何というんですか、先進的な産業に携わっている者を三宅町に引っ張ってくる。どちらかというと、みんなが幸せになるというよりは、収入の多いところを持ってくるみたいな。そういうふうなのに感じますね。

だから、日本国中全てがみんながみんなで底上げするという意味では、今住んでいる方々を含めて、この状態で三宅町が永住できるようなところにするという対策にぜひ使われるべきじゃないかなと思います。続けますけれども、みんなで幸せになる社会というのを目指し

て、そういうふうな対策を取っていただければと思います。

ちょっとまとめに入るんですけども、国は、少子化であったり地方の疲弊というものに対して、やっぱり具体的な対策を取れずにいると思います。これをやるのは地方の、具体的に何をやるかは地方が決めることだというふうに思われます。能登の地震への対応を見ても、やっぱりすごく不安を感じます。今地方自治体がすごく頑張らなくちゃいけない時代だなというふうに思います。

そういった場合に、地方の行政というのを根本的に見直す必要があるんじゃないかなと思います。何となくもともと大事なことは国がやってくれる、地方はそれに加えて地方独自のプラスアルファのことをやっていけばいいんだと、プラスアルファなことって何かなというのを考えようというような雰囲気があったと思うんですね。そうじゃなくて、国が少子化や地方の過疎化、あと、軍事費3倍とか戦争できる国やそういうふうな方向に進む中で、住民を守れるのは地方であって基礎自治体だという認識を改めて持った上で、まず三宅町で何をすべきかというのを考えていっていただきたいなと思います。どう思われますか、町長。

○議長（辰巳光則君）　そこから大きな話になりましたけれども、町長。

○町長（森田浩司君）　まさに今まで取り組んできたことはそれなのかなというふうに感じています。手ぶら登園も三宅町から全国で初めて公立園で導入して、今全国で当たり前になってきているというところで、この小さなところからすばらしい取組が生まれることによって、国が変わっていく、全国が変わっていくというロールモデルが少しずつ生まれているんじゃないかなというふうに思っていますので、今松本議員がおっしゃるように、この8年間で様々な取組をしてきた中で、本当にこの三宅町からスタートして全国の取組、全国展開している取組もありますし、全国で当たり前になっている取組があるというところが、地方が頑張っていって国を変えていくというところにつながっていく。本当に体現もできていますし、これからそういった取組をどんどんと、議会の皆様からも意見をいただきながら生み出していくということは必要であるというふうに認識をしています。

○議長（辰巳光則君）　松本議員。

○5番（松本 健君）　ありがとうございます。

少子化対策をするために、どう育てやすい、子育てしやすい町にするかであったり、可処分所得を減らしてみんなが豊かになるためにどうしたらいいかという話の中で、手ぶら登園というのができたのであれば、それでいいかなと思います。何もやっていないところの隙間を見つけて何かやるというんじゃなくて、本来何しなくちゃいけないというのを視点に置い

た上でぜひこれから先も続けていければなと思いますし、そういう応援はしていきたいと思っています。

僭越ながら、町長も2児の父親となられていろいろ考えられるところもあることだと思います。今日話させていただいたことを今晚でもご自宅でもじっくりと考えた上で、これからの政策に思いを巡らせてほしいと思います。何年か前に立てられた「ビジョン・ミッション・バリュー」というようなものもありますが、どちらかというと平時の平和なときの対策のように思われます。今、国は地域を殺しにきていると言ってもおかしくないぐらい、地域が疲弊して少子化になってというような事態になっています。今まさに本当にここ1年、2年で何をしなくちゃいけないか、今この国はどこに向かっているのか、我が子らに未来を残すのに、基礎自治体の長として何をしなくてはならないのかというのをじっくり考えていただければなと思います。残された時間は短いと思います。可処分所得を向上させて持続可能な三宅をつくって、奈良県にして日本にしていきたいと願っております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 回答はよろしいですか。

○5番（松本 健君） はい。

○議長（辰巳光則君） ここで一度暫時休憩いたしたいと思います。再開は11時から再開いたします。

（午前 時 分）

○議長（辰巳光則君） それでは、休憩を解き再開いたします。

（午前11時 分）

◇ 梅 本 睦 男 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、1番議員、梅本睦男君の一般質問を許します。

1番議員、梅本睦男君。

○1番（梅本睦男君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

2点させていただきます。

小学生、中学生の通学路について。

日々子供たちが通う通学路ですが、安全を守るための横断歩道、歩道の整備が必要な場所があると思っています。町として現段階で問題視されている通学路はありますか。また、通

学路の整備等を実施、検討されている場所はありますか。

私の知る限りですが、石見からの通学路で縁石のある道路はまだよいのですが、縁石のない道路に渡ってから農協前の交差点までの通学も大変危険な通学路だと思っています。今までから問題視されていますが、解決にたどり着けない問題があるとも聞いています。現在考えている対策等今後の見通しがあればそれをお願いいたします。

もう一つは、ローカルスタートアップ事業についてです。

昨年よりスタートしたローカルスタートアップですが、起業家育成講座全6分の5を終了し、全部終わったのかな、スタートアップ会議も2分の1が終了、ウェーブスクール3回終了の現時点で、どれだけの方が起業を目指し、起業に向けて町が寄り添う、伴走する企画、試案が進んでいますか。また、その起業によって三宅町がどれだけ潤い、三宅町に住んでいる方々がどれだけ喜んでいただけるのでしょうか。町長の考えを教えてください。

三宅町内、町外、それぞれ起業に向け、三宅ローカルスタートアップ事業を受講されている方がどれだけいられるのかを教えてください。お願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 梅本議員の一般質問にお答えいたします。

なお、私からは、2つ目のご質問のローカルスタートアップ事業についてご回答申し上げ、小学・中学生の通学路については、後ほど教育長のほうからご回答申し上げます。

それでは、ローカルスタートアップ事業についてのご質問にお答えいたします。

このたびの新型コロナウイルスの蔓延によりもたらされた人々の行動規範や価値観の大きな変化を好機と捉えつつ、ビジョン・ミッション・バリューの理念の下、地域課題の解決、地方から新しいサービスや商品を生み出す人材への投資と育成のため、今年度新たにローカルスタートアップ事業を立ち上げました。

本事業は、地方創生の観点から国のデジタル田園都市国家都市交付金の活用のほか、企業版ふるさと納税による町外からのご賛同とご支援をいただき、本町が細やかな伴走支援を行いながらプログラム全体を進めているところでございます。

本事業の受講生は計5名で、県内2名、うち町内が1名、県外3名の構成となっておりますが、起業に必要な知識やノウハウを取得していただきながら、現時点で3名の受講生が本町を介して町内の業者と連携し、海外市場を見据えた新しいサービスの提供や企業内における課題解決のため、新しいシステムの導入準備を進めていると聞き及んでおります。

本事業期間の修了まで残すところあと僅かとなりましたが、本町といたしましては最後まで

でしっかりと受講生に寄り添うとともに、本事業における成果と反省点を踏まえつつ、今後の事業展開を見据えた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で梅本議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 続きまして、私からは、小学・中学生の通学路についてのご質問にお答えいたします。

三宅小学校は、より安全な登下校という観点で、部団による集団登下校を実施しており、各部団の集合場所からは決められた通学路を歩き登下校しております。

式下中学校におきましては、学校の周辺区域において安全面を考慮し、歩行者や通行車両の迷惑にならないように、一定のルールを生徒に指導しております。

三宅町におきましても、京奈和自動車道の三宅インターが開通して以来、車の流れが大きく変わってきており、子供たちの登下校時を含めた交通事故のない安全な環境確保については、行政はもちろんのこと地域全体の大きな課題であると思っております。

通学路の安全確保については、毎年、PTA、学校、教育委員会が実際に児童の登校時に合わせて子供たちと一緒に歩いて通学路の点検を行っております。学校へ到着後、通学路連絡調整会議を持ち、さきの3者に加え、天理警察署、国土交通省奈良国道事務所、奈良県教育委員会事務局、町行政から総務課、まちづくり推進課、土木管理課に加わっていただき、危険箇所の確認とその対応策などを協議させていただいております。

今年度の通学路連絡調整会議において、歩道の有無や狭さ、車両の交通量の多さ、交差点の見通しの悪さ、児童と車両の近さなど、昨年度からの危険箇所に加え、新たに5か所追加した全28か所の危険箇所があります。容易に改善できるものや、改善が困難なものもあります。

その結果を踏まえ、警察機関においては横断歩道の引き直しを実施していただき、まちづくり推進部においては今年度、通学路安全対策事業を計画的に実施していただき、28か所のうち14か所にグリーンベルトを引いた対策や、2か所のポストコーンの設置、また薄くなっている道路区画線の引き直し、交差点を目立つように着色するなどの安全対策に取り組んでももらいました。

危険箇所の中には草が繁茂して見通しが悪く通りづらい箇所もあり、土木管理課において随時に草刈りを行っていただくなど、教育委員会からの要請に連動した対応を実施していただいているところでございます。

梅本議員ご指摘の J A ならけん三宅出張所の西側の県道結崎田原本線と町道三宅 2 号線の交差点ですが、石見側から来る車両や、石見側へと進入する車両の危険性を鑑み、令和 4 年度に横断歩道東側に退避場所確保の工事を実施済みであり、併せてポストコーンが設置されたことにより、交差点に進入する車両の速度が抑制される効果が見られているところでございます。また、交差点に達するまでと交差点から役場前まで連続したグリーンベルトを引いてもらっています。

改良整備の見通しにつきましては、継続してまちづくり推進部において検討していただいております。令和 4 年度に必要となるエリアの地形測量を実施され、整備計画に当たっては、県道との交差点であること、西側からの町道の拡幅の必要性もあること、家屋や牧之辻地蔵などの移転物件が存在することなど、総合的な整備として詳細に検討していかなければならない状況下にあると聞いております。

最後になりましたが、登下校時にご尽力いただいております見守り隊の方々、110 番の家、青パトなどの防犯の面でも子供たちを見守っていただいております地域の方々、P T A 校外指導部を中心とした保護者の方々にお礼を申し上げますとともに、教育委員会といたしましても、関係各所と連携しながら通学路の危険箇所の改善を図りつつ、児童生徒の通学路における安全確保に一層努めてまいりますこととお伝えし、梅本議員の一般質問への回答といたします。

○議長（辰巳光則君） それでは、再質問、梅本議員。

○1 番（梅本睦男君） 新しい言葉が近年いろいろたくさん出てくる、特に横文字、片仮名文字がたくさん出てくる中で、その言葉に追いついていくのがやっという感じではいてるんですけども、私の認識として、スタートアップという認識とすれば事業を展開するだけでなく、社会に新たな価値を創出することが目的であることというのがスタートアップというふうに考えております。また、ローカルスタートアップというのは、地方でも伸び代を見だし、地域の資源を活用し、小規模商業を支援することが目的であるということが、スタートアップとローカルスタートアップの大きな違いではないかなというふうに思っております。

今三宅町で題材とされているローカルスタートアップだと思っておりますけれども、現状ご説明いただいた 5 名の方々というのは、町外の方が 4 名、町内の方が 1 名というふうな形では聞いておりますけれども、基本的にはどちらかといえはる程度起業をされている、商売をされていて、いろんな創作の中でさらにスキルアップをしていくための勉強会であるように見えてならないです。やはり三宅町として今必要なものというのは、大きくローカルス

タートアップであり、今現在生産をされている方、少なからずとも一生懸命に頑張っておられる方を一日でも早くしっかりローカルスタートアップへと引き上げていくことが必要だと思うんですけれども、現段階で終わられて、1人の方が南都銀行様とある程度タイアップをされているというふうな形でお聞きしておりますけれども、その方々と具体的にどういうふうに三宅町で起業、もしくは生産をされている方々とタイアップをされていかれるお考えなのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先日カンファレンス、起業家のこの講座を受けられた方の発表がございました。公開でさせていただいて、どういったことを今後取り組んでいくのかという発表を受講者の方々からいただきました。

講座の中でお一方なんですけれども、参加している方と連携をしながら2人で1つの事業をやっていくということで、海外に強い方と、テクノロジーを利用して手の計測を簡単にできるというか、すごく精度のいい計測ができる新たな技術を持った方が組まれまして、グローブのオーダーメイドの新たな仕組みづくり、海外市場に向けたオーダーメイドのグローブ作りというところを提案されておりました。グローブ市場全体でインターネットで世界中で買われているのが60億円というような市場規模で、そこに対してアプローチをしていくというようなご提案で、その手の計測を用いて世界から受注して、この三宅町で高い技術のグローブを作っていただくというような新たな流通の仕組みというところをチャレンジしていくというような事業提案がございまして、町内事業者のグローブの業者さんと新たなサービスをつくるということと一緒にしていこうというようなご提案をいただいているところです。

もう一方の方におかれましては、町内の製造業の方の聞き取りをされて、もともと自分の事業をやっていたんですけども、ゼロから新たなサービスということで町内の事業者さんに聞き取りを行って課題を整理されて、中小企業の製造の開発の部分におけるDXを進めていく新たなサービスというところを、SaaSのビジネスモデルを利用した展開をしていくというところで、これもピッチの中でも投資家の方々、VCの方からご質問があったんですけども、競合他社がいる業界じゃないかというところで、開発に特化したDXというのは主に2社、大手も先行も含めて2社程度しかないので市場規模はあるというようなご提案もいただいていたところです。その方につきましては、先ほど梅本議員もおっしゃったように南都銀行のビジネスコンテストみたいなもので受賞されたというところも、今回、三宅町のその事業を受けてゼロから事業をつくられて、そういったところまで進んできた

というのが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

そうやって少しずつですけども、三宅町のほうもいろんな企業さんと共に大きく成長されることは素晴らしいことだと思っておりますけれども、現在その2つの企業さんがあるということですが、今三宅でいろんなことをやられている方で、こっちサイドといいますか、やる側との顔合わせといいますか、コラボでこういう人とこの人と抱き合わせてやりたいとか、こういう人が興味があって、そういうのを手を挙げられているというのは、この町の中でそういうことを一緒に共にやりたいと言われている方はおられるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） もちろんいらっしゃいます。グローブの方に関しては、町内で製造しますので町内のグローブ業者さんと連携を行うということで、サービス展開も含めて今後一緒にやっていくというところで、もうパートナーとしてやっていくということも、この間ピッチでもお話をされておりました。

また、もう1社のほうも、町内の企業さんとこれから実証実験フェーズに移るので、本当に有効かどうかというのは、この町内の事業者さんとサービスの開発というところをこれからも一緒にやっていくと、この講座が終わってもそういったところでしっかりとやっていくということでお話しいただいています。

また、もう一人、町内の方の起業のプランでございますけれども、障害をお持ちの方のお子さんの安全確保であったり、保護者の安心感をつくるような新たなサービスを生みたいというところで、社会起業家としての提案というところもこの間していただいて、非常にこれから新しい、皆さんのためになるような起業家も町内から生まれてくるんじゃないかという可能性を感じていたところでございます。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） 新しい考え方を基に新しいことを進めていくということは、すごく大事なことだと思っております。ただ三宅町におきましては、やはり生産される方というよりも、グローブであったりという、グローブが大きな事業の一つではあると思っておりますけれども、農業であったり農家の方がすごく多い町でもあると思っております。ただ、その方々がまず大きく動いていただく、またそういう方々が大きく飛躍をしていただく、そういう機会をもっともって持たないことには、やはり新しいものを新しいところに入れたところで、先ほども話が

あったと思いますけれども、本当の地域の活性化にはつながらないのかな。そういう意味でいけば、今のローカルスタートアップというものの、やはり今されている方というのは、生産を一生懸命やられている。だからそれをいかに商品化して製品化にして、それをいかにどう全国的に、また、域の外に投げかけていくかということをやっぱりそこを一生懸命にやっていくのが一番ではないかな。

だから、そこがどうしても抜けているのでいろんな形、いろんなこういう講演、講習会でも講演会でも来ていただける方がすごく少なかったように思っております。何らかでも少しでも興味が湧くような、やはり自分事で、行ったら変化があるかもしれないというようなことをもっと前へ出していただいて、いろんな活動をしていただかないことには、根底で支えていただいている方々のためにはなかなか結びついていかないのかなというふうに思っております。

本当に今のグローブ、また新しい製品化に伴って、町として大きく発展することというのは強く望んでおりますし、私のほうもできるだけそれに向けて一生懸命に勉強もさせていただきたいと思っておりますけれども、本当に底辺で一生懸命に頑張っている、まだまだ商品販売というものに対してなかなか特化できない方を、そういう企業をつくると思いますか、そういうところをどんどん開拓していくようなもっと細かい、もっと優しい勉強会を多々上げていただければいいかなというふうに、今後思わせていただいております。

よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 今のは答弁なし。

○1番（梅本睦男君） 今のは、それでいいです。

○議長（辰巳光則君） 回答要りますか。

○1番（梅本睦男君） はい。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、これだけではなくて町内の事業者さんの支援というところは、商工会とも連携しながら進めていくということが大切だというふうに認識しております。

また、しっかりと農業のほうというところも今回予算のほうでも上げさせていただきましたけれども、新たな市場づくりというところも含めて、今後地域内循環等をどう考えていくか、地域内でどう市場をつくっていくかというところも大事な観点かなというふうに考えております。

その中では、今回予算で上げさせていただいた幼小の給食、三宅町のお米を、どんなお米を買い上げて子供たちに食べてもらうということに今後切り替えていくということを踏み込ませていただきました。今まで町外でしか食べられていなかった、それを町内で使うことで、農業者さんのお米を作っている農家さんの買い支えも含めて支援というところをしていきたい。今後、そういったところでは、先ほど松本議員の回答にもありましたけれども、新たな農業の在り方というところにもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、貴重なご意見をいただきありがとうございます。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） それでは、通学路について再質問させていただきます。

通学路ですけれども、28か所もあるんだなということは本当に再認識させていただいて、私の知る限りでは、一番質問させていただいている石見から農協までのこれがすごく、やっぱり今まで僕が子供を育ててきた中でもそこが大きく問題視されてきておりましたので、そこに対して質問させていただきましたけれども、28か所のうち、例えば容易に改善できるものや改善が困難なものがありますとありますけれども、容易に改善できるところというのは何か所ぐらいあるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 中谷教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 容易に改善できるところの例といたしましては、草が歩道にはみ出してちょっと通りづらいというところの、保護者が年に1回の通学路の点検、登下校させていただいた後に会議を開かしてもらう中で様々な校外指導部の方から意見をいただくんです。そこも全て拾わせていただいた部分で28か所になるんですけれども、正確な数というのは今お答えできないんですけれども、草が繁茂しているところについては、教育委員会であつたり、すぐ対応させていただいて。

あと、但馬の駅から飛鳥川を上但馬の児童は通っているんですけれども、あそこも梅雨の時期ですと、すぐ子供たちが見えなくなるまで草が生えるので、あそこは人通りも少ないです。不審者対策という観点から、繁茂してきた時点で教育委員会が独自で刈らせてもらっているというような箇所もあつたりします。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

整備のできる場所は、一日でも早く整備をしていただければいいのかなというふうに思わせていただいております。

また、通学路の連絡調整会議等々をお持ちいただいて、今の通学路に関していろいろPTAの方々、たくさんの方々でお話しをされていると思うんですけども、現状子供たちが縁石のない道路をどのように通学されているかというのは、そういう細かいところというのはお話しされているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 私も毎朝正門に立ちまして校長先生とお話しをする中で、並んで登校してくる子供たちの様子も毎日お聞きしております。毎日のようにそういう形で連絡を取り合っております。

○議長（辰巳光則君） 会議の中でそんな話が出たかということを聞いてはるんですが、大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 会議につきましては、次は4月に行われる予定ですが、また新たにそこで出てくるとは思いますが、前回の会議の内容は、この28か所を洗い出したということで。それから、日々毎日のように校長とお話しさせていただいております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） 縁石のない通学路なんですけれども、縁石のないところにわたって白線の引いてある、道の道幅が約1.5メートル、そこから農協に向かって歩いていくにつれ、どんどん狭くなり、一番狭いところでは37センチ。白の白線のところまで行っても51センチ。そこしかないんですよ、37センチしかない。

だから、確かにグリーンベルトを引いていただくのも大事なことです。子供たちは、そのグリーンベルトに沿って一生懸命自分たちの安全を守るために歩いています。白線もそうです。ただ、その37センチのところを子供たちはどういうふうに渡っているかということがなぜ話に出てこないのかな。皆さんでいろいろ通学路に立ってやっていただいているのであれば、多分そこが一番目立ってきて、子供たち、車、自転車、そこが一番ぐちゃぐちゃになって一番危険の多いところだと思っております。例えば今、今日も昨日も雨が降っておりますけれども、雨の中子供たちはその37センチのところをどういうふうに歩いているか、想像つきますでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

私も、通勤のときであったりとか、小学生の様子とか見させていただいています。議員おっしゃるように本当にあそこは狭くて、1列になって、普段は2列で歩いているところ

も雨の日は1列で歩いたり、そもそも中学生とかぶる時間になったら、自転車のほうもあそこは1台ずつ並んで走ることじゃなく、非常に狭いところ。車もまた白線のほうに寄りますので、そういったところでは、車を追い抜けずに後ろで待つような中学生も多々いるというところは認識をしています。

また、先ほど教育長の回答でもありましたけれども、通学路の安全会議の前に小学生と一緒に、保護者であったり、学校の先生とか関係各所と一緒に歩いて、危ない箇所というところを確認していますので、そういった部分では、会議のときにおいてそういった様子も含めて意見を出していただいて、会議で取りまとめているというところだけご認識いただけたらなというふうに思っております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） ただ、今まで一般質問でもこの部分に関してはあったと聞いております。もう何回もこの質問はされているということも聞かせていただいております。子供たちはこの雨のときにどういうふうに通学しているか。高学年の子が低学年の子をつき添って歩いて、横に歩いておられます。今町長がおっしゃっていただいたように、狭いところは先に行かせて高学年の子は後ろへ、それを安全を守りながら行っていただいております。雨が降ったときに車が止まっているとき、子供が傘を閉じてそこを通るんです。雨にぬれながら。これが何年も続くわけです。小学生の子は6年間、これを往復するわけです。この危険を6年間行くわけなんですよ。それも何年も問題視されている中で、まだ解決されていない。たくさんいろんな問題はあるかと思います。ただ本当にこの6年間、また町長がおっしゃっていただいている、M i i M oに子供たちが集えるようなM i i M oになってほしいと言っている、M i i M oに集えば集うほどその危険度はどんどん回数が増えるばかりになるんです。

だから今、本当に自分事のようにしていただいて、ここを早く解決しないと事故が起きてからでは遅い。朝の通勤時は、車も自転車も人も固まります。見守り隊の方、白線の外に出て見守っていただいております。また、子供であったり通勤の車なんかは、これはあれなんですけれども、結構信号無視してスピードを出して行かれるところというのは多々あります。本当に危険な状態で子供たちが毎日通学しているんだなというふうに思っております。三宅町が一生懸命に真ん中、中心に寄って生活をさせていただくような環境を取ろうと思えば、これは本当に対話と挑戦と失敗と、何回も何回も繰り返していただきながら町民の方と協議を重ねて、一日でも早くこのところは、いろんな移動場所等々はあるとは思いますが

も、毎月、毎日毎日そういう話合いがあってもいいのかなというふうに思っております。これから大事な子供たち、また、三宅町が1人でも1軒でも多くの方が住んでいただけるような安全な三宅町にしようと思えば、このところは一番の重要課題だと私は考えております。子供たち、また中学生の子もそうですし、農協の前に関しましては、ポールを立てていただいて子供たちはすごく守られている部分はあるんですけども、自転車の方はその外でどうしても待機をしますので、曲ってこられる車にはすごく危険度が上がる。そういうお言葉も聞いております。どうしてもあの範囲では、やっぱりでき得るところ、安全を確保できる場所というのがすごく少なくなるように思っております。だから、今は本当に大きく変えていただくようなことを施策をしっかりと考えていただきたいなと思っております。

これで終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） これで梅本睦男君の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、渡辺哲久君の一般質問を許します。

6番議員、渡辺哲久君。

○6番（渡辺哲久君） 2つのテーマについて質問します。

1つ目、来年度の三宅小学校の運営体制について。

昨年12月の議員学習会で、これからの三宅町の教育というテーマで大泉教育長のお話を伺いました。1番目に、未来な社会を想像しながら、子供たちの学びをつくっていくこと。2番目に、非認知能力を育てることに力を注ぎ、そのためにもゼロ歳から15歳までの学びの連続性を大事にしていくこと。3番目に、1人の子供も取り残さないために、多様な学びの場を保障していくことを話されたと理解しています。

非認知能力の育成は、これからの子供たちにとって大切だと私も思います。質の高い経験を積んで感性を磨き、そこから学ぶ力を持つこと、表面だけではなく事の本質をつかむこと、話し合って気づきを増やし一緒に構想を組み立ててつくり出していくこと、それは自然と育つものではありません。差別はいけませんという理屈が差別をなくすわけではありません。人の痛みを感じ取って共に涙し、人の踏ん張りに感動する力が育てば、差別をよしとはしなくなります。三宅町の教育がそうした方向へ広がっていくことを大いに期待します。

それを後押しするために、来年度の三宅小学校の運営体制について危惧していることを質

問します。

私の体感として、また聞き及ぶ話として、来年度に特別支援学級に入級を希望する子供が増えているように感じます。また、新たに入学する1年生については、入級まではいかないまでも、何らかの支援を必要とする子供も増えているように思います。来年度の1年生は2クラスに増え、担任の先生の県からの配置がさらに減ることはないそうですが、それにしても先生も父兄も安心できる運営体制が確保できるか気になるところです。

以下、質問します。

1、来年度、特別支援学級への入級への児童数と障害種別ごとのクラスの数、県から加配される先生の数をお聞かせください。

2、特別支援学級に入級まではいかないまでも、何らかの支援を必要とする子供が科目ごとに集まって学ぶ通級指導教室が、幸いなことに三宅小学校に配置されています。ここに通う子供の数とここ数年の増減をお聞かせください。また、この教室を運営する教員体制についてもお聞かせください。

3、昨年12月の一般質問で、特別支援教育を維持していくために、加配教員にプラスして特別支援教育支援員を常勤換算で2名、町の予算で配置していると回答を得ました。来年度、特別支援入級の子供が減るなどの状況を考えると、それで運営できるのか不安を感じます。教育委員会の認識を聞かせてください。

4、12月にも質問しましたが、三宅町単独予算での教員資格を持った会計年度職員の雇用について、再度お尋ねします。12月の回答によりますと、この教員は不登校の子供などを対象とした校内適応指導教室の運営を担当されています。1人の子供も取りこぼさないために多様な学びを保障する大切な役割を果たされていますが、町単独の事業になるので予算も安定した人材確保も町の責任となります。人材の確保について、どのような見通しを持っておられますか。

2つ目の質問です。

東但馬地区の水害対策について。

東但馬地区のかんでん川の水害対策について、三宅町から昨年、奈良県に2点の要望書を出しました。1つは、かんでん川の洪水対策について、最も有効な方法を探り出すための奈良県の技術的援助と、田原本、三宅町、奈良県の3者の協議の場をつくっていただくこと。2つ目は、応急対策として、東但馬地区の集落の南側のかんでん川沿いに設置されている防水壁パナペットの改修についてです。来年度予算策定の時期は過ぎましたが、今のところ奈

良県からの回答はありません。

洪水対策として一般的に考えられるのは、無謀な開発の禁止、大規模な河川改修、遊水池の計画的配置などが挙げられます。かんでん川の洪水対策を左右する要因は、上流の田原本町での開発計画における有効な防水対策、飛鳥川などの大規模河川改修でしょうが、どちらも三宅町で手がつけられるものではありません。

待っていてももちが明かないのであれば、できることを考えるほうが得策です。三宅町独自の対策として今すぐできることは、東但馬地区集落の南側2ヘクタールほどの農地を買い取り、遊水池を造ることです。この事業は、国庫補助5割、三宅町負担5割の事業です。洪水の規模にもよりますが、実際には隣接する田原本町域の農地をさらに2ヘクタール遊水池を広げる必要があるかもしれません。しかし、まずは三宅町が独自に動かなければ、奈良県、田原本町との3者の協議も始まらないのではないのでしょうか。

以下、質問します。

1、東但馬地区集落の南側2ヘクタールほどの農地を買い取り、遊水池を造る事業に踏み出すことはできませんか。

質問は以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

なお、私からは、東但馬地区の水害対策についてのご質問にお答えし、来年度の三宅小学校の運営体制については、後ほど教育長からご回答申し上げます。

奈良県においては、奈良県平成緊急内水対策事業として必要な貯留施設等を適地に整備する事業が進められ、県内の水系に対する取組の実施状況の情報を収集し、課題や県の支援内容、今後の取組方針をまとめられ、重要水防箇所の見直しが行われているところであり、先日開催されました大和川流域水害対策協議会において、大和川河川事務所、奈良県、市町村等の連携による水害対策に対する協議が行われました。

議員ご質問の重点地区とされている三宅町但馬地区の状況につきましては、今年度要望いたしましたことから、奈良県中和土木事務所より、東但馬地区南側現地の状況、昭和57年や平成29年の災害時の状況を確認され、奈良県河川整備課からは、業務委託先のコンサルを伴い、平成29年等の出水時の状況ヒアリングと今後の見通しについて説明を受けたところでございます。

そこで、遊水池を造る事業を踏み出すことはできませんかについてのご質問でございます

が、先ほど申し上げましたように、奈良県平成緊急内水対策事業による重要水防箇所と必要な貯留施設等を適地に整備するグレードアップ見直しが進められているところであり、かんでん川への想定流入水量や想定雨量、貯留施設の必要容量確保に向けた対策工法案等の具体的な手法の検討など整備の効果について、奈良県との情報共有と具体的な手法検討を継続するとともに、特に貯留施設の設計・施工管理については、高度な技術を要することから、奈良県による技術的な支援を求めることが必要不可欠になると考えております。

議員お述べのとおり、国庫補助事業に対して町が負担する財源においては、用地買収を含む莫大な予算が必要となることから、整備の効果をしっかりと検証しながら事業化に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

以上で渡辺議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 続きまして、私からは、来年度の三宅小学校の運営体制についてのご質問にお答えしますが、渡辺議員におかれましては、日頃より三宅小学校に対し、大いに期待され、またご心配をいただいていることに深く感謝申し上げます。

来年度の特別支援学級への入級予定児童数は16名おられ、そのうち知的学級7名の1クラス、自閉・情緒学級で9名の2クラスとなり、来年度の特別支援学級予定数は3クラスとなります。

教職員定数の配当基準により、令和5年度については普通学級9クラスと特別支援学校2クラスで15名の定数となっておりました。令和6年度につきましては、特別支援学級が3クラスとなり1クラス増えますので1名増の16名の体制となっております。

普通学級数と特別支援学級数の合計で配当基準が決められていますので、特別支援学級としての加配というものはありませんが、教育支援委員会における審査結果において、養護学校への入学が望ましいとする児童が1名入学する予定であり、奈良県教育委員会よりその児童に対する重度対応加配1名の内諾はいただいております。

教育委員会としましても、今年度より来年度は学校現場が少なからず困難な状況になることは認識しており、町費による特別支援教育支援員を常勤換算2名から3名に増員する予算案計上を行っており、学校と共に人員の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

通級指導教室につきましては、三宅小学校においても特別支援学級に至らないまでも障害に応じた特別の指導を行う必要があるとし、令和3年度より設置しております。令和3年度は5名、令和4年度は8名、現在は8名の児童がおられ、来年度についても8名以上となる

ことが予想されております。

通級指導教室に通う児童は、週1回1時間の指導となり、体感トレーニング、バランスボール、姿勢保持などの身体能力を高める指導や、その子に応じたプリントやコグトレによる認知能力を高める指導を通級指導教室において行っております。通われている児童は通うことが楽しみになり、学校を休みがちな児童が前向きになるなど効果が顕著に出ていると伺っております。

幸いなことに奈良県教育委員会より、通級指導加配1名を引き続き配置していただく内諾をいただいております。

校内適応指導教室、今年からメタセコイアと呼んでおりますが、ここにつきましては昨年の9月15日から運用を開始し、現在は4名の児童が通っています。1名の会計年度任用教職員を配置しており、令和6年度も引き続き配置してまいります。

また、Mi i Moの3階での教育相談室であるG－L O V Eも4月から運用開始予定となっております、三宅町の不登校の子供たちにもアプローチをしていきたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 回答順に再質問をします。まず、東但馬の水害対策です。

最初に事前に確認しておきたいんですが、県の大和川流域の水害対策の計画、それは回答にあった平成内水計画というものと同じものかどうか、ちょっと記憶が確かではありませんが、東但馬の地区の対象地域に位置づけられていました。ただ遊水池の設置については、大和川にいろんな川が合流していく、かなり大規模に内水氾濫が起こることが不可避であるというようなエリアに対しては、遊水池の設置というのが具体化、具体的に計画化されているように覚えています。東但馬については、遊水池の設置は特に具体的な計画として上げられているということはないというふうに記憶していますが、間違いありませんか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ただいまのご質問ですけれども、東但馬の遊水池が候補地になっているかどうかというご質問でしょうか。奈良県平成緊急内水対策事業においては、候補地としては位置づけはされております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 水害対策地域としては指定されている、対象化されているけれども、遊水池を設置する地域としても指定されているという、ちょっと再確認です。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ただいまの奈良県のほうで、奈良県平成緊急内水対策事業の見直しということで、先ほど町長の回答にありましたようにグレードアップということが考えられております。その中で今調査業務のほうを県のほうで発注しておられまして、100年に一度の大雨に耐える必要な施設というのを規模で考えておられるところでございます。

その意味も含めまして、先ほどの大和川の流域対策というのも、これは大阪府も含めての分になるんですけれども、そのうちの一部として奈良県の平成緊急内水対策事業があるわけなんです。その中で今ご指摘のところなんですけれども、東但馬の遊水池というのも重要な水防箇所として、遊水池の候補箇所として位置づけられているんですけれども、実際にどれぐらいの規模の門、どういう工法を使って対策を取るのか、有効なのかということについて、コンサルを入れて県のほうもデータ集計をされている状況であります。

○議長（辰巳光則君） 多分県が問題にはしているけれども、そこがちゃんとした遊水池の候補地になっているかという感じのことをお聞きなので、ここはされているということで。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） はい。候補地としては候補地に上がっております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 緊急内水対策事業の計画の見直しの結論というのは、いつ出るんですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 先日、2月22日に県の河川課のほうから、実際に町のほうに状況のヒアリングということで、先ほどありましたように平成29年の洪水でありますとか、昨年6月の大雨のことについてもヒアリングがありました。その中で、かんでん川の逆流防止樋門が閉まっていたのかの状況とか、細かな状況につきまして調査がありました。そこで現状として我々の知り得る範囲で回答させていただいて、話が戻って遊水池の規模につきましては、そういう状況を勘案しながら、大きさとか容量のほうを今検討されているところです。今年度の調査ですので、今年度末には何らかの答えが出てくるかなというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） ということは、計画の見直しで東但馬地区の遊水池の設置についても、それがいろいろ対策はあるんですけれども、遊水池の設置についても年度末、あるいは来年度のどこかの時点で、具体的に位置づけられた計画が出る、出される可能性は高いというふ

うに理解していいんですね。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 県のほうの調査結果といたしまして、今の委託業務のほうなんですけれども、必要容量の確保に向けた対策方法等の具体的な手法の検討として出されていますので、計画としてこれだけの対策量が必要なんだという対策量ですよ、量については結果として出てくるもんだというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） もちろん県の計画の中に具体的に東但馬地区の遊水池の計画が位置づけられて、これぐらいの規模が必要であると、県、三宅、田原本町が協力してつくりますよというような話になるのがもちろん最善です。ただ、そういうふうになるかならないかは、県の判断という状況がありますから、県の判断待ちで三宅町がもし望む形にならなかったときにはもうお手上げであるのは、ちょっと話にならないと思うんですね。

もう一つ確認ですけれども、そういう計画にならなかった場合、乗るだろうというような調査もしているし、乗るであろうという読みで今進んでいるということですが、もしその期待が外れて乗らなかった場合には、三宅町独自で遊水池を造るというようなことはできないんですか。計画に言わば乗らなかったものを三宅町独自でやるというようなことはできないんですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 先ほど回答にもございましたように、予算的にはかなり莫大な予算、用地も三宅町だけで2ヘクタールになります。候補地の全体でいいますと4ヘクタールになりますので、田原本町の富本地区も入ってまいります。

事業費負担のほうで、大和川が特定都市河川になりましたので補助率のほうが50%、三宅町が多分55%になると思いますけれども、補助事業になります。その町の持ち出し財源もありますので、なかなか町単独で池の設置事業を実施するのは難しいというふうに思います。

しかしながら、必要な対策量というのが当然定められるところですので、そこに向けたアクションといいますのか、田原本町へのアクションも必要ですし、県のほうの支援のほうも必要になりますので、そこは三宅町としてしっかり取り組む必要があるというふうには考えております。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほどの回答にあると思うんですが、何もしないというのを結

論づけているわけではなく、三宅町単独でやるのが本当に効果的かという、投資するところで投資しても洪水が改善されないというところでは無駄な投資につながりますので、そういったところでは、先ほど答弁させていただきましたけれども、効果をしっかりと検証しながら必要に応じて事業の必要性というところは検討していきたいというふうに考えていますので、効果のある事業だということ、非常に費用対効果も求められる事業かなというふうに思いますので、そういったところではしっかりとしていきたいというふうに思っております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 質問でも言いましたけれども、田原本町における開発での適切な水害対策の実施とか飛鳥川の改修、あるいは底ざらえ、近鉄の鉄道の問題がネックになっているそうですけれども、そういうところについては三宅町単独でできないんですよね。そうすると、三宅町単独でできるというのは、結果としてたまる水が、現場を見たら分かりますけれども、かんでん川をどうパナペットで防いでもやっぱりどこかで逆流するわけですよ。だから、やっぱり遊水池の設置という。技術的に検討、有効なというふうにおっしゃって、それはそうなんですけれども、どう考えても遊水池の設置以上に有効なものがあるというふうには考えにくいです。造るに当たって、何か技術的にはいろんな問題があるのかもわからないけれども、有効な対策というふうに考えた場合に遊水池が非常に有力な防水対策であるということについては、別に専門家であろうと素人であろうと、誰が考えても当然のことなので。技術的検討ということが先送りしていく何か理由になってしまうのは、ちょっと違うんではないかなというふうに思います。これは私の意見です。

先ほどの莫大な費用という部長の回答でしたけれども、どっちみちもう既に国庫負担が5割、三宅町負担が5割という比率は決まってしまうわけだから、計画に乗ってやる場合でも、別に今の知事が特別にそれに県の補助を上乗せするというようなことを考えるとは思いにくいので、どっちみち県の計画に基づいてやる場合でも負担比率は国が5割、三宅町が5割、三宅町が可能であればそこに過疎債を充てていくというような、そういうやり方であることは一緒だと思うんですが、費用の面でのさっきの部長の回答に対して確認です。いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 事業費なんですけれども、今のところ幾らの事業費であるかというのは想定できていません。当然工事のこともそうですし、土地の単価もありま

す。ですので、幾らだからどうという言い方はできないんですけども、いずれにしてもあの概算の事業費が出てきて、池の構造も真ん中に関西電力の鉄塔もありますので、その辺の特別な事情もありながらのところになりますので、工事費が出てまいりまして、その上で今ご意見がございましたけれども、国庫補助事業と過疎債を合わせて三宅町の財政負担がどれぐらいになっていくのかということをしかりと検証していくということが今後の課題かというふうに思っております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） そういうことだと思うんです。お金は変わらないですよ、どの時点でやろうと恐らく。

なぜこういうことをしつこく聞くかといいますと、過去5年間既に時間を浪費しているという経過があります。既に5年前には遊水池の問題は論議をされていて、三宅町から要望は出ているというふうに地元の方からお聞きしました。当時は、荒井知事の下で奈良県が実施主体となって造るという法律上の建前があったので、要するに三宅町は関与しないで県独自のお金で造るということになっていたの、三宅町としては要望を出してひたすらいい回答が返ってくるのを待っていくしかなかった、5年間が経過した。法律が変わり、知事も替わり、県と国ではなくて、三宅町と国で負担してやるというふうに法の仕組みが変わったというような経過があるわけです。

だから、県に要望して5年間いい回答を待ったけれども、結局何も進まなかったという、その5年間は結局時間の空費であったというふうに受け止めざるを得ない。県の技術的な判断とか協力とか、あるいは国の国庫補助の申請とかいっても、県を通してやるわけだから県の理解と協力がなければ、三宅町単独でやりますといっても実際には県との協力がなければできない事業であるということは重々理解しています。だから、県との協議抜きに話が進められるというふうには全く思っていないんですが、しかし、県の判断、あるいは県の技術的協力という、そういうことを理由としてこれ以上先延ばししていくのは、また同じような時間の空費になるのではないかと、もちろんさっき回答があったように計画に位置づけられて、県のほうも後押ししてこれをやっていきましょうというふうになるのが最善ですけども、そうならなかったとしても進められるような体制を三宅町としては腹をくくって進めるということがあって、事態は動いていくのではないかとというふうに私は思います。

そういう意味で、別に今すぐこの場で腹くくって決めろよということではないけれども、例えば計画とかそういうものの進捗の中で、三宅町としてはこれ以上もう放置できないと、

県のほうが思うような回答をしなかった場合は三宅町単独でもやるというような覚悟を決めるというのは、やっぱり必要なんじゃないですか。町長、いかがにお考えですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほどから述べさせていただいていますように、どこでためるかというところをしっかりと、三宅だけでやるものなのか、田原本の上流部はどこからどういう流れがあるのかというところもしっかりと見た上で、どこで造ることが効果的かというところも判断していく必要があるかなと。例えば三宅の対策としても、田原本町のほうの上流部でためたほうが有効であれば、三宅町も負担金を出しながら一緒に造るという方法も検討もできますし、今の渡辺議員がご提案いただいている土地でためることが最善であれば、そういったところも事業化に向けて検討、概算も含めてしっかりと事業化に向けた取組というところを進めていくということも大切であるというふうに思っています。

私どももこの問題というか、この対策というところをしっかりと考えていく中で、田原本町の今開発が行われているところが直接的な影響があるというふうな認識をしていたんですけども、しっかりと見ていくと、田原本町の上流部のほうで、飛鳥川の上流部のほうでそちらの開発の水は流れていっていると、流れているのはその開発の部分じゃない、オークワの裏側とかあっちのほうの水系の水がかんでん川に流入していっているというところが分かったので、そういったところで、どういうところの水がどういうふうに流れているかというところもしっかりと見た上で、どこに貯留施設を造って、より効果的に洪水の対策をしていくかという根本的なところをしっかりと考えた上で対策をしていきたいというふうに考えています。

やらないじゃなくて、やらなければいけないという認識はございます。ただ、どこでやるかというところはしっかりと効果があるようなところで、今調査もしていただいていますので、ここが一番効果的だという場所ですっていくということが、田原本町とも協力したりとか、意見も含めて協力をしながらやっていくということが必要であるというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） もちろんかんでん川、おっしゃるとおりで、それは部長にも説明を聞きましたけれども、田原本町の開発地域の水は、現場を私も見てきましたけれども、独自の水路を造って飛鳥川に流れるようになっていきます。ただ極めて多分、大洪水になったらとてもあれじゃもたないだろうと現場を見て思いましたが、その話は横に置いたとして、今も

う一方で、かんでん川の東側の開発を田原本町は進めようとしています。既に土地が整備され、これから工場誘致とかをするんでしょう。そうすると、このエリアについての開発はかんでん川に直結します。やっぱり今まで上流部に広大にあった農地が、ああいうふうに全部平らなところになって水路が造られたとはいえ、非常に見た感じ狭い水路であるし、それが飛鳥川に流れようとしたときに逆流するから流せないというようなことも起こり得ます。

だから、そういう点から考えると、町長おっしゃったように、どこに造るかということを広大に考えても、結局それは田原本町が決めることになってしまうわけですよ。例えばあの開発計画をやめてくれと言ってもそれは無理でしょう。その上に造るとかんでん川は関係ないんですよ、そうなったら。だから、かんでん川に流れる水を止めようと思ったら、今の南側に遊水池を造るしか、東但馬の村を守る方法はないので、どう見てもそう考えます。それは技術的な検討、技術的な議論というレベルの話かも知れませんが、その点については先送りしないでほしいんです。5年間待ったんだから、でも結局それは時間の空費だったんだから、最終的に県が県の計画に乗ってうまく進めばみんなが協力できるような体制をつくりやすいので、それは望ましいことだけれども、そうならなくてもやるんだぞという、そういう何というかな、県の結論待ちじゃなくて町としてはこういうつもりだという腹を決めてやってほしいというふうに思います。

時間もなくなっちゃっているんで、これは再度、これは三宅町に対してぜひそういう腹を決めてやってほしいというふうに思います。計画の見直しを見ながら、またタイミングでその後の進捗や三宅町の関わり方について、また質問する機会をつくっていきたいと思います。

あと2分。教育長の回答に対する質問、1点だけします。

○議長（辰巳光則君） 最後ぐらいだと思いますんで。

○6番（渡辺哲久君） はい。1点だけします。

前回も質問しましたがけれども、不登校の子に対する支援、やっぱり効果が上がっているということでもありますし、ぜひ続けてほしいんですけれども、今の処遇ではやっぱり教員の確保が難しい。一般事務の人と同じような給与水準で教員資格を持った人を雇用するというのは、本当に熱意を持った人しかできない。処遇の基準を見直す、給与水準を見直すということについては、一般事務の会計年度職員とは別枠で考えるという、そういうことは検討できないんですか。

○議長（辰巳光則君） 中谷教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 今時給換算で、校内の適応指導教室については会計年

度任用職員のフルタイムのほうで同じように、うちの一般事務と同じような給与体系で雇用をさせていただいています。4月から校外の教育支援室ですね、部分の人件費については、一応会計年度任用職員の短時間、いわゆる時給扱いの部分になってくるんですけれども、そのようなことで、4月から人員が1名確保できましたので何とか配置できるというふうになっております。賃金の部分というのは、時間的にもそんなにフルで働いていただくという形ではないので、やはりどうしても先生のOBであったりというところになってくるんですけれども、その辺は会計年度任用職員のフルのほうになってくるのは総務の人事のほうになってきますので、今後人員が足りなくて給与面でなかなか探せないなということがあろうかと思うんですけれども、そういうことになってくる際にはご協議させていただいて、今は令和6年度の予算案の審議のあれなんですけれども、G－G L O V Eが開始になって7年度の予算で、どうしてもそういうことでいけないといけないということになれば、総務のほうと協議させていただいて改善させていただくような形を取らせてもらいたいと思います。

○6番（渡辺哲久君） 質問以外の発言は結構です。

○議長（辰巳光則君） もうよろしいですか。

○6番（渡辺哲久君） はい。

○議長（辰巳光則君） これで渡辺哲久君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。会議の再開につきましては13時10分より再開いたします。

（午 時 分）

○議長（辰巳光則君） それでは、休憩前を解き、会議を再開いたします。

（午後 1時10分）

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、7番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

7番議員、森内哲也君。

○7番（森内哲也君） そうしましたら、議長より発言の機会を与えていただきましたので質問させていただきます。

私のほうからは、大きく3つ質問させていただきます。予算についてとタクシーチケット、あとM i i M oについてになります。

それでは、まず1つ目。

令和6年度の予算について、予算編成方針からということです。

1つ、予算編成にありました、業務のブラッシュアップと事業の削減により、効率化を図る——そんな一言がありました——とありますが、どんな事業がブラッシュアップ、ブラシで磨いてよりよいものにアップすると、そういう言葉みたいですね、されたのか、またどんな事業費が削減された、削減されるべき予算案になるのでしょうかというのがまず1つ。

ほかにも先進地視察や研修への積極的な参加を行うとあり、職員のスキルの向上を図り、地域課題解決のための新しいアイデアを取り入れるとありますが、今回の予算案において、こういった地域課題を解決するために新しいアイデアを取り入れる、どんなお考えがあるのでしょうかということと、「挑戦したい人を応援できる仕組みをつくる」とあり、一人一人に寄り添った支援を行い、地域の活性化や成長につなげると続いています。非常にいい言葉だなと思うのですが、一人一人に寄り添った支援ということなので、時々ルールなので無理ですというようなことでは一人一人に寄り添った支援はできません。ですので、大きな仕組みをつくるというようなことではなくて、小さくて細かくて丁寧で一人一人応じる、そのようなことだと私はイメージしているのですが、具体的にはこういったことを想定して予算をつける、そういった案を作成されているのでしょうかというのが予算についての質問です。この質問をつくった時点で実際の予算を見ていなかったもので、こんな質問になっております。

続きまして、2番目です。

タクシーチケットをシェアリング（頼り合い）したいのですが、そんな仕組みづくりはできませんかというタイトルをつけました。

先日、1月30日、石山アンジュさんという方が三宅に来られました。「シェアリング（頼りあい）を学ぶ」というようなタイトルがついていたと思います。話を聞かせていただきました。これからの時代は、ご近所さん、もう少し広げて知り合いくらいの間で頼り合い、シェアリングが大事じゃないのかな、お金のつながりじゃなくて、今は使わないものの貸し借りや余っているもののやり取りなど、頼り合いを通じた人と人とのつながり、こんなことが大事です、そんな時代が来ていますよ、そんな内容だったふうに私は思っております。

人口減少して役場の職員のなり手の数も減ってくると思います。そう考えると、住民同士の頼り合い、助け合いはとても大事で、促進していくべきものだと感じております。

そこで質問します。

住民さんからこんな意見を聞きました。「わしはお守り代わりにタクシーチケットをもらっている」、余り使っておられないんですね。でも余るんやと、そんなに病院にも行ってい

ない、自分が病院に行かなくてありがたい話やと、一方で通院している人がおって足りへんようになるというような近所の人があるので、「わしのタクシーチケットを使ってもらいたんやけど、あかんらしいなと、そういうルールで何とかならんのか」というような、そんな意見を聞きました。

わしのタクシーチケットをシェアリングしたい、こういう言い回しではないのですが、まさにシェアリング、助け合い、頼り合いができるような場面かなと思います。三宅町における非常に大事な大きな問題の一つは、移動手段の問題ですね、足の問題です。タクシーチケットのシェアリングを促進することで、移動手段の一つの解決策にもなります。また、人口減少に対抗するための頼り合いの促進という点にも効果がありそうです。タクシーチケットをシェアリング、頼り合いしたいのですが、そんな仕組みづくりはできないでしょうかというのが次の質問です。

3つ目です。

M i i M oの利用料についてお伺いします。

三宅町交流まちづくりセンターM i i M oの利用料についてお尋ねします。

周りの施設よりも利用料金が安くてよい、そんな意見もあるのも聞いております。一方で料金体系がよく分からないと、特に営利目的になると料金が変わるんですけども、その営利目的というのがどういうことを指しているのかが分からないという声を非常に多く聞きます。全然営利を目的にしていないんだけど、何で営利目的になるのと、そんな声です。ですので、それに絡めて質問いたします。

1つ。町内在住者（定住自立圏を含む）と町外在住者で利用料の額が違います。町内在住者には、町内に住民票はないが三宅町内で働いている人は含まれているのでしょうか。団場で場所を借りられるときに、1人でも町内在住に該当する人がいれば町内料金で借りられる、そのような解釈でよいのでしょうかというのが1つです。

2つ目。役場内の部署が利用する際のルールが変更されたと、去年ぐらいですか、聞きました。役場の部署が無料で初め借りられていたのですが、有料になった、そんなルールの変更だったと思います。これまでに役場内の部署でどれほどの利用の回数と金額があったのでしょうか。また、利用金額は、町内在住者と町外在住者のどちらで算定するのでしょうか。役場の業務として利用する際に、利用料が有料であったり、あるいは無料になるような場合、そんな場合があるのであればそれを切り分けるルールを教えていただけたらと思います。

3つ目です。Mi i Mo ホール、一番入って右の大きなところを利用する際に、オープン、カーテンというんでしょうか、クローズなしで借りていました。外部から中でやっていることがうるさい、そんな苦情が入った場合の対応についてです。外からの人から苦情が入ってカーテンを閉めた場合に2,000円または3,000円、オープンでやると安くなる、閉めると2,000円だったり3,000円の追加が発生する、そのような事態が生ずると聞いたんですけれども、これは事実でしょうかという質問になります。

4つ目。Mi i Mo ホールを利用する際に、営利目的だと1時間当たり500円アップすることになっております。1日借りれば6,000円のアップになります。営利目的とそうでない場合の区別はどうされていますか、こういったルールがあるのでしょうかという質問です。

再質問は自席でさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、令和6年度の予算について、予算編成方針からのご質問にお答えいたします。

ご質問の内容の順に沿ってお答えいたします。

なお、さきの松本議員のご質問に対するお答えを重複する内容もございますが、何とぞご容赦願います。

先般、令和6年度予算編成方針においては、次年度が第2期総合戦略にあるトライアル期の最終年度に当たり、令和7年度からのオペレーション期を見据えて、ご質問にある3つの重点方針のほか、合わせて4つの重点方針を定めました。

ご質問の1つ目ですが、業務のブラッシュアップや事業費の削減、見直しにつきましては、行政サービスの質の向上を図り、住民ニーズに沿った事業を実施するため、具体の主な事業として、住民票等の証明書のコンビニ交付の新サービス導入や地域公共交通のサービス見直し等が挙げられます。

2つ目ですが、農業の担い手の高齢化や新規担い手の不足に伴う耕作放棄地の増加や景観破壊、子供の保育環境、本町のバリューである対話を通じた町づくりの醸成等といった課題において、先進地視察や研修への積極的な参加によって、職員一人一人のスキルアップや課題解決のための新しいアイデアの創出に寄与するものと考えております。

最後に、3つ目ですが、議員お述べの一人一人に寄り添った支援につきましては、本町が掲げるミッションを前提としたものであり、この密書のほか、ビジョンとバリューを合わせ

て三位一体による実効性が高く、効果の大きい内容となるよう予算編成作業を進めてまいりました。

具体には、多子世帯への給食費支援やこれまでの手ぶら登園のサービスに加え、園児のお昼寝用布団のレンタルサービスの導入、身体・知的・精神障害者の方へのきめ細やかな相談支援、町政情報を町内くまなく周知するための広報誌の全戸配布、高齢者団体等への活動支援金の増額等、様々な取組を通じて地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、タクシーチケットをシェアリングのご質問にお答えいたします。

現在、本町のタクシー乗車に関わる補助事業につきましては、議員ご指摘のとおり、地域公共交通の確保が喫緊の課題である本町の現状を踏まえ、地域住民の方々の日常生活の利便性を図ることを目的に実施しているものでございます。

タクシー乗車補助券の配布枚数は、対象者お一人につき年間48枚、金額にして2万4,000円ですが、利用目的や利用枚数も個人の事情によって種々様々で、千差万別であることは承知しております。

このことから、本町といたしましても、次年度より1回の乗車で最大2枚まで補助券をご利用いただける条件を緩和し、補助券の交付申請についても各大字の公民館で出張受付を実施する等、本事業の見直しに努めているところでございます。

しかしながら、議員ご提案のタクシー乗車補助券を個人間で融通し合うことは、さきにシェアリングをテーマにした講演でゲストが述べられた本来の趣旨からも大きく逸脱するおそれがあり、本町といたしましては、本事業のさらなる見直しに努めつつ、来年度より解禁となるライドシェアの事業収集と今後の動向を注視し、本町の実情に即した新たな仕組みづくりを模索してまいりたいと考えております。

続いて、Mi i Moの利用についてのご質問についてですが、ご質問内容の順に沿ってお答えいたします。

1つ目ですが、利用料の区分における町内在住者につきましては、町内に住民票はなくても町内在勤の方であれば、町内在住者として従前より取扱いをしているところです。

また、団体でご利用いただく場合は、所属されている個人の在住場所ではなく、当該団体の所在地により、利用料の適用区分を判断しております。

2つ目ですが、役場内利用におけるルールにつきましては、昨年4月1日、令和5年度より変更しており、本年1月末までの利用実績といたしましては、役場内11の部署で合計80回のご利用がありました。なお、利用料は町内在住者区分で算定しております。

3つ目ですが、1階ホールをご利用いただく際、利用者のご判断の下、防音対策の目的等でスライドウォールを追加で利用し、急遽ホール内を利用されるのであれば、利用後に同備品の利用料を別途請求することになります。

4つ目ですが、営利と非営利の区分につきましては、現状明確なルールは設けておりませんが、他の公共施設の基準や一般論に倣い、利用者の属性や利用目的、内容等を総合的に勘案し判断しているところです。

例えばこれまでの1階ホール利用での営利の該当事例としては、主催者が出店者から参加費を徴収して開催されるマルシェや参加者から実費を徴収して開催される講演会等があり、また、非営利の当該事例としては、主催者が参加者から実費を徴収せず開催される音楽会や地域団体が会員の健康増進のため開催されるスポーツ教室等が挙げられます。

現在、Mi i Mo運営委員会において、営利と非営利の判断基準について継続的に協議、検討を重ねているところであり、できるだけ速やかに判断基準を定めてまいりたいと考えております。

また、その検討状況につきましては、Mi i Mo内の掲示板等と通じて随時お伝えしてまいりたいと考えております。

以上で森内議員への一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、森内議員。

○7番（森内哲也君） そうしましたら、予算についてのところをまず再質問させていただきます。

この質問をつくったときには、予算案、こういった資料もなく、編成方針を見ていろんな予算が出てくるのかなと思いながら質問したということがあります。編成方針を見てみると、ビジョン、ミッション、バリューとかと横文字が出てきて、はっきり言ってぴんとこないんです。それではよろしくないであろうといういろいろ勉強、何か本を読んだりはするんです。目的をみんなしっかり持ちながら、大事なところはここですよ、三宅町らしさというのはここなんで、それをもって考えてくださいよみたいなそんなふうには理解しておるんで、大きく外れていることはないかなと思っております。

1つ目の質問なんですけれども、各課に予算書を次これどうなのとか聞きながらやっていて、ブラッシュアップを實際されているような事業とかも、ああ、そうなんや、考えてくださっているんやなと思いながらなんですけれども、事業費を削減したというのは、やっぱり予算書とかにお金がついていないんで上がってこないんで、そういったところは具体的に教

えて、この場で言っていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

単純に事業終了で減らしたやつとかそういったところもありますので、単純にこの事業、どれか額を削ってというところではなく、総合的に予算というのを組んでいくというところでご認識いただけたらと、あと細かなところに関しては予算委員会でもご審議いただきますけれども、前年度比等々も出していますので、そういったところでご質問いただけたら非常にありがたいかなというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） そうですね。予算特別委員会もまた日を改めてありますので、そのあたりで細かいところは実は聞きたいなとは思っておりますが、大きくちょっと目についたところだけ。

地方創生人材育成事業とか外部人材活用事業とかというのがなくなっていたのかなというふうな感じで、私はこの質問の後に見ました。それを何に使っていたかという、スタートアップの研修だとか対話の研修だとか、あとMラボをやるでとかというのでいろいろ皆さん考えておられたところの部分がなくなっているのかなと思ったので。これは予算を聞きながらいくとなくなったわけではないというような各部署からの回答は得ております、この辺に関しては、町長、どういったお考えなのか聞かせていただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

Mラボについては、議員の皆さんから様々ご意見をいただいているところで、役場としてもそのご意見を慎重に受け止めながら説明をさらに重ねていきながら、議会のご意見を頂戴していいものをより一緒につくっていきたいということで、まだまだ役場としても試行錯誤して形が決まり切っていないというところがございますので、引き続き対話を続けてまいりたい。固まった時点で予算を計上してご審議をいただきたいなというふうに考えております。

あと、ローカルスタートアップの事業の今人材育成のところのお話ですけども、今年から県のほうでもスタートアップの8つの柱というところで、奈良県においてもスタートアップの事業、支援の事業というところがスタートするというところでお聞きしています。その中で、内容でまだまだ不透明な部分がございますので、三宅町とかぶらないように、三宅町と県が同じような事業をしないように今協議を重ねております。そういったところで、お互い

の役割分担をしっかりとして事業化して予算というところを計上してまいりたいというふう
に考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

あと、スキルアップするというようなことで書かれていて、ここには農業の担い手みたいな形の回答ですね。あとは景観破壊とか子供のとかとあったんですけども、具体的に先進地は、どんなところのやっている活動に興味があって見に行きたいというようなところがあれば教えていただけたらなと思うんですけども、ありますでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷みやけイノベーション推進部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 現段階では、具体的な先進地の候補先というのはまだ絞られている状況ではございません。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

そうしまして、あと一人一人に寄り添った支援とかということで、いろいろ先ほど挙げていただきました。予算のつかない部分でも気になっていたりするのが、一人一人というのを住民さん一人一人と考えると、すごく気になるのは、私昨日もあちこち回って聞いたりしたときに思ったんですけども、窓口で住民さんが来てくださっても、職員さんがぱっと行かなくて、僕が聞いている係長であつたりが、あ、戻ってきはったよみたいな声をかけて住民さんが行く、住民さんじゃなく職員さんが行くみたいなことが多々あるので。一人一人に寄り添うということであれば、住民さんが来られたら、今日はどうされましたかとかと言って、ぜひ職員さんのほうから声をかけてあげてほしい。まず、一人一人に寄り添うってそこからやんとかと思ったりするんですけども、窓口対応の細かい話になるんですが、その辺はいかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

以前からも議会のほうからもそういったご意見を頂戴しているところで、まだまだ至らないところがあるかなというふうに思いますけれども、そこは職員の意思統一をしっかりとしていく必要があるというふうに考えておりますので、そういったところは全庁的に上げながら、住民さんの対応というところをより丁寧にしていくということは今後も続けていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 言葉では、上司の方ばかりなんで、それは部下の方たちの対応を見て話もあるんですけども、多分部長とかが窓口へ奥からわあっと走っていったら、職員さん、俺らが行かなあかんとかとなるんと違うかなと思うんで、ぜひ皆さんが率先して対応いただけたらなとは思いますが、それはそれでお願いしますというということで。

タクシーチケットのシェアリングのほうの質問に移らせていただきます。

先ほどの回答で、これも2枚使えるようになるよという、改善はすごい考えてくれているやんという、予算書の内容とかを見る前につくった質問なので、タクシーチケット何か考えてくれやんと思いながら書いて、考えてくれているやんと思ったので腰砕けみたいなところもあるんですけども、シェアリングするに当たって、先ほどの回答で講演にいられたアンジュさんだったかな、その人の言っている趣旨から大きく逸脱するおそれがありみたいところで、具体的にどういったことを想定されているのかなと思います。議員の方々からも、現金をこうやって分け合うのはあまりよくないでみたいな話も確かにいただいていたので、やられる職員さんのほうでどういったことが気になる、ちょっとまずいん違うかなとか、具体的にあれば教えていただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

議員おっしゃるように金券扱い、500円券になりますので、そういったところで金券の授受というところでは議員おっしゃったとおりの懸念材料があります。そういったところで500円券を200円で売るとか、そういったところも発生するおそれがあるので、そこはやっぱり禁止をしないと譲渡の在り方というところまでは私たちはチェックできませんので、以前お風呂の券のときにはそういったこともあったということはお聞きしていましたので、そういった以前からの懸念もあって今回こういう形で対応させていただいたというところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） じゃ、売ったらあかんやろうと言われたらあかんのかもしれませんけれども、何を考えているかという、やっぱりつながりをつくるような施策をしてほしいと思っているんです。売るといえるのはどうやと思いますけれども、売ると買うがあったらある程度つながりなので、それはそれでええんとちゃうのとか思ったりもせんことはないんですが、取りあえずいろいろと足問題というのは一番大事な町の問題かなと思います。皆さん

懸念されているので。あまり突っ込んでこれをせえという感じにも思っていない。ただ足問題なんでなるべくいろいろ考えてくださいということで、今回2枚使えるようになった。あと、各大字で説明会をされるという話も何か住民さんに行っていて、僕のほうにも先生言うてくれはったんですねみたいなことを言われるんですが、いや、違いますよと、考えてくれているんでという回答はしております。喜んでおられます、確かに。

もう一つ、町長にお聞きしたいんですけれども、2枚使わせてくれやみたいな話は早々にあったと思っているんです。逆に言うと対応が遅いん違うんと思うんで、その辺小さな町なので意思決定が早いですみたいなこともおっしゃっているんですけれども、そういう意味でいうと、こういったことをしたいみたいな希望がずっとずっと前から出ていたのに意思決定が遅いやんという部分があるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

今回こういう形でさせていただいたのは、年々やはりタクシー券の利用というところが減ってきているというところ、これにおいては多分推測ですけれども、タクシー事業者のほうのドライバーの不足というところも影響があるのかなと、以前まちトークでも、呼んでも来てくれないというか、断られるというところもかなり増えてきたというご意見をいただいています。また、今回まちトークでもいただいていたのが各公民館で受付手続きしてもらえないかというところ、これは約2年前ぐらいにまちトークでもいただいていたところを検討を重ねてやっとなることができるようになったというところでございます。

様々な方法、意思決定が早いというところも特徴がございますけれども、やはりメリット、デメリットをしっかりと精査した上で住民さんにしっかりと周知するということも考えながら、制度設計、変更というところを行っていきたいというところで、お時間を頂戴したというところは申し訳ないところでございますが、1つずつ着実に見直しながら、寄り添うというところをできる限り今後も重ねてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

いいように変わっていただければいい話なんで、何かそういう形で努力していただいたということでと思います。

今なかなかタクシーの運転手をされる方のほうも少なくなっている。回答でもライドシェアの解禁みたいなことも回答いただいていた。何かそれで考えられるこういうサー

ビスとかがあれば、ヒントとは言いませんけれども、そんなんもあるんやというので、ここで答えられるようであればお答えいただきたいんですけども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 具体的にはちょっと今お答えできないところもございますけれども、ライドシェアについては先行自治体で今実証実験も含めてスタートしているところです。それこそ官民連携で民間事業者と連携をしながら行政の公用車の活用であったりとか、そういったところも進んでいる地域もございますので、そういう部分、先行している自治体、法的なところも含めて、例えば福祉型は先に行っているであったりとか、事業者と絡むところは苦しいところがあったりとか、様々クリアしないとできない課題というところもございますので、そういったところも国の法改正も含めたところになると、今後なってくると思いますので、情報収集をしっかりとしながら三宅町でできるライドシェアの形というところを模索してまいりたいというふうに思っております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 結構焦りますね、時間があると。

M i i M oの利用料について、そしたら。

一番よう分からん、何とかしてと言われているのは、聞くのが非営利、営利の区分けのところですよ。ちょっと質問していきます。

Mさんが部屋を借りたい、ダンスの練習したいと思って部屋を借りに行くと普通の値段で入れますよね。ただ、もっと上手になりたいと思ったので、講師の先生を5,000円なり1万円なりで来てもらおうと思って講師の先生にお金を払う、M i i M oに来てくださったらという場面が生じると、お金のやり取りがそこで発生するので営利目的の使用料、会場の利用料が変わる、そんなふうに聞きました。これはそんな運用になっているんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷みやけイノベーション推進部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 今実例で挙げていただいたお話は、営利目的になるのか非営利になるのかというのは、ちょっと一概には申し上げないと思いますので、この場で申し上げられないと思いますので。

実際に申請に当たってお越しになられたときに、コンシェルジュさんとそこはお話を聞かせていただきながらしっかりと判断させていただくことになるかと思います。

○議長（辰巳光則君） 今のは、じゃ、そういう事例はなかったということでもいいんですかね。

○7番（森内哲也君） あると思います。僕が呼んでいるから来ている。

○議長（辰巳光則君） もしあるんやったら、そのときの対応を答えてもらわないと。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） お聞きしているのは、例えば講師の方がやはり仕事として、なりわいとして講師料でされているというところで行きますと、営利に当たるんじゃないかというところも実例としてあったのではないかというふうには聞いております。利用料を頂いて、講師の方が営利になってしまっているという現状。もう一つは、講師を呼んでいるけれども、みんなの出し合いで営利じゃなくてボランティア、気持ちというところの、この判断基準というところが非常に難しいというところはあるとは思いますが、そういったところの判断があったのではないかというふうには思います。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 営利目的という言葉自体がちょっとおかしいと思っているんです。例えば僕が四、五人でダンスなどの練習をするときに買いました、みんなで部屋代を割ります。それだったら多分オーケーですけども、俺らはもっと上手になりたいから、先生がおるから来てとって講師の先生を呼びました、それは講師の先生にとったら営利目的ですけども、その先生が部屋を借りたわけじゃないじゃないですか。僕らが自分らの活動としてもっと上手になりたいよね、俺たち、僕たちとって講師の先生を呼んで、そのかかった費用だけをみんなで割っているんで。先生が借りれば営利目的ですけども、僕が上達したいんです、活躍したいんです、三宅町でダンスうまくなりたいな、分からへんけれども、その辺は。それを営利目的と言ってしまうこと自体がおかしいという認識なんですけれども、どうなんですか、その辺は。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） お聞きしていたのは、生徒集めも先生の方もされているというところでお聞きしていましたので、生徒が増えれば増えるほど講師の方の集まるお金も増えるという形だったと、僕も報告をうろ覚えなんですけれども、間違っていたら申し訳ないです。この場でお答えするのは適切かどうかは別として、そういった細々したことはまた委員会等々でお聞きいただけたらと思いますけれども、そういうようなこともあったということでお聞きをしています。講師の方が生徒を集められていた、森内議員おっしゃるように自分たちで先生を呼んでいたけれども、先生自体も生徒のほうを集めるということをされていたというところで、お話し合いの中では営利に当たるんじゃないかというところで、最初非営利のとい

うところだったと思うんですけれども、そういったところが見受けられたので営利ではないかというようなところに至ったのではないかと考えております。

○議長（辰巳光則君） 時間もあれなんで、もしあれやったらば解釈、認識の違いなので委員会で聞いてもらって。ほかあれば、このままでもいいですけれども、森内議員。

○7番（森内哲也君） 何かというと、お金取るでというのが先立っているん違うかと思っ
ているんですよ、そこは。やっぱり利用してもらって何ぼやと、利用料を払うにしても安い
から来てくれているということであればもっと分かりやすいところがあるんで、そんな人は
ええかなと思っていて。やっぱりM i i M oで活動できてよかった、喜んでお金を払って
もらえるようにしてほしいしと思っているんですね。

さっきもちらっと言ったかもしれませんが、人ととのつながりを切るようなことって
絶対しないしてほしいし、やめてほしいんですよ。だから、言葉の解釈がどうでこうで
かって言うのも大事かもしれないんですけれども、そうやってお金もうけを講師の人が
していて、自分で借りたら高いけれども、生徒に借りさせてと、そういう話やったと
今言われたのは思いますけれども、そういう裁判員とか決断下すみたいな仕事って、
もう別にいいじゃないですか、借りてもらったらとは思いうんですけれどもね。ずるい話、
あの人はずるしとるとみたいなこれからまた出るのかもしれませんが。

なので、M i i M oをもっと気持ちよく利用してもらおうようにしていただきたい。
お金を取る受益者負担というのばかりが先行しているような気がします。人と人が活躍
してくれる、活動してくれる、絆をつくってくれる場であるということやっていただ
けたらなと思いますので。それまで、いやいや、例えば僕ら、営利目的じゃなくて、
上手になりたいから先生を呼んでいて、そこで講師代出しているだけなのに営利目
的って言われて、何しとるねんとか、これ言わへんかったらええんや、じゃ、黙
って使おうみたいな。何か後ろめたい気持ちを持ちながら使ってもらってどうや
ねんと思いますので。ちょっと取りあえず気持ちよく使ってもらって、お金をどう
しても払ってほしいということであれば気持ちよく払ってもらえるようなルールづく
りにしてもらってええのかなと思いますんで。考えるということでは回答をいただ
いていきますので、ぜひぜひ使う側の目線で検討いただけたらなと思います。何
かございましたら。

○議長（辰巳光則君） 回答はよろしいですか。

○7番（森内哲也君） いいです。特にないようであれば。

○議長（辰巳光則君） もう質問は。

○7番（森内哲也君） 終わります。

○議長（辰巳光則君） これで、森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

初めに、1月1日、能登半島震災に遭われた方々の冥福とお見舞いを申し上げます。

質問ですけれども、高齢者や障害者の災害時避難支援計画についてですが、1月1日に能登半島地震が発生し、大津波被害の警報は発生され、多くの人が近くの体育館等に避難されました。三宅町の地域防災計画をホームページで見ると、平成31年の防災会議で案がつくられ、検討されたのではないかと思います。その後どのように更新されたのでしょうか。

また、三宅町地域防災計画・職員初動体制マニュアルの冊子が議員に配付されていますが、この計画も更新された後、議会と住民に報告されているのでしょうか。三宅町地域防災計画・職員初動体制マニュアルの中に高齢者や障害者の災害時の避難支援計画があるのでしょうか、町長の所見を伺います。

次に、三宅町の場合、地震等が冬場に発生した場合、避難所が文化ホールか小学校体育館、Mi i Moの施設になると思いますが、文化ホール、体育館、Mi i Moの空調施設の設備状況はどのようになっていますか、町長の所見を伺います。

次に、三宅町の将来の姿についてですが、町長は1月1日の新聞に抱負を掲載されています。スタートアップの町の中で、国のデジタル田園都市構想交付金1,000万円を使って、3年計画で本年度は業務委託契約を結ぶスタートアップ支援事業（東京都）を運営すると述べられています。また、起業家育成講座を地方創生、起業に関心、挑戦する意欲のある人や、その挑戦を支援したい人などを対象となっています。この2つの事業を行って、三宅町の将来にどのような成果があるのでしょうか、町長の所見を伺います。

次に、小学校・式中の給食の無償化についてですが、小学校・式中の給食費は、令和5年度の当初予算案では、小学校の給食費負担金は1,292万4,000円、中学校は667万7,000円になっています。合計1,960万1,000円あれば、小学校、中学校の給食費を無償化することができます。

学校給食は、憲法26条2項で義務教育は無償とするとなっています。三宅町では物価高騰

分を町は補填している状況です。三宅町の当初予算案の0.5%あれば、小中学校の給食費を無償化することができます。奈良県内でも無償化する自治体が増えてきています。町長の所見を伺います。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問をさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、高齢者や障害者の災害時避難支援計画についてのご質問にお答えします。

最初に、本町の地域防災計画のご質問ですが、瀬角議員及び久保議員への回答でも申し上げましたとおり、令和元年に改定され約5年が経過し、制度や組織体制の変更や避難基準の見直し等の検討課題もあり、それを反映させた計画に修正する必要がありますので、令和6年度中に改定を行うこととしております。もちろん公式ホームページ等を通じ、住民の皆様に公表することとなりますが、計画完成に伴い、議会への丁寧な説明も心がけてまいりたいと考えております。

次に、高齢者や障害者の災害時支援計画があるのかのご質問ですが、災害時避難行動要支援者の個別避難計画のことと判断し、ご回答申し上げます。

まず、平成25年、災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。本町においても、平成30年に名簿作成を行いました。

また、個別避難計画については、災害時の避難支援を実効性のあるものとするために、令和3年の災害対策法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

本避難者支援者名簿は、掲載されている一人一人の状況に合わせ事前に計画を策定し、災害時に備えるものであり、この個別避難計画の作成には、地域のご理解とともに作成に伴う支援者を確保することが難しく、全国の自治体での策定率は10%程度にとどまっているようでございます。

本町においても先ほどご回答のとおり名簿作成にとどまっており、今後、要支援者本人、その家族、地域住民や自主防災会とも連携し、協力しながら計画を作成する必要があることから、来年度から順次に進めてまいり所存でございます。ご理解のほうよろしくお願い申し上げます。

最後に、避難所での空調設備の設置状況についてですが、最近、自主避難所として、また、

その後の広域避難所として活用している町文化ホール及び、福祉避難所として指定している交流まちづくりセンターMi i Moについては空調設備が整っていますが、広域避難所として指定している三宅小学校については、体育館施設のみ空調設備が整っておりません。

なお、この件につきましては、令和5年12月議会の松本議員の一般質問のご回答でも申し上げたとおり、行く行くは建て替えを予定している施設であり、その際の検討課題として、今後の体育館としての機能を模索してまいりたいとの考えに変わりはありません。

続きまして、三宅町の将来の姿についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にあるスタートアップ事業のあらましや現状につきましては、さきの梅本議員のご質問にお答えさせていただいたとおりでございます。

本町といたしましては、本事業を通じ町内全体をフィールドに、地域資源である「ひと・もの・こと」を磨き上げ活用することで、地域の課題解決、新しいビジネスやサービスの提供により地域の雇用を創出し、将来それらが大きな成果として、三宅町におけるエコシステムの確立と持続可能な地域社会の構築に寄与するものであると考えております。

続きまして、小学校・式中の給食費の無償化についてのご質問にお答えいたします。

以前、池田議員からのご質問でもお答えをしましたが、近年の物価高騰により、保護者が少なからず負担に感じていることは承知しており、多子世帯への給食費の負担軽減を図る目的で、幼小中の切れ目のない、第2子は半額免除、第3子以降は全額免除の給食費助成を今定例会の一般会計予算案に上程いたしております。

小学校、中学校のみならず幼小中の切れ目のない援助を持続的に行っていくことは大切なことであると考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、池田議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、池田議員。

○9番（池田年夫君） まず初めに、震災の件で、ほかの議員の質問の中でも、また私の答弁の中でも、小学校の体育館について行く行くは建て替えを予定している施設でありというふうに答弁されました。いつ建て替えをされる予定なんですか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 体育館が避難所に指定されているということで、私のほうからお答えさせていただきます。

町の公共施設個別施設計画においては、小学校の校舎の更新時期につきましては令和11年、2029年、5年後となっております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 5年後に一応建て替えをするという答弁でありますけれども、震災などについては今日起こるかわからないし、またあした起こるかわからないし、また10年後、あるいは20年後かもわからないという状況ですので、この件については、過疎債という今有利な条件もあるわけですから、体育館についても早急にそういう空調設備を設置して、住民自身が安心して避難できるような施設に行くということが今求められていると思うんですが、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほどのご質問でもお答えさせていただいたとおり、体育館に物資等々の対応というところも機能としては必要になってくる可能性もあります。体育館の中で避難者が避難するという想定もできますけれども、今は小学校の教室にエアコン等々が教室全てにございますので、まずはそちらを利用しながら、今後の建て替えにおいて必要な規模、必要な機能というところを健民の体育館も含めてどうしていくか、町の全体の公共施設をどうしていくかも含めた上で考えていく必要があるというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、小学校の教室を避難所に代えるというような答弁ですけれども、小学校について、子供なんかの勉強について行う場所を避難所にするとどういうことが起きるかということとはすぐに想像できるのではないかと、子供なんかは勉強できなくなるという状況にもなると思うんでね。避難所にすれば、1日、2日というのはいけるかわからないけれども、地震とかそういう場合になったら、今の能登半島の場合を見ても、2か月たってもなかなか避難所は閉鎖できないという状況にもなっているんで、やっぱりそこら辺についてはもうちょっと慎重に物事を考えていく必要があるんじゃないかと、それと、先ほども質問でもありましたけれども、町の体育館、そして、また東屏風体育館についても空調設備なんかはされていないわけなんですけれども、そういうところなんかについても、実際そういうことも含めて検討していく必要があるんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 将来の維持コストのことも非常に考えながら、公共施設の在り方全体というところは考えていかないといけないというふうに思っています。

また、今奈良県のほうとも大和平野の石見地区への土地利用の活用について、県のほうか

ら方針が出されました。その中でも町からお伝えさせていただいているのは、防災時における利活用というところは強く県のほうにも意見として出させていただいていますので、町単独、町だけで整備というところも必要性があればやっていくということは大事ですけども、そういった県の今後、建設を予定されている施設についても、そういった機能を附属していくということも併せて重要であるという認識でございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今石見の例を出されたんですけれども、その件についても、やっぱり今地震という状態になれば全世帯、あるいは職員自身も被害を受けるわけで、避難所に行つてすぐに万全、ずっとそういうことにはなかなかないと思うんですよね。そういう点で一にでも、冬場に災害が起こった場合にそういうところに避難してもらって、安心して1週間でも2週間でも生活してもらえるようにする必要があるんじゃないかなというところは、町として住民の生命をいかにして守るかという観点からもそういうことが望まれると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

必要と考えておりますが、現状としてああいった大規模災害が起こったところ、今回も職員も派遣させていただいたり、様々な支援の方々と現状のお話を聞いている中で、やはり行政が運営する避難所に来られているのは、高齢者の方で独居の方が多かったり、若い世代というところはなかなか来ていなかったり、家がない方以外はあまり来られていないということで、大規模災害が起こったら広域避難所だけでなく、様々な地域のつながりの中で地域での避難というところもかなり各所で行われているというところをお聞きしています。

そういったところに物資をどう届けるのかというのが行政の仕事になってきたりとかでありますので、町全体で小学校1か所で全員、先ほどの答弁もありましたけれども、あそこだけで全部を賄えるという想定は当初からしておりません。そういった方で困った方々の広域避難所と、あとは共助の部分で地域での助け合い、そこに対して必要な物資であったり必要な支援というのを、行政で少ないマンパワーの中どういうふうに効率的にやっていくかというのが、大規模災害が起こったとき本当に求められる能力だというふうに、今回の震災を通じて改めて感じているところですので、そういったところで行政だけでなく地域づくりも含めて進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 震災、災害について、避難所については地域の住民の方ともよく相談してもらって、ただ体育館、あるいは文化ホール、M i i M o だけじゃなしに、町の体育館だとか、あるいは新しくできるであろう石見の施設とか、あるいは東屏風の体育館だとか、そういうことも含めて総合的に計画していつてもらいたいと思います。

それで、先ほども質問しましたがけれども、高齢者や障害者の災害時の避難支援計画についてなんですけれども、今まで何回か見直しして更新したということなんですけれども、私自身も地域防災計画、職員初動体制マニュアルの冊子を持っているんですけれども、こういうふうに更新したからここを差し替えてくれという用紙自身ももらっていないんでね。本当に更新されたのかどうか。ただ職員だけが更新されたものを持っているということであれば、全然住民さんにも言うこともできないし、実際の内容はどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 地域防災計画につきましては、今議員おっしゃった地域防災計画というのは、多分バインダー式になっているあれのものだったと思うんですが、それは先ほどのほかの議員のご回答でも申し上げましたとおり、令和元年付近に作成されて5年間更新はしていないという状態ですので、更新したものを議員さんがお持ちである防災計画に反映していないということではないです。いずれにしても更新をしていませんので、一度も差し替えがなかったとご判断いただいて結構です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） この間、災害がいろいろな地域で起こっているわけですから、その教訓も踏まえてやっぱりそういう見直しすると、更新していくということが求められるんじゃないかというふうに思うんです。

それと、高齢者、障害者の避難時の避難支援計画についてなんですけれども、これについても先ほどの答弁でもありましたけれども、各自治会では自主防災会などがあって独自に調査して把握しているわけなんですけれども、町の把握している避難支援者と各自治会が調査している避難支援者のすり合わせとかそういうこともやって、全体として名簿だけでも把握していくということが必要ではないんでしょうかね。

○議長（辰巳光則君） 意味分かりますか。

森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 議員おっしゃったように、平成30年に名簿が作成された当時は、

自治会や自主防災会、その他警察や消防署等もすり合わせを行い、そのときには情報共有を図っているものですが、議員おっしゃられるように5年間更新しておりませんので、次の更新時期も合わせまして名簿の作成のこと、あと個別避難計画、そちらのほうについてももちろん個人情報を多く含む内容でございまして、地域の皆様のご協力、または支援者としてのご協力も賜らなければいけないと考えておりますので、最終的には来年度から順次進めてまいりたいと思っております。ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） そういう障害者や高齢者の被害時の支援者については、各自治会の自主防災とも共通して認識を一つにしていこうということが大事だと思うんです。それで、そういう人たちの救援とかそういうことも含めて、災害が起きた場合には地域がまず優先するということだと思うんで、地域の防災組織とも協力してやってほしいというふうに思います。

次に、給食費の問題ですけれども、給食費の徴収なんですけれども、これは予算特別委員会の資料にも計上されていますので、今公会計で行われていると思うんですけれども、それで間違いないですか。

○議長（辰巳光則君） 中谷教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 公会計で行われているということでもあります。それで、調べてみますと、平成20年6月18日に改正された学校給食法の目的というところで、第1条なんですけれども、「この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を培う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。」というふうになっています。そして、第2条では、学校給食の目標で、学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努力しなければならないとして7項目を挙げているんですけれども、この件について町長の見解はいかがですか。

○議長（辰巳光則君） もうちょっと質問の趣旨というか、その分に対してどう思うかという意味ですね。

○9番（池田年夫君） そうです。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 学校給食法で、日常ではこの法律がどういう目的でつくられているのか。2番目には、第2条で学校給食の目標として7項目がつけられているんです。それについてどのように町長としては考えているのか。

第2条の7項目をいえば、第1に「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」、それで2つ目に「日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと」、3つ目に「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」、4番目に「食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」、そして5番目に「食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと」、6番目に「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深めること」、そして7番目に「食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと」という7項目が目的として設定されているんですけれども、この学校給食について町長はどのように感じられていますか。

○議長（辰巳光則君） これを受けて三宅町がどうせなあかんとかいうのじゃなしに、学校給食法に対して町長はどういう感想をお持ちかということで。

森田町長。

○町長（森田浩司君） すみません、的外れな回答になったら申し訳ないと思うんですけれども、質問趣旨がちょっとよく理解できなくて申し訳ないです。

ただ、今おっしゃった7項目に関して、私も学校の給食を食べさせていただいたりするんですけれども、そんなのも7項目をすごく上手に意識していただいているなと改めて感じました。本当に地産地消の取組であったり、今年度の予算で計上させていただいていますけれども、生産者と顔の見える取組も進めていくということもお聞きしていますし、今三宅町のホームページのほうで今日の給食ということで、レシピであったり写真であったりとか、非常に公開もされていますので、ぜひそういったところを見ていただくと、今の目標をすごく7つを満たしているんだなと改めて感じているところです。

また、三宅町の目標として、三宅小学校もそうです。幼稚園もそうなんですけれども、給食がおいしいということで残数も少ないということをお聞きしてまして、非常に子供たち、学年によっては取り合いになってお代わりがないというようなクラスもあるということで、

給食を子供たちの学校に来る楽しみの一つにもなっているんだなというのは、学校に行かせていただいて給食と一緒に食べさせていただいて感じたところでございます。

回答が適切にできているかどうかは別として、所感としてはそういったところで答弁というふうにさせていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 先ほど私自身が第2条の7項目を申し上げて、それについて今の三宅小学校、あるいは中学校の給食自身がそういう趣旨で作られているという答弁だったというふうに思うんです。

それで、この給食なんですけれども、私自身も以前、団地から小学校まで子供たちを送り迎えするときに子供に聞いたんですけれども、「朝ご飯を食べてきたんか」というふうに聞いたら「食べていない」という子供もおるんですよ。そやから、学校給食自身が一つの栄養源にもなっているという状態なので、そういう家庭が今後増えないほうがいいというふうに思うんですけれども、そういう実態があるということ。

学校給食について、給食費についての徴収については公会計で行われているということなんですけれども、そういうことも含めて、もう一つ学校給食費について、学習指導要領では特別活動というように位置づけられています。活動の内容の特別活動では、「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」について、自分の食生活を見直しし、自ら改善して、生涯にわたって望ましい食習慣が形成され、食事を通してよりよい人間関係や社交性が生まれるようにするものであることを求められています。給食の時間は、楽しく食事をすること、健康により食事のとり方、給食時の清潔、食事の環境の整備などに関する指導により、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通してよりよい人間関係の形成を図ります。そして、適切な給食時間を確保した上で、給食の準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導する必要があります。また、食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや食欠といった食習慣の乱れに起因する満腹の生活習慣病、食物アレルギー等の問題が指摘される現在、家庭との連携が今後更に重要になってまいります。心身の健康に関する内容にとどまらず、自然の恩恵への感謝、食文化、食糧事情などについて各教科とも関連を図りつつ指導を行うことが重要ですよというふうに学習指導要領でも述べられています。この点について町長の所管があればお聞かせください。

○議長（辰巳光則君） 教育長でもよろしいですか。

○9番（池田年夫君） はい。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） ありがとうございます。

小学校の学習指導要領の特別活動のところにこのように記載されていることは、きちっと把握しております。

三宅小学校に関していいまでも、この学習指導要領にのっとって、特に学級活動の中で給食の時間は楽しいものでなくてはならないということは、まさにそのとおり三宅小学校では、栄養教諭が食育ということで学校全体を通してそのような位置づけで給食活動を行っておりますので、学習指導要領にのっとった指導を小学校でもされているというふうに認識しております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 指導要領に基づいて給食が行われているということですので、そういうふうに進めてもらいたいというふうに思います。

そして、また学校給食法の第4条では、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるよう努めなければならない。」というふうに学校給食を努力義務としておるわけであります。今現在、奈良県でも五條市や大和郡山市が無償化を実施するというふうに聞いているんですけれども、学校給食について無償化の計画そのものを今現在は、あるいは2市、3市について無償化するという計画なんですけれども、それを広げていくという計画はありませんか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今のところそのような計画はございません。今のところ、今予算で上程で審議いただく内容で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今年予算を見たらそういう計画なんですけれども、近々やっぱそういう方向にね。東京都なんかでは全体で無償化するというふうに進めていますし、また青森県でも無償化することは決めているし、そういう形がだんだん増えていくという状況の中で、いつまでも三宅町自身、0.5%予算の0.5%あればすぐできるという状況も先ほども発言しましたけれども、そういう状況ですので無償化の計画を将来の計画じゃなしに来年、あるいは再来年ぐらいにはそういうふうの実施するということを約束してもらえたら、父兄の皆さんももっと喜ばれると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君）　ありがとうございます。

1 点は、住むところによって、居住地によって子供たちの格差が生まれているこの現状というところのほうで私自身は問題かなと、国においてやっぱり議論しながら、そこをどう効果的かというところで、一律で検討していくような大きな課題かな、例えば県単位とかで検討していくような大きな課題かなというふうに思っています。市町村の財力によってできるところ、できないところで子供たちの格差を生むというようなこの施策というところの根本論は、しっかりと議論していく必要があるというふうに思っています。

また、保護者の方々からもご意見、たくさんの声を頂戴している中で、やはり給食の値段というより質のところをしっかりと担保してほしいという声をたくさんいただいております。子育て世帯からは、いいものを子供たちに、大切な1食なので、ただというよりは、お金がかかっても子供たちにいいものを食べさせてほしいというところのご意見というところもたくさんいただいております。経済的な支援というところ、できないところには、支援が必要なところには今現行制度でも支援がございます。ただそういったところも合わせて質の議論、給食無償化になるとやはりあって当たり前で、質が落ちていても気づかないようなところもありますので、やはり当事者意識を持っていただきながら質の議論も併せてしていくということが大事であろうと思っています。

先ほど池田議員からこんな法律があるよという趣旨に沿った内容になっているかというところは、非常に大事になっています。それで、サービスでやっていって勝手に質を落としていくのじゃなく、しっかりと質をどう担保しながら、経済的なところの課題であったり様々な課題を課題ごとにどういった施策、何のためにこの無償化を行うのかというところの根本論をしっかりと議論しながら進めていくということは、この問題においては非常に大切であると思っています。

昨今は何でも無償化すればいいという風潮はすごくあるんですけども、そうではなくて質の議論、この前も市町村サミットでも私、この議論の中でお話をさせていただいたところで、やっぱり質、保育の無償化とか様々な議論がありましたけれども、質の議論がされていないというところに非常に危機感を持っているという意見を述べさせていただきました。働く人の質の担保はコストがかかる話ですし、誰が負担するのかというところもしっかりとこういう本質の議論をした上で、手段として無償化というところを行うか行わないかというところを判断していきたいというふうに思っていますので。まずはこの質、子供たちに対する質というところの議論を皆さんと共にさらに深めていければというふうに考えております

ので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか、最後に。質問以外で。

○9番（池田年夫君） 質問の時間が終わったんですけれども、東京都なんかがなぜ無償化しているのか。それと、また今の、先ほども発言しましたけれども、住民の中でも格差というんですか、そういう部分が現れてきているというのもありますので、そういう子供たちが安心して学校給食を楽しく食べられるということでも、栄養源にしても全ての子供たちが安心して生活できるような環境を行政としてつくっていくということが望まれると思うので、もう来年、あるいは再来年と言わず、そういう計画について、町としても率先して将来の計画に入れていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、そういう意見を述べて一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） これで池田年夫君の一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） ここで一度暫時休憩を取りたいと思います。再開はこの時計で2時30分から再開いたします。

（午 時 分）

○議長（辰巳光則君） それでは、皆さんおそろいのようなので、ここで休憩前を解き、会議を再開いたします。

（午後 2時30分）

◇ 川 鰭 実希子 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、3番議員、川鰭実希子君の一般質問を許します。

3番議員、川鰭実希子君。

○3番（川鰭実希子君） 朝から長時間お疲れさまです。私が最後ですので、もう少しお付き合いください。よろしくお願いします。

私からは、児童館の設置について質問いたします。

現在三宅町は、ユースセンターの立ち上げに奔走されています。ユースセンターに法的な定義はありませんが、NPO法人カタリバの調べでは、対象が10代のみだったり、小学生や20代も含んだりするところを合わせて全国に約100か所あるとのこと。

一方、児童館は、児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つで、18歳未満の全ての子供が対

象となっております。令和3年10月1日現在、全国に4,347か所設置されており、約6割の自治体に設置されています。そのうち公営が2,381か所です。奈良県内では8市4町1村にあり、ほかに三宅町のように休館中の児童館が6市町村にあります。三宅町の児童館は、上但馬児童館が耐震強度不足のため閉館中で除却が決定されています。上但馬団地児童館は、児童厚生員の確保ができず休館になったところに、当初M i i M oの中に児童館をつくる構想があったため、そちらに統合されるということですとずっと休館が続き、しかし、結局M i i M oの中に児童館はつくられず現在に至っております。

私は、中高生を対象とするユースセンターを全否定するつもりはありません。しかし、中高生に利用を限定せず、全ての子供が利用できる児童館にすべきだと思っています。三宅町には子育て世代包括支援センタースマイルがあるので、未就学児とその保護者が集う場があります。しかし、小学生、中学生、高校生の居場所はありません。ですから、小中高校生の居場所となる児童館こそ必要だと思います。何も中高生に特化したユースセンターに限定する必要はないのではないのでしょうか。

12年前に私が三宅町に来て感じたのは、子供の遊び場の少なさでした。磯城郡では川西町に2館、田原本町に1館児童館があります。川西町には町営のすばる児童館といぶき児童館があり、正職員1名と会計年度職員3名で運営しています。両館とも体育館があり、1日平均四、五十人の利用があると聞いております。

田原本町には社協が指定管理する児童館が1館あります。ボランティアによる読み聞かせが月1回、教員OBが教えながらみんなで宿題をやる寺小屋教室が週1回、世代間交流事業などを工夫して運営しています。館内に遊戯室と図書館がありますが、体育館がないので社協本館の講堂をお試し児童館として夏休みなどにドッジボールなどができるようにしています。正職員1名とフルタイムのパート職員が1名、短時間のパート職員が4名で運営していますが、事業費は人件費込みで年間1,300万円とのことです。

さて、今年度の三宅町のティーンズL I N K事業は、地域おこし協力隊2名採用の予算が1,332万6,000円です。これだけあれば、ユースセンターではなく児童館が運営できるのではないのでしょうか。

まず問題となるのは場所の確保ですが、私は児童館の候補として3か所考えました。1つ目は、休館している上但馬団地児童館を修繕して利用します。修繕料はかなりかかると思いますが、新設するよりははるかに安く済むはずです。しかし、ここは体育館のみなので、集会室や遊戯室などがほかに必要です。現在月に2日しか利用されていない高齢者作業所を利

用している陶芸クラブの皆さんと話し合っ、クラブ活動に支障のない範囲で利用させてもらってはどうか。子供たち向けの陶芸教室を開催してもよいかもしれません。これが2つ目です。3つ目は、Mi i Mo 3階の執務スペース、当初は教育委員会の事務室になるはずだったところを利用してはどうでしょう。

これ以外にも利用できる潜在的資源はいろいろあると思います。役場職員の知恵をもってすれば、もっとよいアイデアがきつと出てくることでしょう。この場合、児童館というのは、厚生省令で定められた法的な児童館に限定する必要はありません。広い意味で小学生から高校生までの子供の放課後の居場所というふうに考えてみてください。

児童館の利点は、何よりも児童厚生員がいるということです。常に小中高校生の健全育成を考える専門の職員がいることです。現在の三宅町では、教育総務課と健康子ども課、また政策推進室も子ども会議という関わり方で関わっておりますが、この3課に分かれて小学生から高校生までの健全育成を担っています。ユースセンターの担当職員以外は、他の仕事も抱えながらの業務です。いずれかの課が児童館を担当し専門の職員を採用すれば、その方は小学生から高校生までの健全育成を一貫して専門的に行うことができます。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は、喫緊の課題になっている。都道府県・市町村と国が連携し、「こどもまんなか」な放課後を実現する。そのために放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型を推進すると、昨年12月25日にこども家庭庁、文部科学省が放課後児童対策パッケージで述べています。

同時期に閣議決定されたこどもの居場所づくりに関する指針は、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接し、将来にわたって幸せな状態で成長する「こどもまんなか」な居場所づくりを目指すものであると述べています。

三宅町においても、小学生から高校生までの全ての子供の居場所をつくることは喫緊の課題ではないでしょうか。小学生から高校生までの全ての子供の居場所をつくってほしいという提案は、現在町が進めているユースセンターの設置と対立するものではありません。ユースセンターの間口を広げて、小学生から高校生までの健全育成を担う児童館、子供の居場所にしていだけないかという提案です。一つの場所を曜日や時間帯で分けてもよいかと思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 河緒議員の一般質問にお答えいたします。

児童館の設置については、児童福祉法に規定される設置基準を満たす必要があるため、どの施設を利用するにしても多額の改修費用が必要となるため難しいところですが、議員お述べのとおり、小学生の居場所づくりを考えることは必要なことであると考えております。

三宅町交流まちづくりセンターM i i M oを設置するための協議を行った際にも、M i i M oに児童館を併合することは費用的にも、施設規模的にも難しい状況であるため、児童館が持つ機能をM i i M oに持たせていきたいといった説明をさせていただいたとおり、M i i M oの運営方針には「子どもが生き生きと学び・暮らせる環境をまちぐるみで育む」ことを上げ、多様なプログラムによる子供の活動の拡充を目指し、子供たちの居場所づくりにつながるよう取り組んでおります。

その取組の一つに、子供たちの主体的な活動をする子ども会議があります。年々活動が活発化しており、お化け屋敷を筆頭に様々な取組が展開されております。

また、日々、放課後や休日にM i i M oに友達と一緒に訪れ、和菓子を購入し、フリースペースで食べながらおしゃべりしたり、ゲームをしたり自由に過ごす子供たちが増えてきており、職員も積極的に子供たちと交流を取り、子供たちが安心してM i i M oで過ごせるよう対応してくれています。しかし、児童厚生員のように子供支援に特化している職員ではないため、その関わりには限界がありますので、今後職員の配置については検討する必要があると考えております。

議員よりユースセンターの間口を広げてはどうかとのご提案をいただきましたが、現在ユースセンターは、子育て世代包括支援センターの開設時間外の時間帯を利用して開設しております。そのため夕方の4時から夜の7時半と短く、時間帯を分けることは難しく、また利用者が増加することに伴い開設日を増やしていく予定としていることから、曜日を区分けすることも難しい状況だと聞いております。

一方で、小学生の居場所づくりの方策には、文科省の施策として放課後子ども教室があり、子供たちが放課後を安全安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、地域住民の参画を得て放課後などに全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業があります。

また、さきにご説明いたしましたとおり、M i i M oの運営方針でも多様なプログラムによる子供たちの活動の拡充を目指していることから、今後、M i i M oや教育委員会、健康子ども課により、子供を真ん中にした居場所づくりについて協議を行ってまいりたいと考え

ております。それまでの間は、現在子供を対象に活動している団体に声をかけ、子供たちの学びの場、遊びの場を定期的につくっていきけるよう連携していきたいと考えております。

以上で、河鰭議員への一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 川鰭議員、再質問。

○3番（川鰭実希子君） ありがとうございます。

まず、1点目なのですが、町長のただいまのご回答の中に、初めのほうで「小学生の居場所づくりを考えることは必要なことであると考えております」とのことでした。まず、大前提として、そういった認識がありながら、なぜ小学生を除いて中高生に特化したユースセンターがこの三宅町に必要なのかお尋ねしたいと思います。

国は、最優先課題として小学生の放課後の居場所を上げております。三宅町では学童保育はありますが、学童に行かないその他の児童への対策はございません。なぜ特化する必要があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 植村健康子ども局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） ユースセンターのほうを考えさせていただいた当時ですけれども、小学生を対象とした放課後子ども教室というか学習支援教室のほうを教育委員会のほうで開設していただいておりますので、そういったことも踏まえ、あとMi i Moの運営方針の中でも、子ども会議であったりとか子供の居場所づくりというのを上げていただいておりますので、子ども会議のメンバーさんが小学生ということもお聞きしておりました。そういったことで、Mi i Moを中心に小学生の居場所づくりを進めていくことが可能なのかと考えておりましたので、中高生の居場所づくりのほうを特化させていただいたという次第になります。

○議長（辰巳光則君） 川鰭議員。

○3番（川鰭実希子君） 当時の状況は分かりました。しかし、放課後子ども教室というのが本年度からはされていないんですね。理由については多少聞いてはいるんですけども、令和5年度から放課後子ども教室を教育委員会のほうはおやめになった。それについては、今後どうするつもりなんでしょうか。

また、放課後子ども教室の運営に当たっては、先ほども申し上げたとおり学童保育の連携型の推進を国は推奨しておりますが、その辺も踏まえて今後の考え方をお尋ねします。

○議長（辰巳光則君） 中谷教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 今年度から放課後子ども教室は、今のところ中止とい

うかになっております。その理由としまして、令和４年度でもやっていたんですけれども、子供たちが收拾がつかないような状況で、教室になかなかとどまれないような状況で、うちの職員も何人かいつも出ているような状況で、これはもう事故が起きる、事故が起きてからではちょっと遅いということで、そういう理由で５年度はやめさせていただいたような感じになっております。

今のところ再開のめどもついてはいないんですけれども、令和７年度から学校運営協議会のほうでまた学校のほうからそういったお話があったり、その中で議論していこうかなという形では思っております。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○３番（川緒実希子君） 町長の答弁の中で、「一方で小学校の居場所づくりの方策には、文科省の施策として放課後子ども教室があり、子供たちが放課後を安全安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、地域住民の参画を得て放課後などに全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業があります。」というふうに書いていたんですね。わざわざ上げていらっしゃるんですけれども、これを上げたということは、今年度はすぐの実施はないとしてももっとちかいうちにやっていくお考えがあるかということをお尋ねしたいのと、それと、私含め数名の議員が放課後子ども教室の実施はボランティアの指導員として関わっていたんです。確かに子供たち、年々落ち着いていられない子が増えてきたというのは実感しております。しかし、やり方がやっぱりちょっと工夫が足りなかったなというのがあって、まず宿題やりましょうと、子供らも何のために来ているかよく分からないという感じがあったんですよね。ですから、例えばもう一回再開するに当たっても、ただ来て宿題をやりなさいじゃなくて、ここにも、町長の答弁の中にも「学習や体験・交流活動などを行う」と書いてあるので、来てみたら子供が楽しく過ごせるというような活動のできる放課後子ども教室を考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） ありがとうございます。

先ほど局長も申しましたように、令和７年度からのコミュニティスクール、まさにそういうことだというふうに考えています。地域の方の協力によって、令和４年度までの子ども教室があった、その反省も生かして、やっぱり地域の人たちと一緒に放課後の子供の居場所をつくるというのは考えていきたいと思っています。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○3番（川鰭実希子君）　ありがとうございます。

続いて、先ほどのお答えの中に、どの施設を利用するにしても多額の改修費用が必要となるというふうにお答えいただきましたが、上但馬団地児童館の修繕料、改修料というのは大体お幾らぐらいかかるのか。また、もしもそれを改修する予定がないのであれば今後どうなるのか、除却とかその辺、公共施設の計画の中で考えていくんだと思いますが、どうされるのか教えてください。

○議長（辰巳光則君）　森田町長。

○町長（森田浩司君）　ありがとうございます。

概算については、どのような改修が必要かというところが、まずどういう機能を持たすかというところで値段は変わってくると思いますので、今こういった改修費というところで幾らぐらいかかるかというところは想定をしておりません。また、今後については、個別施設計画等々で示していきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君）　川鰭議員。

○3番（川鰭実希子君）　M i i M oで子ども会議という取組をなさっていらっしゃいますね。それで、お化け屋敷とか、あと駄菓子屋さんとかに取り組んでいられて、とてもいい取組だなと思って見ていました。これは子供たち自身が考え出したということですからごく意味のあることだとも思っています。

でも、もっとより活発化しないと、先ほどから中高に特化したユースセンターという方向から、もう1ミリもずれていないと思うんですね、ユースセンターの考え方は。でも私がお願いしたいなと思っているのは、そっちを見ながらそこに小学生も入れていってほしいということなんです。それはなぜかという、小学生がこのままだと放課後の小学生が置き去りになるからということなんです。小学生の放課後を充実したいろんな体験が持てるものにするためには、やっぱりお化け屋敷と駄菓子屋さんだけでは少ないと思っています。

ですから、もっといろんな活動を子ども会議に任すだけでなく、例えば子供フリマ、フリーマーケット、生駒でやっていましたね。あれは生駒の職員が考え出してやったイベントのようですけれども、子供さんが売り子になって自分ちの不用品を売る、買い手も子供さんという、そういった子供フリーマーケットですとか、あるいは子ども祭りみたいなものとか、毎月1回ぐらいのペースでやれるようにしていただきたいなと思うんです。そのためには、やはり専門の職員が必要だと思うんです。ほかの業務をやりながら片手間でやるんではちょっと厳し過ぎるなと思います。

そう考えたときに、国でもこども家庭庁みたいな各省庁横断の会議を省庁は立ち上げましたよね。ですから、今現在、三宅町の場合は政策推進課、健康子ども課、教育総務課、3つの課にまたっているんですけども、その何かしら横断的な組織みたいなのをつくる考えはございませんか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

子ども会議においては、大人が何かしてほしい、こうしてほしい、ああしてほしいを押しつけるのではなく、子供たちのやりたいを実現させるという目的があるので、子供たちの主体性というところを大人が伴走するということを目的としていますので、こちらから何かあれしろ、これしろというわけではないという立てつけであるというところをご理解いただけたらと思います。

また、横断的な組織については、先日会議を行ったところ、子供の居場所部会というところを各種横断型でやっていこうということでキックオフミーティングをさせていただきました。その中でも出ていた中で、子供の居場所づくりに関する指針の中で4つの視点が必要であるというところで、「ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる」というところが非常に大事であるというところで、このキックオフ会議でも出ていたのが行政だけでなく、いろんな地域の方々も巻き込みながら、たくさんの居場所が子供たちの居場所がどこにあってもいいと、行政だけが居場所を用意するのではなく、地域の方々も得意を生かしながら子供たちの居場所をつくったりとか、皆さんで一緒につくっていく、増やしていくということも非常に大事だというところで、この会議ではそういったことをどうやっていくかというところも併せて議論していこうというような内容になりました。教育委員会には教育委員会の取組の中で責務としてやる居場所づくりがあり、また行政としては行政でやる取組もありながら、それぞれ地域の方々、民間のNPO等々も含めて様々、自分たちの活動で居場所をつくりながらそこをどう連携していくかというところを、横串を刺して連携するかというところは非常に大事だというところでお話しをさせていただいて、次回また会議もさせていただく予定としております。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○3番（川緒実希子君） 子供の居場所会議というのができたというのは、一步前進かなと思います。よろしくお願いします。

それで、やはり子供さんから上がってきた提案というのは、今のところお化け屋敷と駄菓

子屋さんの2つなわけですね。ですから、子供にああしろ、こうしろじゃなく、子供からそうやって上がってくるのは上げてくるので伴走して実現させる。だけど、先ほど私が申し上げたのはそれだけじゃ足りないと、年に二、三回の行事では子供の居場所と呼べるほどのものではないのではないかと、だからやはり子供の居場所ということを考えたときには、最低でも月1回何がしかのものがあるような状態にしていだきたいということです。それはまず要望です。

だんだん非常に今日は町長と話がかみ合っているなという感じがしてうれしいんですが、行政だけが担うんじゃなく民間と協力してというお話があったんですが、最初の答弁の中でもございました。現在子供を対象に活動している団体に声をかけ、子供たちの学びの場、遊びの場を定期的につくっていきけるよう連携していきたいと考えているということでおっしゃいました。とてもすばらしいことだと思います。

実際に、この3月23日に初めての試みとして、子育て世代包括支援センタースマイルが主催するスマイルマルシェというイベントが開催されます。これは子供さんや保護者の方に楽しんでもらえる場をつくりたいという気持ちで、いろんな民間の団体が6団体ほど集まっていろんなお店を出したりすることになっております。

しかし、その団体が参加するに当たって参加料として500円を払わなきゃならないとか、こんなのでやるんですが、まちキッチンを利用する場合それは団体が負担しなきゃならないということになっているようなんです。これを仮に町が払ったとしても、せいぜい数千円の事業費ですよ。ユースセンターに1,300万円も予算を使っておきながら、こういった、しかも町長自身、今の答弁の中でそういった子供を対象に活動している団体と一緒にコラボして子供たちの居場所をつくりたいと考えているとしたら、まさにこのスマイルマルシェというのはそれにぴったりのイベントだと思うんですが、なぜそんなちっぽけな事業費を取るのか、もっと気持ちよく参加してくださるボランティアで手伝ってくださる方、まさに手弁当で朝の9時から準備して午後3時までで、自分たちでお弁当を買ってきてやるんです。そういうイベントの参加費をなぜ取るのかなと、そこら辺はぜひ考えのお考えでと、そこは子供の居場所づくりのユースセンターの事業費の中で出していただいて、いろんな参加団体に気持ちよくイベントを成功させてもらうようにしていだきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

今おっしゃっていたような様々な活動団体に対しては、活動補助のほうの制度としてつくらせていただいています。以前からも、そういう補助金を活用して子供たちのためのイベントというのを開催していただいている団体等々もございますので、そういったところで、こういった方々のどういう団体が出るかというところは存じ上げていないところもあるんですけれども、高齢者の団体であれば高齢者の活動補助金を活用いただいたり、子育て世代であればそういったグループ補助金というところも活用いただいて、利用料をただというところではなくて、活動自体を私たちは支援する制度というところを拡充してまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○3番（川緒実希子君） ちょっと残念ですね。でも、そういうお考えだということは分かりました。

それで、私も三宅町の子育て支援策というのは大筋では大変うまくいっているなと最近考えています。今回、児童館のことを調べに川西町と田原本町を訪ねたら、特に川西の方が「三宅町さん、いいですね、出生率が上がって。その秘密何ですか、逆に教えてください」と言われたぐらいなんです。なので、非常に成功している部分もあります。でも最後の質問は私、ちょっとがっかりなご回答だったんですけれども、子供たちのために大人がこうやってやってくれるということに、やっぱり三宅町がもうちょっと伴走して下さったらなと思います。

もっと言えば、私個人的にはこども食堂というのをやっているんですけれども、三宅町社協の職員が毎回手伝いに来てくれます。社協のお休みの日なのに3人くらいは必ず手伝いに来てくれます。だから、やっぱり伴走するということの強制、お互いに強制できないことですけれども、伴走するという一つの形の在り方かなと思っています。

以上です。

○議長（辰巳光則君） もう回答とかは。

○3番（川緒実希子君） いいです。

○議長（辰巳光則君） いいですか、はい。

これで川緒実希子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日 7 日より 25 日までは特別委員会並びに各常任委員会開会のため休会とし、3 月 26 日午前 10 時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会いたします。皆様、お疲れさまでした。

（午後 時 分）

令和6年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和6年3月26日火曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 睦 男	久 保 憲 史	川 鱈 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	大 泉 志 保	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
総 務 部 長	森 本 典 秀	住民福祉部長	宮 内 秀 樹
健康こども局長	植 村 恵 美	まちづくり推進部長	岡 橋 正 識
会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 田 中 修 三

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	梅 本 睦 男	2 番 議 員	久 保 憲 史
---------	---------	---------	---------

令和6年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和6年 3月26日 火曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員会及び常任委員会委員長報告

(1) 予算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設常任委員会委員長報告

(3) 福祉文教常任委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

令和6年3月、三宅町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は8名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告についてを議題とします。

去る3月6日の本会議において、予算審査特別委員会並びに各常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、3月8日と11日、いずれも午前9時30分より開会されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、瀬角清司君。

○予算審査特別委員会委員長（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、令和6年3月三宅町予算審査特別委員会の委員長報告を行いたいと思います。

去る3月4日、第1回定例会本会議において予算審査特別委員会が設置され、6日に本委員会に審査付託を受けました令和6年度三宅町一般会計予算及び各特別会計予算並びに下水道事業会計予算について、去る10日と11日の2日間わたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第1号 令和6年度三宅町一般会計予算についてでございます。

総額は46億6,000万円で編成しており、令和5年度当初予算と比較して4億5,700万円、対前年度比10.9%の増となっております。

次に、歳入の内訳についてでございます。

款1町税については、町民税で2億8,517万5,000円、固定資産税で2億4,056万1,000円、軽自動車税で2,230万7,000円、町たばこ税で3,853万3,000円、合わせて5億8,658万1,000円となり、対前年度比0.7%の減、歳入予算額に占める割合は12.6%となっております。

款2地方譲与税については、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税を合わせ2,295万7,000円となり、対前年度比2.6%の増、歳入予算額に占める割合は0.5%となっております。

款3利子割交付金から款9地方特別交付金までの各交付金については、利子割交付金をはじめとし、配当割、株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、環境性能割及び地方特例交付金を合わせ1億9,105万2,000円となり、対前年度比13.1%の増、歳入予算額に占める割合は4.1%となっております。

款10地方交付税については、普通交付税で17億40万円、特別交付税で3億2,582万5,000円、合わせて20億2,622万5,000円となり、対前年度比2.8%の増、歳入予算額に占める割合43.5%となっております。

款12分担金及び負担金については、児童福祉負担金をはじめとし、老人福祉、保健衛生、土地改良事業、小学校及び中学校負担金を合わせ5,985万9,000円となり、対前年度比0.5%の減、歳入予算額に占める割合は1.3%となっております。

款13使用料及び手数料については、総務使用料をはじめとし、社会福祉、児童福祉バス、高齢者福祉、墓地永代、道路橋梁、住宅及び社会教育施設使用料、戸籍手数料をはじめとし、住民登録、督促、税務、環境衛生、農業及び土木監理手数料を合わせ4,231万7,000円となり、対前年度比9.4%の減、歳入予算額に占める割合は0.9%となっています。

款14国庫支出金及び款15県支出金については、国庫負担金で保育所運営費負担金をはじめとし、国民健康保険、社会福祉負担金、児童手当交付金、介護保険料軽減強化及び保健衛生負担金、国庫補助金で企画補助金をはじめとし、戸籍住民補助金、デジタル田園都市国家構想交付金、社会福祉、児童福祉、保健衛生、農業、都市計画、社会資本整備総合交付金事業、小学校、幼稚園及び文化財保護費補助金、国庫委託金で戸籍住民登録委託金をはじめとし、選挙、総務管理、社会福祉、児童福祉及び農業委託金を合わせ、国庫支出金で3億2,889万9,000円、県負担金で保育所運営費負担金をはじめとし、国民健康保険、社会福祉負担金、児童手当交付金、介護保険料軽減強化、保健衛生及び農業負担金、県補助金で社会福祉補助金をはじめとし、老人福祉、隣保館、母子福祉、児童福祉、保健衛生、農業、都市計画、小学校、社会教育、幼稚園及び文化財保護費補助金、県委託金で総務管理委託金をはじめとし、

徴税、戸籍住民登録及び統計調査委託料を合わせ、県支出金で2億2,457万1,000円、合わせて6億5,347万円となり、対前年度比0.2%の減、歳入予算額に占める割合は14%となっております。

款16財政収入については、財産貸付収入利子及び配当金及び土地売却収入を合わせ、561万1,000円となり、対前年度比46.5%の減、歳入予算額に占める割合は0.1%となっています。

款17寄附金については、ふるさと納税、企業版ふるさと納税及び一般寄附金を合わせ、1億300万1,000円となり、対前年度比1.5%の増、歳入予算額に占める割合は2.2%となっております。

款18繰入金については、財政調整基金繰入金をはじめとし、公債償還基金繰入金、地域振興基金繰入金、ふるさと納税基金繰入金、公共施設整備基金繰入金及び森林環境譲与税基金繰入金で3億7,335万円となり、対前年度比103.5%の増、歳入予算額に占める割合は8.0%となっております。

款19繰越金については、前年度歳計剰余金繰越金で1,401万5,000円となり、対前年度比30.3%の増、歳入予算額に占める割合は0.5%となっております。

款20諸収入については、雑入をはじめとし、受託事業委託金、広告収入、公有財産使用料、物品売却収入、事業参加費、助成事業助成金及び滞納処分費を合わせ3,826万円となり、対前年度比14.1%の増、歳入予算額に占める割合は0.8%となっております。

款21町債については、徴税債をはじめとし、過疎対策事業債、一般会計出資債、緊急浚渫事業債、消防事業債及び小学校債を合わせ5億4,330万円となり、対前年度比56.3%の増、歳入予算額に占める割合は11.7%となっております。

次に、歳出の目的別内訳についてでございます。

款1議会費については、6,356万9,000円となり、前年度と比較して20万円の増加となっており、歳出予算額に占める割合は1.4%となっています。

款2総務費について、総務管理費をはじめとし、町税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費及び監査委員費で7億4,279万2,000円となり、前年度と比較して1,589万3,000円の減少となっており、歳出予算額に占める割合は15.9%となっています。

款3民生費については、社会福祉費及び児童福祉費で14億2,744万円となり、前年度と比較して4,562万2,000円の増加となっており、歳出予算額に占める割合は30.6%となっています。

款4衛生費については、保健衛生費をはじめとし、清掃費と上水道費で7億5,015万7,000

円となり、前年度と比較して3億6,726万4,000円の増加となっており、歳出予算額に占める割合は16.1%となっています。

款6農業水産業費については、農業費及び林業費で7,781万5,000円となり、前年度と比較して1,346万9,000円の増加となっており、歳出予算額に占める割合は1.7%となっています。

款7商工費については、804万8,000円となり、前年度と比較して42万1,000円の増加となっており、歳出予算額に占める割合は0.2%となっています。

款8土木費については、土木総務費をはじめとし、道路橋梁費、都市計画費、まちづくり費及び住宅費で6億9,345万7,000円となり、前年度と比較して1,051万4,000円の減少となっており、歳出予算額に占める割合は14.9%となっています。

款9消防費については、1億6,862万5,000円となり、前年度と比較して891万9,000円の増加となっており、歳出予算額に占める割合は3.6%となっています。

款10教育費については、教育総務費をはじめとし、小学校費、中学校費、幼児園費、社会教育費及び保健体育費で3億1,632万5,000円となり、前年度と比較して2,690万3,000円の増加となっており、歳出予算額に占める割合は6.8%となっています。

款12公債費については3億8,055万円となり、前年度と比較して1,411万7,000円の増加となっており、歳出予算額に占める割合は8.2%となっております。

次に、総務建設部局に関する審査経過について申し上げます。

みやけイノベーション推進部、政策推進課関係では、歳入において、総務債で臨時財政対策債の縮減等に関する内容についてを、歳出において、一般管理費で、電算事務委託料の委託内容及び委託先についてを、文書広報費で、広報紙作成業務委託に対する事業内容の精査・検討についてを、また部局別主な事業概要として、全住民に広報をお届けしますと記載されておりますが、その記載内容に関連した諸質疑についてを、また広報紙の作成業務に対する諸質疑についてを、政策広報費で予算が計上されていない理由についてを、地域公共交通事業で、本年度予算額に対する決算見込みについてを、移住定住促進事業で、中古物件分3件は売買物件かについてを、また空き家の件数把握についてを補助金を交付することの効果についてを、地域おこし協力隊サポート事業で、委託料と募集経費に対する諸質疑についてを、交流まちづくりセンター施設管理費で、公課費の内容についてを、交流まちづくりセンターを使用するに当たり、営利利用と非営利利用の部分に関する諸質疑についてを、委託料の内訳に関する諸質疑について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

みやけイノベーション推進部、産業振興課関係では、歳入において、ふるさと納税でふるさと納税収入の歳入予算1億円を計上した理由についてを、歳出において、消費生活相談事業で相談件数とその内容についてを、三宅町農地等収益補助事業で比較300万の減額となっている理由についてを、屯倉のおいしい発信事業で事業内容に関連した諸質疑についてを、産業観光事業で企画運営業務委託費の業務内容についてを、ビジネスサポート事業でビジネスサポートセンターK o C o - B i z の他市町における利用状況について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

総務部、総務課関係では、歳入において、不動産売払収入で当該売払い予定地の面積についてを、歳出において、一般管理費で政治倫理審査会と行政不服審査会の開催状況についてを、また委員報酬に関して人数と回数についてを、基幹系電子計算システム業務費で、情報セキュリティ研修の委託内容と委託先についてを、情報系電子計算システム業務費で、P C 端末・プリンター購入費に関する諸質疑についてを、地域コミュニティ事業で、自治会長報酬費、自治振興基礎交付金及び三宅町魅力あるまちづくり交付金の予算につき増加されているかについてを、また関連して、部局別主な事業概要として、地域コミュニティーへの支援について記載があり、自治会活動の補助金を増加とあるが、その説明についてを、人権問題啓発活動推進本部で、人権を確かめ合う町民の集いと文化祭併せて開催することについてを、消防防災費で、地域防災計画の見直しに関する諸質疑についてを、災害に強いまちづくり事業で、町及び社会福祉協議会において防災士の資格を持つ職員の人数についてを、また、関連して、町において防災士の資格を取る職員の部署について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

総務部、税務課関係では、歳入において個人町民税で、比較380万4,000円の減額となっているが、納税義務者の減少人数についてを、また、当該歳入予算に関し、定額減税に対する諸質疑についてを、純固定資産税で、減免・課税免除の内容についてを、また、減免・課税免除と企業立地奨励金との関係性についてを、歳出において、税務総務費で、過年度分税額更正等に伴う還付金について、昨年度の件数について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

まちづくり推進部、まちづくり推進課関係では、歳出において、土地改良施設維持管理適正化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、社会資本整備総合交付金事業、道路メンテナンス事業及び三宅1号線道路整備事業で、当該等事業における補助事業・単独事業の区分についてを、企業立地促進事業で、企業立地奨励金について、また、関連して、地域経済牽

引事業の促進に係る固定資産税の課税免除についてを、また、企業立地奨励金に係る奨励金の種類、交付額、交付基準及び交付時期について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

まちづくり推進部、大和平野中央田園都市構想周辺整備推進室関係では、歳出において、大和平野中央プロジェクト推進事業で、当該事業における、いわゆるソフト事業に対する予算の有無についてを、また、大和平野中央田園都市構想推進協議会に関する負担金予算の有無についてを、また、当該事業の進め方について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

まちづくり推進部、土木管理課関係では、歳入において、土木使用料で、公営住宅に対する今後の方向性についてを、歳出において、地籍調査事業で、当該事業の実施地区と今後の事業計画等についてを、道路維持費で、歳入財源であるその他特定財源の内訳についてを、交通安全対策事業費で、当該事業の実施箇所についてを、また、転落防止策設置工事に関する諸質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

まちづくり推進部、環境衛生課関係では、歳出において、山辺県北西部広域環境衛生組合で、部局別主な事業概要として、新クリーンセンター施設の建設負担金について記載があり、家庭廃棄物のリサイクル袋手数料の無償化を検討とあるが、その説明についてを、また、関連して、家庭廃棄物の今後の方向性についてを、また、ごみ分別講演会の大字単位での開催、ボールペンなどの家庭廃棄物を役場で回収することについてを、また、ごみ分別の手引の改訂に伴う地元説明会の開催についてを、また、新クリーンセンター施設の建設に関する広報について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

次に、福祉文教部局に関する審査経過について申し上げます。

住民福祉部、住民福祉課関係では、歳入において、地域振興基金繰入金で、窓口用軟骨伝導イヤホン購入事業の実施時期についてを、歳出において、戸籍住民基本台帳費で、郵便局におけるコンビニ交付事業についてを、また、コンビニ交付事業に係る経費の財源内訳についてを、個人番号カード交付推進事業で、三宅町におけるマイナンバーカードの申請件数についてを、地域生活支援事業で、障害者相談支援事業の説明についてを、また、部局別主な事業概要として、障害者への相談支援が記載されているが、その説明についてを、また障害者相談支援事業の委託先についてを、また、障害者総合支援法の改正につき、支援体制を充実させるための改正内容に対する諸質疑についてを、高齢者福祉事業で、高齢者地域活動支援事業の対象が高齢者とあるが、高齢者以外も対象となっているのかについてを、高齢者施

設管理運営事業で、老人憩いの家に対する今後の方向性について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

住民福祉部、保険医療課関係では、歳入において、民生負担金で、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の低所得者に対する保険料軽減措置に係る公費負担の内容についてを、歳出において、社会福祉総務費で、医療費助成システム改修費に係る経費の財源内訳についてを、介護保険事業費で、ほかの公的な助成金等の交付を受けていても、介護職員初任者研修受講者支援事業補助金の助成対象となるというように要綱を改正するべきではないかとの意見についてを、乳幼児医療費助成事業で、医療費助成システム改修費に関連した諸質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

健康子ども局、健康子ども課関係では、歳出において、社会福祉施設管理運営費で、あざさ苑施設管理業務のうち、あざさ苑修繕費に対し、枠取り予算の確認についてを、児童・児童養護・特別児童養護手当給付事業で、児童手当の拡充後における対象者数についてを、児童虐待防止対策事業で、子ども家庭総合相談窓口業務と三宅町教育相談室（G・L・O・V・E）の違いを担当課が協力して周知することについてを、みやけまちいく（育）パートナーシップ事業で、共助コミュニティーに対する補助金の有無についてを、また、お買物サポート事業予算の確認についてを、ティーンズL I N K事業で、認定NPO法人カタリバと連携した予算についてを、放課後児童健全育成事業で、業務委託料の説明についてを、保健衛生総務費で、夜間休日診療における来年度の体制と実施内容について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

健康子ども局、幼稚園関係では、歳入において、民生使用料で、幼稚園バスの園児1人当たりの使用料と使用者数についてを、また、利用者を増加する努力についてを、また、幼稚園バスの使用料が高いことの理由により、幼稚園バスを使用しない保護者がいるか否かについてを、保護者に寄り添った幼稚園バスの運営についてを、歳出において、子育て支援事業で、紙おむつ等定期利用サービス委託の利用者数についてを、また、お昼寝布団レンタルサービスの利用者予定数について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

健康子ども局、子育て世代包括支援センター関係では、歳出において、子育て世代包括支援センター費で、国が進める無園児対策に対して、三宅町子育て世代包括支援センタースマイルとの関係性の整理についてを、みやけ子ども・子育て応援事業で、子育て支援グループ支援金の内容について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

教育委員会事務局、教育総務課関係では、歳入において、教育負担金で、学校給食費の減

免要件として、過去に給食費の滞納がないことを要件としていることについてを、雑入で、マラソン大会参加費に対する諸質疑についてを、また、マラソン大会に式下中学校の生徒が参加していなかったことの原因についてを、また、マラソン大会の参加者数のうち、町内の参加者数についてを、また、マラソン大会を開催するに当たり、町の各種行事と重ならないように検討は行ったかについてを、教育債で三宅小学校の防犯対策を実施するに当たり、十分に検討を行ったかについてを、歳出において、事務局費と学校管理費で、三宅町教育相談室G・LOVEに関係する予算についてを、また、三宅町教育相談室G・LOVEに対する諸質疑についてを、学校給食費で、学校給食を委託している業者についてを、また、学校給食に町内産食材を使用することによる賄材料費の増額についてを、中学校費で式下中学校で検討している制服改定の状況についてを、文化ホール費で、光熱水費に関し、蛍光灯からLEDに交換は行ったかについてを、また、今後の交換予定についてを、また、修繕料に関し、トイレの改修は検討されているかについてを、学校管理費で、小学校トイレの生理用品の配置についてに質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

次に、全体概要についての質疑としましては、令和6年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等を踏まえた予算の編成についてを、総合戦略から見た当初予算（案）に対する掲載の在り方についてを、縦割りになっている小学生に関する施策の一体化についてを、また、議長からは土木、建築などの、いわゆる技術系職員の高齢化に伴う職員採用の在り方についてを、また、地域おこし協力隊員の仕事内容についてを、また、チャットGPTの活用についてを、また、大和平野中央プロジェクトの今後の進め方について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

採決の結果、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

続きまして、議案第2号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

総額は7億6,100万円で編成しており、令和5年度当初予算と比較して7,400万、前年度比9.7%の減となっております。

次に、歳入の主な内訳についてでございます。

款1国民健康保険税については1億3,014万7,000円となり、対前年度比4.0%の増、歳入予算に占める割合は17.1%となっています。

款4県支出金については5億6,264万8,000円となり、対前年度比12%の減、歳入予算に占める割合は74%となっています。

款 6 繰入金については、6,653万8,000円となり、対前年度比17.7%の減、歳入予算に占める割合は8.7%となっています。

歳入は、前年度と比較して、主に保険給付費に対する県支出金が減少したことによるものとなっています。

次に、歳出の主な内訳についてでございます。

款 2 保険給付費については、5 億5,731万7,000円となり、対前年度比5.4%の減、歳出予算に占める割合は73.2%となっています。

款 3、国民健康保険事業費納付金については、1 億8,402万3,000円となり、対前年度比20.3%の減、歳出予算に占める割合は24.2%となっています。

歳出は、前年度と比較して、主に保険給付費のうち、一般被保険者療養給付費及び高額医療費で2,920万円、国民健康保険医療費納付金のうち一般被保険者医療給付費及び後期高齢者支援金分と介護納付金分で3,706万5,000円が減少したことによるものとなっています。

以上が令和 6 年度三宅町国民健康保険特別会計の予算内訳であります。

歳入では、一般被保険者国民健康保険税において、国民健康保険税の平均増加額、三宅町国民健康保険を保険税とした経緯、国民健康保険税の軽減措置となる対象世帯数についてを、歳出では、国民健康保険事業費納付金において、歳入予算額の一般被保険者国民健康保険税に対し、国民健康保険事業費納付金が多いことの説明、国民健康保険事業費納付金の歳入財源であるその他特定財源の内訳を、特定健康診査等事業費において、特定健康診査の受診者数とその割合、三宅町において町国民健康保険及協会けんぽにおける特定健康診査の受診者数の把握、若年者の健診に対する諸質疑を、保健事業費において、人間ドック・脳ドック検診予算の充実の有無、歯周病検診の受診者数、後期高齢者医療保険における歯周病検診実施の有無について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

採決の結果、本委員会は、原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

続きまして、議案第 3 号 令和 6 年度三宅町介護保険特別会計予算についてでございます。

総額は 8 億6,382万7,000円で編成しており、令和 5 年度当初予算と比較して、117万3,000円、対前年度比0.1%の減となっています。

次に、歳入の主な内訳についてでございます。

款 1 保険料については、1 億6,902万9,000円となり、対前年度比4.3%の増、歳入予算に占める割合は19.6%となっています。

款 4 国庫支出金については、2 億650万4,000円となり、対前年度比0.6%の増、歳入予算

に占める割合は24%となっています。

款 5 支払基金交付金については、2 億2,236万1,000円となり、対前年度比横ばい、歳入予算に占める割合は25.7%となっています。

款 6 県支出金については、1 億424万6,000円となり、対前年度比0.5%の減、歳入予算に占める割合は14.4%となっています。

款 7 繰入金については、1 億4,149万5,000円となり、対前年度比6.4%の減、歳入予算に占める割合は16.4%となっています。

歳入は、前年度と比較して、主に保険料と国庫支出金が増加した一方で、繰入金が減少したことによるものとなっています。

次に、歳出の主な内訳についてでございます。

款 2 保険給付費については、7 億9,027万1,000円となり、対前年度比0.1%の減、歳出予算に占める割合は91.5%となっています。

款 5 地域支援事業費については、5,716万5,000円となり、対前年度比8.2%の増、歳出予算に占める割合は6.6%となっています。

また、歳出は、前年度と比較して、主に地域支援事業のうち、一般介護予防事業費及び包括的支援事業・任意事業費で546万1,000円が増加した一方で、保険給付費で105万6,000円、総務費で87万3,000円が減少したことによるものとなっています。

以上が、令和 6 年度三宅町介護保険特別会計の予算内容であり、歳入では、第 1 号被保険者保険料において、保険料の低所得者軽減に係る対象者数、介護給付費準備基金繰入金において、今後における介護給付費準備基金を活用、介護給付費準備基金を全て取り崩して、保険料の軽減を図るべきとの考えに対する説明を、歳出では、一般介護予防事業費において、地域包括支援センター業務委託の内訳と金額、地域包括支援運営事業費において、地域包括支援センター業務委託の人員配置数、地域包括支援センター職員の人件費の積算根拠、任意事業費において、緊急時在宅高齢者支援体制整備事業の予算が前年度と比較して増額となっている理由、食の自立支援事業の利用者数及び利用者の自己負担額、当該事業予算の積算根拠について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

続きまして、議案第 4 号 令和 6 年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

総額は 1 億5,960万5,000円で編成しており、令和 5 年度当初予算と比較して、828万、対

前年度比5.7%の増となっています。

次に、歳入の主な内訳についてでございます。

款1 後期高齢者医療保険料については、1億1,469万2,000円となり、対前年度比7.2%の増、歳入予算に占める割合は71.9%となっています。

款4 繰入金については、4,021万8,000円となり、対前年度比4.8%の増、歳入予算に占める割合は25.2%となっています。

款6 諸収入については、458万9,000円となり、対前年度比24.7%の減、歳入予算に占める割合は2.69%となっています。

歳入は、前年度と比較して、主に後期高齢者医療保険料が増加したことによるものとなっています。

次に、歳出の主な内訳についてでございます。

款2 後期高齢者医療広域連合交付金については、1億5,148万2,000円となり、対前年度比6.7%の増、歳出予算に占める割合は94.9%となっています。

款3 保健事業費については、260万8,000円となり、対前年度比17.9%の減、歳出予算に占める割合は3.5%となっています。

また、歳出は、前年度と比較して、主に後期高齢者医療地域連合納付金が増加したことによるものとなっています。

以上が、令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計の予算内容であり、採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

続きまして、議案第5号 令和6年度三宅町下水道事業会計予算についてでございます。

総額は4億6,197万円で編成しており、令和5年度当初予算と比較して2,477万8,000円、対前年度比5.7%の増となっています。

業務の予定量は、水洗化人口6,116人、年間総処理水量62万6,134平方メートル、1日平均処理水量1,715平方メートルの予定とし、主要な建設改良事業については、ストックマネジメント事業方針に基づく管渠調査・修繕・改築計画となっています。

次に、収益収入及び支出と資本的収入及び支出の予定額についてでございます。

収益的収入及び支出の予定額は、2億7,600万円と定めるものとなっています。

資本的収入及び支出の予定額は、収入1億51万9,000円、支出1億8,597万円と定めるものとなっており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,545万1,000円は、損益勘定留保資金8,541万1,000円で補填するものとなっています。

以上が、令和6年度三宅町下水道事業会計の予算内容であり、下水道使用料の徴収に伴う磯城郡水道企業団に対する経費、下水道のストックマネジメント計画の期間、三宅町磯城郡水道企業団に対して支出する諸経費について質疑を行い、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

以上が予算審査特別委員会に付託を受けました令和6年度各会計予算案5件の審議経過であり、慎重に審議を行い、いずれも原案のとおり承認といたしました。

最後に、議員間討議を行い、挙手をしなかった理由について、積極的に反対というよりは棄権の意味合いが強いとの意見がありました。

また、予算の審議過程においては、委託料の予算が高いこと、町行事等の重複問題について意見があったこと、また、予算の審議終了後においては、予算の配分や事業の優先順位について意見があったことをご報告申し上げ、委員長報告を終わりたいと思います。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、3月12日午前9時30分より開会されました総務建設常任委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設委員会委員長（森内哲也君） ただいま議長より報告の旨いただきましたので、しゃべらせていただきます。

去る3月6日、第1回定例会本会議において総務建設常任委員会に付託を受けました議案について、12日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

初めに、議案第6号 令和5年度三宅町一般会計第11回補正予算について、第1表、歳入歳出予算補正のうち、主なものについて報告いたします。

みやけイノベーション推進部、政策推進課関係では、款8環境性能割交付金、項1環境性能交付金、目2旧法による自動車取得税交付金において、自動車メーカーの排出ガス等不正に係る自動車取得税の追加徴収に伴い、旧法による自動車取得税交付金で51万2,000円の増額補正が行われております。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税において、地方交付税及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第83号）に基づき、令和5年度普通交付金の再算定を行い、当初決定額が変更決定したことに伴い、普通交付税で3,280万8,000円の増額補正が行われております。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務補助金において、歳出予算であるマイナンバーカードによる住民票の写し等のコンビニ交付サービス導入に伴うシステム改修事業分と三宅小学校におけるICT環境整備事業分の国庫補助金であり、デジタル田園都市国家構想推進交付金として1,690万2,000円の増額補正が行われており、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として38万3,000円の増額補正が行われております。

款21町債、項1町債、目1総務債、過疎対策事業債において、事業費の確定に伴い、過疎対策事業債（ソフト）で70万円の増額補正が行われております。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費、事業名、公共施設等管理費において、今年度の決算見込みを踏まえ、次年度以降の公共施設の整備等の財源に充てるため、公共施設等整備基金への積立金で1億3,000万円の増額補正が行われております。

同款、同項、目8財政調整基金費、事業名、公債償還基金積立金では、臨時財政対策債償還基金費を公債償還基金に積み立てることに伴う積立金で1,079万6,000円の増額補正が行われております。

款14予備費、項1予備費、目1予備費では、歳入歳出予算の財源調整として、予備費で7,200万5,000円の減額補正が行われております。

このほか、決算見込みや事業費の確定等に伴う歳入歳出の増減について補正が行われております。

続いて、みやけイノベーション推進部の産業振興課関係では、款2総務費、項1総務管理費、目9ふるさと納税基金、事業名、ふるさと納税基金積立金において、今年度の決算見込みを踏まえ、ふるさと納税基金積立金で644万1,000円の増額補正が行われております。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費において、多面的機能支払交付金の対象となる農地が減少したことに伴い、補助金で67万円の減額補正が行われており、また、機構集積協力金事業の対象となる農地について、農地中間管理機構を通じた農地集積を積極的に行った地区に対する補助金で、43万9,000円の増額補正が行われております。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、多面的機能支払交付金の県補助金で50万3,000円の減額補正、機構集積協力金事業の県補助金で43万9,000円の増額補正が行われております。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費において、三宅noまつり事業費の確定に伴い、補助金で30万円の減額補正が行われております。

続いて、総務部、総務課関係では、総務課が所管する一般職の職員をはじめとした人件費の決算見込みに伴い、2,022万5,000円の減額補正が行われております。

続いて、まちづくり推進部、まちづくり推進課関係では、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路新設費、事業名、社会資本整備総合交付金事業において、社会資本整備総合交付金の配分に合わせた事業費の補正及び舗装補修の設計及び工事に係る事業関係委託料及び工事請負費の請負差金分の確定に伴い補正するものであり、事業関係委託料で720万9,000円の減額補正、工事請負費で1,800万円の減額補正が行われております。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、社会資本整備総合交付金事業分の国庫補助金で1,295万7,000円の減額補正、過疎対策事業債（ハード）分で860万円の減額補正が行われております。

同款、同項、同日、事業名、道路メンテナンス事業において、社会資本整備総合交付金の配分に合わせた事業費の補正及び橋梁補修設計及び橋梁定期点検に係る事業関係委託料の請負差金分の確定に伴い補正するものであり、事業関係委託料で900万円の減額補正が行われております。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、社会資本整備総合交付金事業分の国庫補助金で450万2,000円の減額補正、過疎対策事業債（ハード）で430万円の減額補正が行われております。

同款、同項、同日、事業名、三宅 1 号線道路整備事業において、社会資本整備総合交付金の配分に合わせた事業費の補正及び埋蔵文化財試掘調査の結果、遺跡が発見されず本発掘調査が不要となったことに伴う事業関係委託費の減額並びに磯城郡水道企業団に対する事業関係負担金の減額に伴い補正するものであり、事業関係役務費で80万円の減額補正、事業関係委託料で2,400万円の減額補正、公有財産購入費で721万9,000円の減額補正、事業関係負担金で50万円の減額補正、事業関係補償補填賠償金で167万6,000円の減額補正が行われております。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、社会資本整備総合交付金の事業分の国庫補助金で4,608万3,000円の減額補正、過疎対策事業債（ハード）で3,770万円の減額補正が行われております。

このほか、決算見込みや事業費の確定等に伴う歳入歳出の増減について補正が行われております。

続いて、まちづくり推進部、大和平野中央田園都市構想周辺整備推進室関係では、款 8 土木費、項 4 まちづくり費、目 4 大和平野プロジェクト費、事業名は、大和平野中央プロジェクト推進事業において、社会資本整備総合交付金の配分に合わせて事業費を補正するもので

あり、事業関係役務費で424万3,000円の減額補正、公有財産購入費で2,730万円の減額補正、事業関係補償補填賠償金で4,069万8,000円の減額補正が行われており、各事業委託に係る事業関係委託料の請負差金分の確定に伴い、事業関係委託料で341万9,000円の減額補正が行われております。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、大和平野中央プロジェクト推進事業分の国庫補助金で4,608万3,000円の減額補正、過疎対策事業債（ハード）で3,770万円の減額補正が行われております。

続いて、まちづくり推進部、土木管理課関係では、款8土木費、項3都市計画費、目4下水道費において、決算見込みに伴う消費税の下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金で268万円の増額補正が行われております。

このほか、決算見込みや事業費の確定に伴う歳入歳出の増減について補正が行われております。

次に、第2表、繰越明許費について、諸般の理由により令和6年度に繰り越して支出する必要がある大和平野中央プロジェクト事業など総務建設関係では、3事業に係る繰越明許費の設定が行われております。

以上が、令和5年度三宅町一般会計第11回補正予算であり、次のような質疑を行いました。

第1表、歳入歳出予算補正中、みやけイノベーション推進部、政策推進課関係では、歳入において、自動車取得税交付金で、詳細な説明についてを、地方交付税で、普通交付税の再算定が行われた対象地方団体についてを、歳出において、地方創生推進委員会費で、委員報酬の減額理由についてを、また、減額理由に関連した質疑についてを、公共施設等管理費で、公共施設等整備基金に関連した諸質疑についてを、交流まちづくりセンター運営費で、減額理由の詳細についてを、また、減額理由に関連した諸質疑についての質疑があり、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

この中で、「確保できる補助金を満額予算に計上する」という考え方と、「補助金とはいえ、必要と見込まれる金額を予算に計上すべきだ」という予算額に対する考え方の違いがあることが分かりました。

確保できる補助金を満額計上することにより、全体的に見た予算配分のバランスが悪く見えてしまい、ここにそれだけの予算を計上するであれば、その分、事業に使ってほしいと考えてしまう。そういう住民さんからの要望を伺う機会の多い議員サイドからの考え方が示されました。

みやけイノベーション推進部、産業振興課関係では、歳出において、商工振興費で、みやけnoまつり補助金を交付することになった経緯と使途状況についての質疑があり、理事者より答弁がありました。

総務部、総務課関係では、歳出において、一般会計人件費で、補正内容についてを、また、3款民生費の減額が大きい理由についての質疑があり、理事者より答弁がありました。

まちづくり推進部、まちづくり推進課関係では、歳出において、社会資本整備総合交付金事業で、減額補正の理由が社会資本整備総合交付金の配分に合わせた事業費の補正と舗装補修の設計及び工事費に係る事業関係委託料及び工事請負費の請負差金分の確定に伴う補正とがあるが、減額が大きいのは、どの理由によるものかについてを、道路メンテナンス事業で、減額補正の理由が社会資本整備総合交付金の配分に合わせた事業費の補正と橋梁補修設計及び橋梁定期点検に係る事業関係委託料の請負差金分の確定に伴う補正とあるが、減額が大きいのは、どの理由によるものかについて質疑があり、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

減額の理由が補助金の確保額が減ったため、及び入札による工事費の請負差金が出たためということでありました。そして、その影響を受け、道路メンテナンスの予定を変更せざるを得ないと思われる。その影響はどの程度かについて、補助金が減額になった分がそのまま予定していた道路メンテナンスの距離が減るわけではなく、入札による見積差金のほうが減額の影響が大きいということで、入札による見積差金の分も工事費のうちとして使われていると考えられるのではないかというような理解をいたしました。

続きまして、まちづくり推進部、大和平野中央田園都市構想周辺整備推進室関係では、歳出において、大和平野中央プロジェクト推進事業で、減額補正の理由について質疑があり、理事者より答弁がありました。

まちづくり推進部、土木管理課関係では、歳入において、土木補助金で、奈良県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金の交付に至る流れについてを、また、当該歳入予算に対する歳出予算の有無についてを、歳出において、空き家対策事業で、老朽危険空き家解体事業補助金は、1件に対して50万円の予算が措置されているのかについてを、また、空き家対策に関連した諸質疑があり、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

次に、第2表、繰越明許費中のうち、みやけイノベーション推進部、産業振興課関係では、消費喚起支援事業で、商品券の換金手続の回数について、以前に見直しを要望したが、その検討はどうなったかについてを、また、商品券に関連した諸質疑があり、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

採決の結果、本委員会は、原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

次に、議案第9号 令和5年度三宅町下水道事業会計第4回補正予算について、歳入では、款11下水道事業収益、項10営業外収益、目10他会計補助金において、決算見込みに伴う消費税の下水道事業会計に対する一般会計からの繰入金として、268万円の増額補正が行われています。

支出では、款21下水道事業費、項10営業外費用、目15消費税では、決算見込みに伴う消費税として268万円の増額補正が行われております。

以上が令和5年度三宅町下水道事業会計第4回補正予算案であり、採決の結果、本委員会は、原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

次に、議案第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、町長、副町長及び教育長の給料を令和5年度に引き続き、令和6年度においても減額するため、条例の一部改正を行うものであり、採決の結果、本委員会は、原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

次に、議案第11号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、所要の改正を行うものであります。

質疑では、条例の施行による将来的な職員の削減と関係性について質疑があり、この改正をもって将来的に人員削除につなげるような考え方は、現段階では三宅町としては持っていないと理事者より答弁がありました。

採決の結果、本委員会は、原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

次に、議案第12号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、前議案のように、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用企業職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、所要の改定を行うものであり、採決の結果、本委員会は、原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

次に、議案第13号です。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、育児休暇中の会計年度任用職員においても勤務期間に応じ、勤勉手当の支給ができるよう所要の改正を行うものであり、採決の結果、本委員会は、原案のとおり

り挙手全員で承認をいたしました。

次に、議案第14号です。三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）の施行により、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）が令和6年4月1日から施行され、損害賠償に係る補償基礎額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものであり、採決の結果、本委員会は、原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

次に、議案第24号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更については、同計画に新たな事業を追加するため、同計画を変更しようとするものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

質疑では、事業内容の追加に関する具体例の教示や当該計画の変更に伴う議会の議決を求める時期についての質疑があり、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

採決の結果、本委員会は、原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

最後に、議案第25号 財産の取得については、塵芥車1台を9,809万580円で取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

質疑では、入札の執行結果やホームページの掲載に関連した質疑があり、入札の内容が三宅町ホームページで見つけにくいという意見が出ました。

理事者より、サイトには入札内容が掲載されているが、この3月末までホームページを改正・改訂するので、見つけやすく変更になるだろうとの答弁がありました。

採決の結果、本委員会は、原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

以上が、総務建設常任委員会に付託を受けました議案9件の審議経過であり、慎重に審議を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

最後に、議員間討議を行い、議案第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対された議員が挙手をしなかった理由についての説明があったことをご報告申し上げ、委員長報告を終わりにいたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまです。

続きまして、3月14日午前9時30分より開会されました福祉文教常任委員会の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、川鯨実希子君。

○福祉文教委員会委員長（川鯨実希子君） 去る3月6日、第1回定例会本会議において、福祉文教常任委員会に付託を受けました議案について、14日に福祉文教常任委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

初めに、議案第6号 令和5年度三宅町一般会計第11回補正予算案について、第1表、歳入歳出予算補正のうち、主なものについて報告いたします。

住民福祉部、住民福祉課関係では、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費において、氏名の振り仮名の法制化に伴うシステム改修経費の委託料で300万3,000円の増額補正、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したマイナンバーカードによる住民票の写し等のコンビニ交付サービス導入に伴うシステム改修経費の委託料で296万5,000円の増額補正が行われています。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、氏名の振り仮名の法制化に伴うシステム改修事業分の国庫補助金で300万3,000円の増額補正、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したマイナンバーカードによる住民票の写し等のコンビニ交付サービス導入に伴うシステム改修事業分の国庫補助金で148万2,000円の増額修正が行われています。

なお、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した国庫補助金については、政策推進課の歳入補正予算で一括計上されています。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、事業名、障害者自立支援事業費では、自立支援医療（更生医療）給付費において、給付者数の増加に伴い、扶助費で359万5,000円の増額補正が行われています。

同款、同項、同目、事業名、地域生活支援事業のうち、身体障害者訪問入浴サービス事業では、利用者数が当初見込みを下回ったことから、扶助費で34万円の減額補正が行われており、また、本町が社会福祉法人に委託して実施している障害者相談支援事業について、これまで消費税の非課税対象として取り扱っていましたが、国の事務連絡（令和5年10月4日付）により、課税対象である旨が示されたことに伴い、修正申告が可能な平成30年度分から令和4年度分までの間、及び令和5年度分について課税扱いとして取扱いを是正することになったことから、今後納付が必要な平成30年度分から令和4年度分までの消費税及び延滞税相当額及び令和5年度分の消費税額の委託料で213万8,000円の増額補正が行われています。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、自立支援医療（更生医療）給付費分の国庫負担金で179万7,000円の増額補正、県負担金で89万8,000円の増額補正、身体障害者訪問入浴サー

ビス事業分の国庫補助金で17万円の減額補正、県補助金で8万5,000円の減額補正が行われています。

続いて、住民福祉部、保険医療課関係では、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費において、財政安定化支援事業、保険基盤安定制度（保険者支援分）及び産前産後期間の国民健康保険税免除制度に係る繰り出しの額確定に伴い、国民健康保険特別会計に対する一般会計からの繰出金として、合わせて252万9,000円の増額補正が行われています。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、産前産後期間の国民健康保険税免除制度に係る国庫負担金で7,000円の増額補正、県負担金で3,000円の増額補正が行われています。

同款、同項、目2老人福祉費、事業名、介護保険等事業費では、光熱費等の価格高騰による介護サービス事業所等の負担緩和を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業の補助金で25万2,000円の増額補正が行われています。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業分の国庫補助金で25万2,000円の増額補正が行われています。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した国庫補助金については、政策推進課の歳入補正予算で一括計上されています。

続いて、健康子ども局、健康子ども課関係では、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、事業名、児童・児童扶養・特別児童扶養手当給付事業では、児童手当給付費において、給付者数が当初の見込みを下回ったことから、扶助費で422万円の減額補正が行われています。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、児童手当給付費分の国庫負担金で312万8,000円の減額補正、県負担金で59万2,000円の減額補正が行われています。

同款、同項、同目、事業名、保育所入所事務事業では、町外保育所委託料、地域型保育給付費及び民間保育所運営費等補助金において、いずれも利用児童数が当初見込みを下回ったことから、児童委託料で46万4,000円の減額補正、負担金で672万2,000円の減額補正、補助金で35万7,000円の減額補正、合わせて754万3,000円の減額補正が行われています。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、町外保育所委託料及び地域型保育給付費分の国庫負担金で555万円の減額補正、県負担金で200万2,000円の減額補正、民間保育所運営費等補助金分の国庫補助金で11万9,000円の減額補正、県補助金で11万9,000円の減額補正が行われています。

同款、同項、目 8 放課後児童健全育成事業では、国庫及び県費補助金として交付を受けた平成29年度から令和 2 年度までの子ども・子育て支援交付金の実績額確定に伴う返還金で 978万8,000円の減額補正が行われています。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費では、新型コロナウイルス接種事業において、いずれも集団接種の実施回数及び接種者数が当初見込みを下回ったことから、報償費で487万8,000円の減額補正、消耗品費及び医薬材料費で164万円の減額補正、手数料で10万5,000円の減額補正、電算事務委託料で53万9,000円の減額補正、委託料で786万7,000円の減額補正、賃借料で 5 万円の減額補正、合わせて1,672万9,000円の減額補正が行われています。

なお、新型コロナウイルス接種事業に係る残務処理について、地方繰越しにて対応する必要があることから、繰越明許費として61万1,000円の認定が行われています。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、新型コロナウイルス接種対策費分の国庫補助金で、595万3,000円の減額補正、新型コロナウイルス接種体制確保事業分の国庫補助金で1,032万6,000円の減額補正が行われています。

このほか、決算見込みや事業費の確定に伴う歳入歳出の増減について補正が行われています。

続いて、健康子ども局、幼児園関係では、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 6 幼児園費において、令和 5 年 3 月末で退職した正規職員 2 名に対する人材派遣等の委託経費について、正規職員 2 名の採用ができたことから、その他委託料で762万3,000円の減額補正が行われています。

最後に、教育委員会事務局、教育総務課関係では、款10教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、事業名、I C T環境整備事業において、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した三宅小学校における I C T環境の整備に必要な経費の委員報酬で6,000円の増額補正、報償費で 5 万円の増額補正、手数料で29万7,000円の増額補正、電算事務委託料で532万4,000円の増額補正、その他委託料で325万円の増額補正、使用料で125万2,000円の増額補正、備品購入費で1,793万4,000円の増額補正、合わせて2,811万3,000円の増額補正がそれぞれ行われています。

通信運搬費では11万円の減額補正が行われています。

また、歳出予算に伴う歳入財源として、三宅小学校における I C T環境整備事業分の国庫補助金で1,542万円の増額補正が行われています。

なお、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した国庫補助金については、政策推進課の歳入補正予算で一括計上されています。

同款、同項、目2教育振興費において、小学校の教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書の購入経費に係る消耗品費で336万円の増額補正が行われています。

同款、同項、目3学校給食費において、物価高騰の影響により小学校の学校給食の賄材料費の予算不足が見込まれることから、賄材料費で37万9,000円の増額補正が行われています。

そのほか、決算見込みや事業費の確定に伴う歳入歳出の増減について補正が行われています。

次に、第2表、繰越明許費について、諸般の理由により令和6年度に繰り越して支出する必要があるICT環境整備事業など、福祉文教関係では、7事業に係る繰越明許費の設定が行われています。

以上が、令和5年度三宅町一般会計第11回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

第1表、歳入歳出予算補正中、住民福祉部、住民福祉課関係では、歳出において、戸籍住民基本台帳費で住民票等の交付に係る窓口交付とコンビニ交付の手数料の違いについて、また、コンビニ事業者等の委託手数料の負担増に対し、コンビニ交付を導入することによる利点について、年間の維持管理費用に対する補助金の有無について、交付手数料に関し、市町村間における差異について、コンビニ交付を導入するに当たり手数料に関する条例改正が必要か否かにつて、市町村間で交付手数料が異なるが、コンビニ事業者等是对応可能かについて、コンビニ交付の導入に対する固定費（維持管理経費）は、デジタル田園都市国家構想交付金の補助対象となるかについて質疑があり、理事者より答弁がありました。

また、コンビニ交付の導入に伴い、将来、窓口業務の職員を削減することも考えられるがとの質疑では、町長より「適切な業務量において適切な人員配置は考えていく必要がある。ただし、窓口業務は相談など専門性の高い業務もあるので、そのような業務には人員配置を適切に行っていきたい」との答弁がありました。

住民福祉部、保険医療課関係では、歳出において、介護保険等事業費で、介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業の対象となる事業所・施設数とその名勝について質疑があり、理事者より答弁がありました。

健康子ども局、健康子ども課関係では、歳出において、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、当該事業の終了に伴う今後の動向と業務量が軽減されるか否かについて質疑があり、

理事者より答弁がありました。

健康子ども局、幼稚園関係では、歳出において、幼稚園費で当該項目の予算減額に伴い、当該項目以外の予算が増額となったと考えてよいかについて、また、幼稚園における職員数の現状について質疑があり、理事者より答弁がありました。

教育委員会事務局、教育総務課関係では、歳出において、ICT環境整備事業で、当該事業で発生する年間の維持管理費用について、年間の維持管理費用は令和7年度以降に発生するのかについて、年間の維持管理費用に対する補助金の有無について、政策予算の優先度について、また、備品購入費について、議員勉強会での資料で記載された金額と比較して減額となっていることについて質疑があり、理事者より答弁がありました。

学校給食費では、福岡県みやま市の小学校で1年の男子児童が給食を喉に詰まらせ死亡した事故を受け、その原因となった食材に対する対応について質疑を行い、理事者より答弁がありました。

採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

次に、議案第7号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算について、歳出のうち、一般被保険者医療給付費分において、財政安定化支援事業に係る繰入れの額確定に伴う国民健康保険事業費納付金として247万5,000円の増額補正、介護納付金分において、保険基盤安定制度（保険者支援分）に係る繰入れの額確定に伴う国民健康保険事業費納付金として3万9,000円の増額補正が行われており、予備費では、歳入歳出予算の財源調整として、予備費で1万5,000円の増額補正が行われています。

また、歳入では、一般会計繰入金において、予備費を除く歳出予算に対する一般会計繰入金として251万4,000円の増額補正、産前産後期間の国民健康保険税免除制度に対する一般会計繰入金として、1万5,000円の増額補正が行われています。

以上が令和5年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算であり、採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

次に、議案第8号 令和5年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算について、歳出のうち、一般管理費において、令和6年度の介護報酬改定等に対応するため、介護保険システムの改修を行う必要があることから、当該経費として66万円の増額補正が行われており、予備費では、歳入歳出予算の財源調整として、予備費で33万円の減額補正が行われています。

また、歳入では、介護保険事業費補助金において、介護保険システム改修事業費分の国庫補助金として33万円の増額補正が行われております。

以上が令和５年度三宅町国民介護保険特別会計第３回補正予算であり、採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

次に、議案第15号 三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、福祉医療費助成の現物給付制度の対象年齢を18歳までに拡大するため、条例の一部を改正するものであり、採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

次に、議案第16号 三宅町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、福祉医療費助成の現物給付制度の対象年齢を18歳までに拡大するため、条例の一部を改正するものであり、採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

次に、議案第17号 三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、福祉医療費助成の現物給付制度の対象年齢を18歳までに拡大するため、条例の一部を改正するものであり、採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手全員で承認いたしました。

次に、議案第18号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、三宅町国民健康保険税の税率を令和６年度の奈良県統一保険料（税）率に改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

質疑では、国民健康保険税の軽減該当世帯である７割、５割、２割の各世帯数と割合について質疑があり、理事者より答弁がありました。

採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

次に、議案第19号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法に基づく第９期介護保険事業計画に基づく介護保険料率（額）を改定及び第１号被保険者の所得段階の区分変更を行うほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

質疑では、住民税非課税世帯である第１段階から第３段階までの各人数と割合について質疑があり、理事者より答弁がありました。

採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

次に、議案第20号 三宅町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正については、国の定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第16号）の施行に併せ、全部改正により現行条文の規定内容を整理するものであります。

質疑では、当該条例についても、令和６年度介護保険制度の改正によるものかについて質

疑があり、理事者より答弁がありました。

採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

次に、議案第21号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正については、国の定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行に併せ、全部改正により現行条例の規定内容を整理するものであり、採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

次に、議案第22号 三宅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正については、国の定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行に併せ、全部改正により現行条例の規定内容を整理するものであり、採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

次に、議案第23号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正については、国の定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行に併せ、全部改正により現行条例の規定内容を整理するものであります。

質疑では、当該改正条例第3条文明記と本町独自の基準に対する解釈について質疑があり、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

採決の結果、本委員会は原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

以上が福祉文教常任委員会に付託を受けました議案12件の審議経過であり、慎重に審議を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

最後に、議員間討議を行い、各議案について挙手をしなかった理由について、挙手をしなかった委員から意見が述べられました。

1つは、軽減措置があったとしても、国民健康保険税や介護保険料が値上がりになり、物価高騰が続いていく中、ますます生活が苦しくなると理由が挙げられました。

2つ目には、次のような意見がありました。自分は3年前までは、国が決めたこと、県が関係すること、また一自治体では変えようのないものについては無条件に賛成していたが、こ

こ2年ぐらい、町としてももう少し何ができることはないのか、この仕組みの中であっても、何か努力をした跡がこのような条例を制定するときには見えないといけないのではないかと、具体的にどうすればよいという提案ができるわけではないが、何か少しあらがうというか、反対することで、町として、これでは駄目だという何かを見せることができるのであれば、こういうタイミングで、そういうことを考えて提案していきたいという意味で挙手をしなかったという発言がありました。

一方で、介護保険料について、担当課ができるだけ負担が増えないよう考え、努力していることは聞いている旨の発言、また、介護保険料を決めるのは町単位だから、介護給付費準備基金7,000万円をこの3年間の第9期介護保険事業計画と、次の3年間の第10期介護保険事業計画が一番財政的に介護保険が厳しい時期なので、そこに手厚く当該基金を取り崩して、介護保険料の値上がりを抑制していることは、介護保険事業計画等策定委員会でも聞いている旨の発言があったことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） 各委員長の皆様、ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） ここで暫時休憩いたします。

再開は11時45分といたします。

（午前11時 分）

○議長（辰巳光則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時 分）

○議長（辰巳光則君） 先ほど各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。まずは反対討論から。

池田議員。

○9番（池田年夫君） ただいま予算審査特別委員会、総務建設常任委員会、福祉文教常任委

員会の各委員長報告がありました。

3月議会の議案中、三宅町一般会計予算案、国民健康保険・介護保険の2特別会計について反対討論を行います。

三宅町令和6年度の一般会計予算総額は46億6,000万円で、昨年度予算に比べて4億5,700万円、10.9%の増となっていますが、令和5年度繰越明許費1億61万7,000円を加算すると47億6,041万円となり、このうち、住民負担軽減となるのが予算審査特別委員会資料によると、タクシー補助券、学校給食費の第2子以降の半額、全額、全員等となっています。

令和6年度三宅町一般会計予算案の中には、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（2021年5月成立）による地方自治体には、地方自治体情報システムを国が定める標準化基準に適合させる義務と国が構築するガバメントなどを活用して、地方自治体システムを利用することによって努力義務が課せられ、自治体情報システムの標準化・共通化が推進されています。

三宅町の令和6年度予算案の予算審査特別委員会資料の説明の中にも、基幹系電子計算システムとして、住民情報、税務、国民年金、福祉、国民健康保険の各事業の事務事業における総合行政システムの運用に係る経費、戸籍情報システム及び戸籍の附票、システムの運用管理に係る経費、戸籍情報システム及び戸籍のシステムの改修業務、デジタル基盤改革支援補助金、自治体情報システムの標準化・共通化に向けてという予算が組み入れられています。地方公共団体情報システム標準化基本方針2022年10月や2023年4月以降から移行支援期間として位置づけられています。2025年までに主要種目、住民基本台帳、戸籍の運用、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、民間登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学援助、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理が組み入れられ、国による一体的なシステム使用が義務づけられることで、これまで自治体が独自で提供してきた行政サービスが継続できなくなることへの懸念があります。

特徴的なのはマイナンバーカードの作成で、マイナンバーカードの作成は、その自治体に任すことが法律で定められていますが、カード作成者には2万円のクーポン券を発行するなど、義務的要素が強く盛り込まれています。2021年5月11日に成立したデジタル関連法は、地方に強い権限がさせ、予算を持ったデジタル庁を新設、職員は発足人員約600人のうち、約20人が民間出身者で、出身企業から給与も認められ、出向という立場となっています。住民のデータが拡散され、個人情報外部にもれる危険性が危惧されるものとなっており、地

方分権にも反するものです。

国民健康保険特別会計は、県の税の統一化に伴い、所得割、均等割、平等割の引上げに伴い、物価高騰の中で低所得者の生活を脅かすものとなっています。

介護保険特別会計も厚労省の指示で、第1号保険者段階を昨年の9段階から13段階に増やされたのはいいのですが、保険料が引き上げられています。

条例については、議案第10号から第14号までは、職員の給与の引下げと地方自治法の改正によるものであり、議案第15号から第17号は、福祉医療費助成条例の一部改正で、住民に負担軽減になるものではなく、議案第18号の国民健康保険税条例、議案第19号介護保険特別条例の改正は、住民に負担を強いるものであります。議案第20号から第23号は、国の基準の改正によるものでありますので、賛成といたします。

その他の条例等は問題ありませんので賛成とし、三宅町令和6年度一般会計予算案、国民健康保険予算案、介護保険予算案関係条例について反対として、討論を終わります。

○議長（辰巳光則君） ほかに反対討論はありませんでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） それでは、賛成討論ある方。

川緒議員。

○3番（川緒実希子君） 私は、予算特別審査委員会の採決では、令和6年度予算案に賛成しませんでした。それは積極的な反対等はありませんでした。本会議では賛成したいと思います。それも決して積極的な賛成ではありません。

ここで、その理由を述べたいと思います。

そもそも予算とは、自治体や国が強制力を伴って集めた税金を公正に分配するシステムを具体的に見える形にしたものです。なぜ自治体や国が強制力をもって税を徴収することが許されるのか考えてみると、集められた税が自分たちのために公正に分配されるであろうという信頼があって初めて許されるのだと私は思います。

その観点から三宅町の予算を見たとき、どうでしょうか。

私には住民の切実な願いに応えるものは置き去りにされる一方で、大都市圏のコンサルタント会社などに払われる予算の気前のよさが目につきます。その点について質問をすると、返ってくる答えは、「国の補助があります」、「特別交付税措置があります」という言葉です。

しかし、国庫補助金も特別交付税措置も元をただせば私たちの税金です。無から有を生み

出しているわけではありません。地方創生のかけ声の裏で、税金が、結局、地方から中央へ還流するというおかしな現象が三宅町でも起きているのです。もちろん、私も国庫補助金や特別交付税措置を使って、国が誘導しようとしている制度の全てを採択しないでほしいと考えているわけではありません。三宅町も全てを採択しているわけではありません。

では、国が誘導しようとしている制度の中で、三宅町が採用すべきものは何でしょうか。その判断基準は、三宅町民にとって利益になるかどうかの一択だと思います。

その一方で、令和6年度予算の中には特別栽培米で、生産者への補助金創設や給食の地産地消の推進、防災士養成、補助制度の新設、G・L・O・V・Eの整備、特定健診の若年層への拡充など、三宅町民にとっての利益を追求した予算が散見されたことは、高く評価したいと思います。両者を勘案し、私は予算案に消極的ながら賛成いたします。

○議長（辰巳光則君）　ほか討論はありませんか。

松本議員。

○5番（松本 健君）　私は、議案18、19号の国保、介護保険の条例に関して、委員会で反対しましたが、それを含めて、本会議では一般会計、議案18、19ともに賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

まず、一般会計ですが、予算総額の額が約4億5,000万円アップしておりますが、これは山辺のごみ処理に関わる過疎債と水路に関わる浚渫債がほとんどであることなど、予算案に対して減額を必要と考える項目が特にないということからも賛成であります。

とはいえ、執行に当たっては、当然のことながら、効率的な執行を行っていただきたいというのは言うまでもありません。

ただ、一言本予算について申し上げさせていただきます。

私は、どちらかというと、もっと予算を使って事業をなすべきかと考えます。今回、国保や介護保険でも住民の負担が増えることになってしまいました。住民の生活は一般の物価上昇の中、大変なことになっています。また、正月に地震があったこともあり、不安感が大きく広まっております。私は、今が平時か非常時かという、非常時だと思っています。行政に当たっては、危機感をもって臨んでいただきたいと思います。

そういった中、本町の財政状況は、将来負担比率が数値なしとなっており、健全な状態にありますといった説明がありました。私は、逆に、これは健全といえるのか疑問です。財政的には健全なのかもしれませんが、行政としては果たして健全なのか、やるべきことをやっていないだけではないかと考えます。

予算編成に当たっては、今回、行政サービスの質の向上だったり、一人一人に寄り添った支援であったり、地域の活性化や成長につながますといった言葉が連なっておりましたが、まさに危機感を持って、これをやるべきだと考えます。

今後、申し上げた方向で補正予算が組まれることを期待して、この予算には賛成させていただきます。

また、議案18、19の条例に関してですが、それぞれの保険制度として考えるのではなく、さきに述べたように、トータルでの一人一人に寄り添った行政サービスという考え方で対応していただきたいと考えるに至り、賛成させていただこうとします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

議案第1号 令和6年度三宅町一般会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第2号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第3号 令和6年度三宅町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第4号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第5号 令和6年度三宅町下水道事業会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第6号 令和5年度三宅町一般会計第11回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第7号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第8号 令和5年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第9号 令和5年度三宅町下水道事業会計第4回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第11号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第12号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第14号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第15号 三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第16号 三宅町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第17号 三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第18号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第19号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第20号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第21号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第22号 三宅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第23号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第24号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第25号 財産の取得についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） 閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たりまして、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和6年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、令和6年度三宅町一般会計予算をはじめとする当初予算5件、補正予算4件、条例の改正14件、計画の変更1件、財産の取得1件、報告1件、諮問1件の重要案件について慎重ご審議いただき、全議案ご可決賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、ご審議いただいたとおり、令和6年度一般会計当初予算は、三宅ビジョンである「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン三宅町」を実現する機動的な行政運営を行うために、計画の見直し等、様々な変化に柔軟に対応し、昨年度に引き続き、「挑戦」することを重点とする予算編成の下、挑戦の2期目として予算組みを行い、昨年度より4億5,700万円多い46億6,000万円の計上となりました。

特に、提案説明でもご説明させていただいたとおり、「対話」、「挑戦」、「失敗」の3つのバリューを基に、積極的に各事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、一般質問はもとより、予算審査特別委員会、各常任委員会にてご審議いただきました課題等につきましては、貴重なご意見として真摯に受け止め、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さて、本町は来年度町制50周年という記念すべき年を迎えます。改めまして、本町の発展

を支えてこられた多くの先人の努力に敬意を表し、感謝を申し上げますとともに、記念となる事業につきましても、検討してまいりたいと考えております。

これからも本町のさらなる発展のために誠意努力してまいりたいと考えておりますので、議員皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、朝夕、肌寒い日もございますが、少しずつ日増しに暖かさを感じ、春の訪れを感じる季節となりました。

議員皆様におかれましては、新年度にかけて公私何かとお忙しい時期とは存じますが、くれぐれも健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げ、令和6年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君）　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君）　以上で令和6年3月三宅町議会第1回定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては慎重なる審議をいただき、ありがとうございました

（午　　時　　分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員